

第4次新潟市環境基本計画 (案)

新 潟 市

目次

第1章 基本事項

第1節 計画の基本的事項

- 1 計画の概要と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 新潟市総合計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2節 策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 計画に基づくこれまでの取組み（第3次計画の評価と課題）・・・・・・7

第3節 計画の基本的な考え方

- 1 目指す都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第2章 施策の展開

第1節 施策設定にあたって

- 1 各施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 施策の達成状況等の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 SDGsとの関連について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第2節 各施策の内容

- 共通施策 環境教育と協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 施策1 脱炭素社会の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 施策2 循環型社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 施策3 自然との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
- 施策4 良好な生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

第3章 環境配慮指針

第1節 環境配慮指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

第2節 各主体における環境配慮指針

- 1 市民における環境配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 2 事業者における環境配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 3 市における環境配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第4章 計画の推進

- 第1節 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
- 第2節 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

資料編

- 1 本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
- 2 新潟市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-5
- 3 策定の経緯、策定組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-10
- 4 市民意見の聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・資-13
- 5 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・作成中

第 1 章 基本事項

第1節 計画の基本的事項

1 計画の概要と位置づけ

(1) 概要

新潟市環境基本計画（以下、「本計画」という）は、新潟市環境基本条例（以下、「市環境基本条例」という）第9条の規定に基づき策定するもので、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方向や目標を定めています。

平成10年6月に第1次計画を策定した後、政令指定都市への移行や種々の環境情勢の変化を背景に、平成19年に第2次計画を、平成27年4月に第3次計画を策定しました。

第3次計画策定後も本市を取り巻く情勢は刻々と変化しています。この変化に対応するとともに、新潟市総合計画（以下、「市総合計画」という）で定める「目指す都市像」の実現に向けて、市民、事業者、行政など全ての主体が一体となって取り組むために、本計画の策定を行います。

(2) 位置付け

市環境基本条例第10条の規定により、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定、実施にあたり、本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければなりません。このため、地球温暖化対策実行計画などの個別計画についても、本計画の内容に整合、配慮しながら策定します。

また、本計画には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定される環境教育等行動計画を含むものとします。

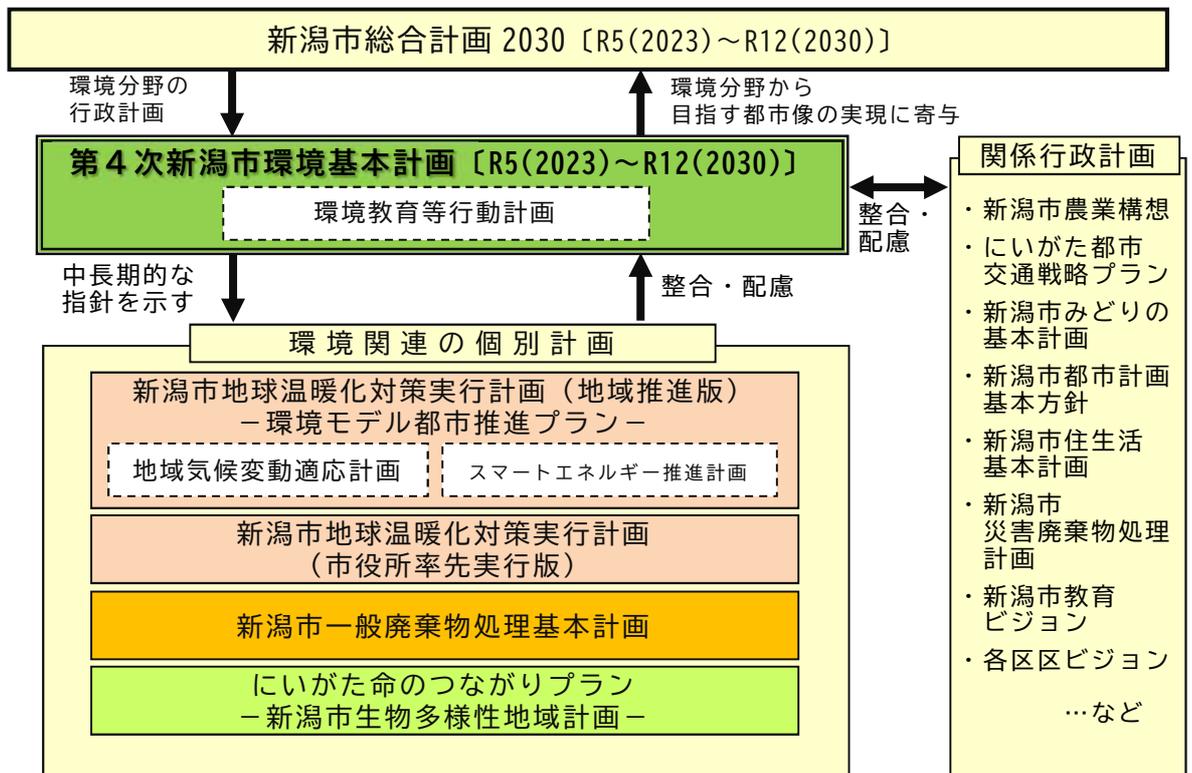


図 1-1-1：本計画の位置付け

2 新潟市総合計画との関係

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとして、市総合計画と相互に関連し、補完し合いながら、良好な環境の維持・形成を目指すものです。市総合計画は、新潟市が目指す姿（都市像）の実現に向けたまちづくりの方向性を示す計画であり、本市における最上位の計画に位置付けられています。

このため本計画は、市総合計画に掲げる都市像「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」の実現に向け、主として環境分野の政策16「将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全」において位置付けられる施策と整合を図りながら、環境の視点から施策を整理、展開します。

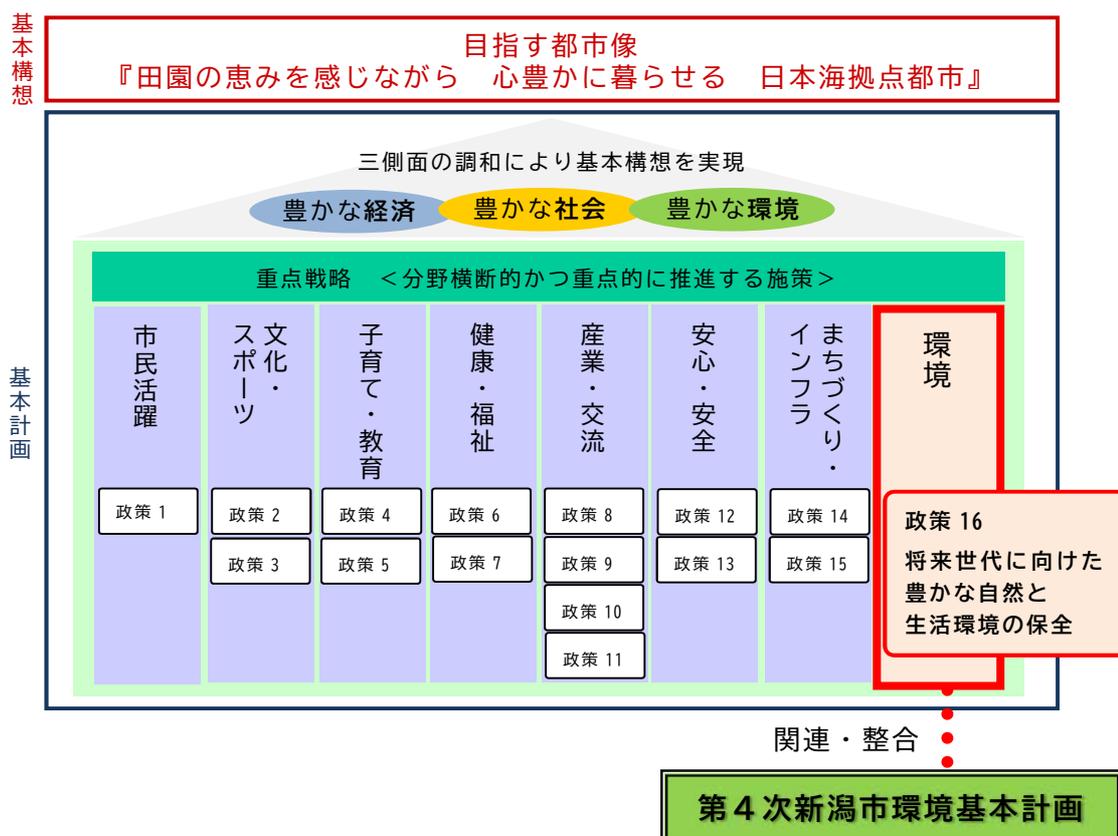


図 1-1-2：新潟市総合計画との関係

3 計画期間

本計画の期間は、市総合計画の期間と同様、令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間とし、毎年、前年度の取組み状況等について年次報告を行います。

また、社会情勢の変化や環境情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、本市全域とし、地球環境も視野に入れた広域的な施策も検討します。

また、本計画の対象範囲の概略は、次の図のとおりとします。

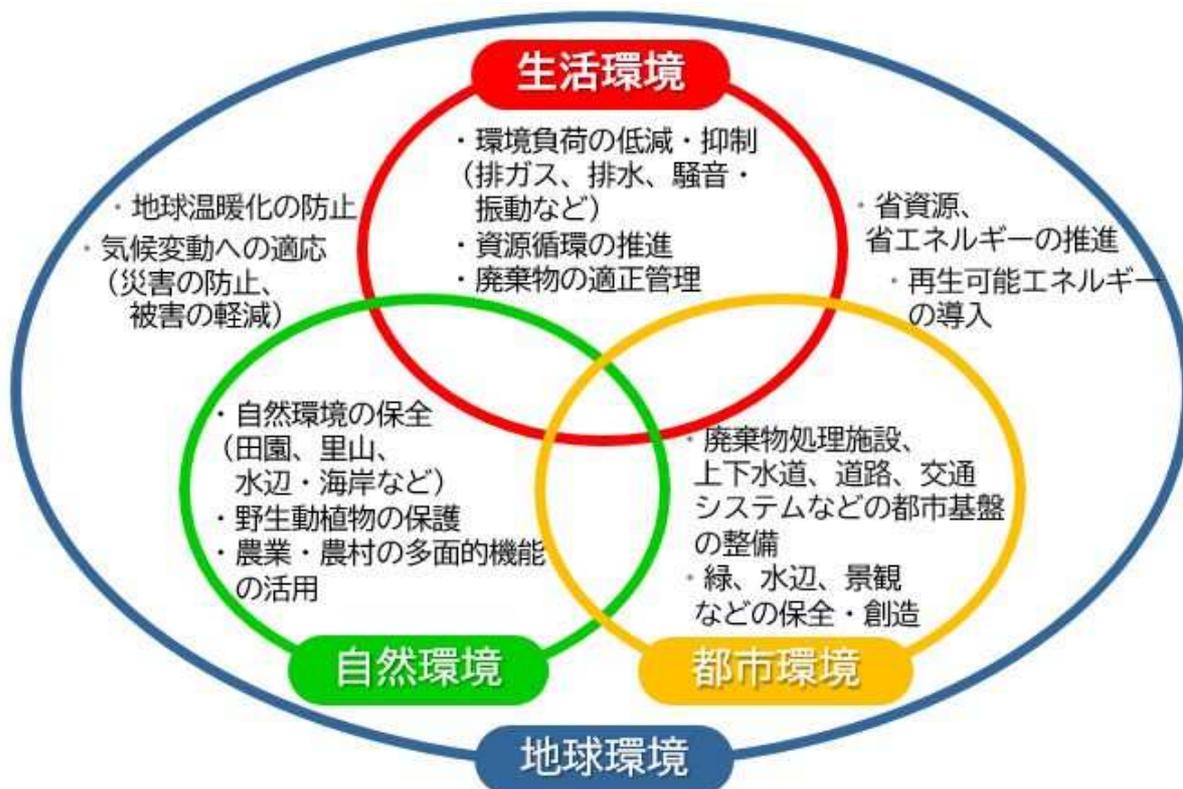


図 1-1-3：本計画の対象範囲の概略

第2節 策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなすもので、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。全ての国が取り組むべき普遍的な目標であり、企業や地方自治体、市民社会、そして一人ひとりに至るまで、全てのひとの行動が求められている点が大きな特徴です。

国は、平成 28 (2016) 年に、「SDGs 推進本部」(本部長：総理、構成員：全閣僚)を設置し、SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」を策定しました。また、SDGs 達成のための主要な取組み

をまとめた「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、SDGsの実現に取り組んでいます。

市総合計画においても、「持続可能なまちづくり」という方向性がSDGsにおける持続可能な開発の考え方と一致することから、SDGsの基本的な考え方を意識して政策・施策を推進することとしています。

また本市は、令和4(2022)年5月、「都市と田園の好循環」をテーマとした提案により、SDGsの達成に向けて優れた取組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。今後は、多様なステークホルダーとのパートナーシップをもとに、様々な取組みを進めていくこととしています。

(2) 脱炭素社会に向けた取組みの加速化

国内外の気候変動政策は、近年、劇的な変化を遂げています。平成27(2015)年に、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること(2℃目標)」と「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」が合意されました。

平成30(2018)年には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書において「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要」という知見が示され、各国が温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを加速的に進めています。

日本では、令和2(2020)年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。令和3(2021)年には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組み・施策を中心に、工程と具体策が示されました。

こうした中、本市は令和2(2020)年12月、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。今後は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で地方創生に寄与する地域脱炭素の実現に向けた取組みが必要となります。

(3) 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

大量生産・大量消費型の経済社会活動が続いた結果、大量廃棄型の社会が形成され、気候変動問題、生物多様性の損失、廃棄物による自然環境の汚染などの様々な環境問題につながっています。また、原材料やエネルギーといった資源を輸入に頼る社会経済活動も課題となっています。

こうした一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行に向けた取組みを、2050年のカーボンニュートラル達成のためにも、これまで以上に進めていく必要があります。

こうした中、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進

等に関する法律」が施行されました。プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたり、3R+Renewable（再生素材・再生可能資源への切替え）の原則に基づくあらゆる主体の取組みを促進するものであり、事業者、消費者、行政など各主体の積極的な取組みが求められています。

本市は、平成20（2008）年にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、市民、事業者、市が一体となっごみの減量と資源化に取り組んできました。今後は、引き続きこれまでの取組みを着実に行うとともに、3Rで優先度が最も高いリデュースのうち、プラスチックごみの削減に向けた取組みの拡大が必要となります。

一方、廃棄物処理においては今後、人口減少やごみ減量化の取組み等による廃棄物の減少が見込まれており、将来にわたって安定かつ効率的に廃棄物を処理できる体制や、廃棄物処理に伴い発生する熱を利用した廃棄物発電の活用など、循環経済への移行と2050年カーボンニュートラルの実現にも資する廃棄物処理システムの構築が求められています。

（4）食品ロスへの関心の高まりとエシカル消費

まだ食べられるのに捨てられている食べ物（食品ロス）については、国際的にも関心が高まっています。世界の人口約78億人のうち約8億人（9人に1人）が飢餓の影響を受けている一方で（令和3（2021）年現在）、先進国では多くの食品ロスが発生しており、国連や世界各国では、削減に向けた具体的な数値目標を掲げ、効果的な方法を探っています。

国では、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針等を定める「循環型社会形成推進基本計画」において、令和12（2030）年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められたほか、家庭以外から発生する食品ロスについても、製造から流通、消費までの各段階における食品ロス削減の取組みを加速化するとしています。また、持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、人、社会、環境、地域、動植物に配慮した様々な消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」が求められており、商品・サービスを選択する際の環境整備や食品ロスの削減、省エネなどの社会的課題に配慮した消費、持続可能なライフスタイルへの理解の促進にも力を入れています。

本市においても、食品ロス削減についての情報発信や啓発を行っているほか、令和4（2022）年3月には、食品ロス削減の取組みの一つである「フードシェアリングサービス」を展開する会社との連携協定を締結しました。

食品ロスの削減は、ごみの減量のみならず、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制にもつながるものであり、今後も市民、事業者、関係団体などと連携した取組みが必要です。

（5）人と自然との共生

地球上に生息・生育する様々な生き物には、一つひとつに個性があり、全て直接的、又は間接的に支えあって生きています。しかし現在、人間活動による影響が主な要因で、世界的に生物多様性の損失が進んでいます。

こうした中、令和 3（2021）年 6 月に開催された G 7 サミットでは、2030 年までに世界の陸地及び海洋の少なくとも 30%を保全又は保護する世界目標を掲げ、G 7 各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することを約束する「G 7 2030 年自然協約」を採択しました。これを受け、国では、2030 年までに陸と海の 30%の保全を目指す「30by30（サーティーバイサーティー）目標」の国内達成に向けた行程と具体策を示すロードマップを策定し、令和 4（2022）年 4 月に公表しました。

また、令和 4（2022）年 12 月には、国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において「30by30 目標」のほか、途上国への資金援助拡大や企業活動に伴う生物多様性への影響の把握・公表などを盛り込んだ新たな国際目標が採択されるなど、自然環境や生態系の保全に向けて世界的な動きが加速しています。

本市には、里山・里瀉や河川など多様な水辺空間と、日本一の面積を誇る水田が作り出す田園風景などの豊かな自然環境があり、令和 4（2022）年 11 月には、国内初となるラムサール条約の湿地自治体認証を受けました。この認証は、ラムサール条約の理念に基づき、湿地の保全・再生、地域の参加や普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準を満たす自治体に対して与えられるものであり、本市の豊かな自然と生物多様性を将来世代に引き継いでいくための取組みが、より一層重要となっています。

（6）新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年 12 月に中国で確認されて以降、世界的に感染が拡大しました。国内では、令和 2（2020）年 4 月に緊急事態宣言が発令されましたが、その後も感染拡大の波が繰り返し発生し、長期間にわたって市民の生活や経済に大きな影響を及ぼしています。

感染拡大防止と社会経済活動の維持のため、企業活動や市民生活においては、テレワークやオンライン会議、混雑を回避するための時差出勤など、新たな生活様式や多様な働き方のスタイルが広がっており、人々の意識や行動に大きな変化が生まれました。

こうした社会状況や生活様式の変化は、人々の移動に伴う温室効果ガスの削減につながる反面、家庭から排出されるごみ量が増加するなど、環境面で様々な影響が生じていることから、今後も動向を注視しながら取組みを進める必要があります。

2 計画に基づくこれまでの取組み（第3次計画の評価と課題）

（1）第3次計画における成果指標に基づく評価と課題

第3次計画では、「田園と都市が織りなす、環境健康都市」を目指す都市像に設定し、その実現に向けて5つの施策に取り組んできました。

各施策の進捗状況については、施策ごとに設定した成果指標により、毎年度把握、公表していますが、令和3（2021）年度現在の指標（16）のうち10の指標で、目標を「達成」又は「概ね達成（80%以上）」する見込みです。一方、6つの指標では目標達成が難しい状況であり、事業の効果や指標の適正性などについて見直しが必要です。

表 1-2-1：第 3 次計画における成果指標に基づく評価と課題

施策の柱	指標項目	基準値	目標値	実績	
		(年度)	(年度)	(年度)	
I 低炭素社会の創造	市域の温室効果ガス排出量 ★	710万t-CO ₂ 2011 [H23]	624万t-CO ₂ 2018 [H30]	635万t-CO ₂ 2018 [H30]	
	もみ殻などのバイオマスエネルギーの活用 ★	—	活用の実現	民間で活用	
	太陽光発電システム導入量 (10 kW未満) ★	18,000kW 2013 [H25]	36,000kW 2018 [H30]	33,305kW 2018 [H30]	
	自動車利用の削減 ★	—	2.5% 削減	2.6%増加	
	1世帯あたりの電気使用量 (年間) ★	3,612kWh 2013 [H25]	3,160kWh 2018 [H30]	3,334kWh 2016 [H28]	
	1世帯あたりの二酸化炭素排出量	4.2t-CO ₂ /世帯 2016 [H28]	3.6t-CO ₂ /世帯 2024 [R6]	4.0t-CO ₂ /世帯 2019 [R1]	
	市内1事業所あたりの二酸化炭素排出量	96.2t-CO ₂ /事業所 2016 [H28]	96.3t-CO ₂ /事業所 2024 [R6]	84.7t-CO ₂ /事業所 2019 [R1] ※1	
	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)台数	EV 833台 PHV 671台 FCV 2台 2018 [H30]	EV 2,500台 PHV 2,800台 FCV 60台 2024 [R6]	EV 1,138台 PHV 946台 FCV 36台※2 2021 [R3]	
	区バス・住民バス利用者数	52.1万人 2018 [H30]	39.2万人 2024 [R6]	46.3万人 2021 [R3]	
	II 循環型社会の創造	家庭系ごみ量 (1人1日あたり) ★	501g 2013 [H25]	474g 2019 [R1]	492g 2019 [R1]
事業系ごみ排出量 ★		84,962 t 2013 [H25]	74,500t 2019 [R1]	78,718t 2019 [R1]	
リサイクル率 ★		27.2% 2013 [H25]	30.9% 2019 [R1]	25.7% 2019 [R1]	
最終処分量 ★		29,213t 2013 [H25]	21,800t 2019 [R1]	21,787t 2019 [R1]	
家庭系ごみ量 (1人1日あたり)		488g 2018 [H30]	475g 2022 [R4]	496g 2021 [R3]	
事業系ごみ排出量		79,186t 2018 [H30]	77,300t 2022 [R4]	72,272t 2021 [R3]	
リサイクル率		26.4% 2018 [H30]	27.1% 2022 [R4]	24.4% 2021 [R3]	
ごみ総排出量 (1人1日あたり)		1,006g 2018 [H30]	987g 2022 [R4]	978g 2021 [R3]	
III 生物多様性の保全		生物多様性の象徴としてのハクチョウとの共存	日本一の越冬数 2013 [H25]	現状を維持 2022 [R4]	現状を維持 11,868羽 2021 [R3]
		特定外来生物の種類	10種 2013 [H25]	現状より減少 2022 [R4]	14種 2021 [R3]
	環境保全型農業を実施する農地の割合	34.4% 2013 [H25]	50% 2022 [R4]	24.7% 2021 [R3]	
IV 快適な生活環境の創造	生活環境における空気のきれいさ 沿道における空気のきれいさ	0.007ppm 0.009ppm 2013 [H25]	現状より低減 2022 [R4]	0.005ppm 0.006ppm 2021 [R3]	
	水がよりきれいなランクになった河川・湖沼の水域数	—	3地点 2022 [R4]	-1地点 2021 [R3]	
	食育・花育センターが実施する花育体験プログラム等の実施団体数	30団体 2013 [H25]	70団体 2022 [R4]	58団体 2021 [R3]	
	保育所、幼稚園、小学校の地域との連携による花育活動実施率	48% 2013 [H25]	60% 2022 [R4]	45% 2021 [R3]	
	植栽やビオトープづくり等、美しい農村景観の形成を行う農地の割合	78% 2013 [H25]	90% 2022 [R4]	86.3% 2021 [R3]	

★ は、終了又は目標値が変更となった指標項目

- ・「環境教育と協働の推進」は、「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」「生物多様性の保全」「快適な生活環境の創造」の各施策に掲げる目標を、当該施策の指標としている。
- ・「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」は、個別計画の策定に伴い令和元年度に目標を再設定している。
- ・達成状況に記載がない項目については、算出根拠となる調査などが終了したことなどに伴い計画期間内の数値を全て把握できなかったため、達成状況の評価を行っていない。

※注 1 暫定値 ※注 2 県内の台数

◎：目標を達成している ○：目標を概ね（80%以上）達成する見込みである △：目標達成が難しい状況である

評価	主な評価と課題	
○	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯あたりの二酸化炭素排出量は年々減少傾向にあります。 ・一方、他の政令指定都市と比較して、家庭部門の世帯当たりの排出量はワースト2位となっており、夏蒸し暑く冬寒い北陸地方特有の気候条件や延べ床面積の広さ（政令指定都市1位）が、「1世帯あたりの二酸化炭素排出量」の目標未達成の主な要因として考えられます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域から排出される二酸化炭素排出量は、基準年度の2013年度比で年々減少傾向にあります。家庭部門への対策の促進、脱炭素経営を目指す企業の支援、地域の事業者主体による自立分散型再エネ大量導入の仕組みづくりをさらに進めていくことが必要です。 ・運輸部門への対策として、過度な自家用車利用から公共交通や自転車利用・徒歩への転換を促進すること、また電気自動車など次世代自動車への転換などを推進していく必要があります。 	
◎		
○		
—		
—		
○		
—		
△		
◎		
△		<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみ量の削減に向け、広報活動や生ごみ減量事業等を展開しましたが、目標達成には至りませんでした。 ・事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインの周知が、排出量の削減につながりました。 ・総じてごみ総排出量は減少しました。新型コロナウイルス感染症の影響による市民の在宅時間の増加と、事業活動の制限も要因の一つ考えられます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい情報発信や若年層への意識啓発など、市民の意識醸成の取組みを引き続き進める必要があります。 ・事業系廃棄物処理ガイドラインの周知と大規模事業所への訪問指導などによる、適正排出と排出量削減に向けた取組みが必要です。
△		
△		
◎		
○		
◎		
○		
◎		
◎	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物は確認種数が増加している傾向が見られ、引き続き対応が必要です。 ・環境保全型農業を実施する農地の割合については、対象となる農地の作付け状況の変化等により、計画策定時点の数値を下回りました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や環境負荷の軽減などについて、さらなる普及啓発の取組みが必要です。 	
△		
△		
◎	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気のきれいさについては、自動車排出ガス規制や次世代車両の普及、大規模工場からのばい煙排出濃度の改善等により、十分に低い濃度で推移しています。 ・水のきれいさについては、工場・事業場の排水規制、下水道整備及び合併処理浄化槽の普及促進による生活排水対策等により改善傾向ですが、ランクアップには更に時間を要すると思われます。 ・花育体験プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられ、今後は、コロナ禍でも実施可能な花育活動のあり方を検討していきます。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準未達成項目における原因の解明や対策の継続が必要です。 	
△		
○		
△		
○		

(2) 市民アンケートの結果に基づく評価と課題

本計画策定に際し、令和4(2022)年度に市民に対してアンケート調査を行い、これまでの取組みへの評価などについて確認しました。(詳細は資料編14ページに掲載)

◆ 「環境課題への改善傾向又は対策の評価」の傾向

- 第3次計画開始時点(平成27(2015)年)と比べて、「改善した(対策を評価する)」と回答した割合は、「資源の再利用・リサイクルの推進」が最も多く、35%となりました。
- 「悪化した(対策を評価しない)」とした割合は、「身近にある森・林などの緑や、自然風景の減少の問題」「気候変動に伴う影響(自然災害、生態系の変容など)の回避・緩和」「身近に生息する鳥・昆虫・魚などの生物の減少の問題」が上位となりましたが、いずれも1割台でした。
- 「資源の再利用・リサイクルの推進」以外の項目に関しては、6割以上が「変わらない」と回答しています。

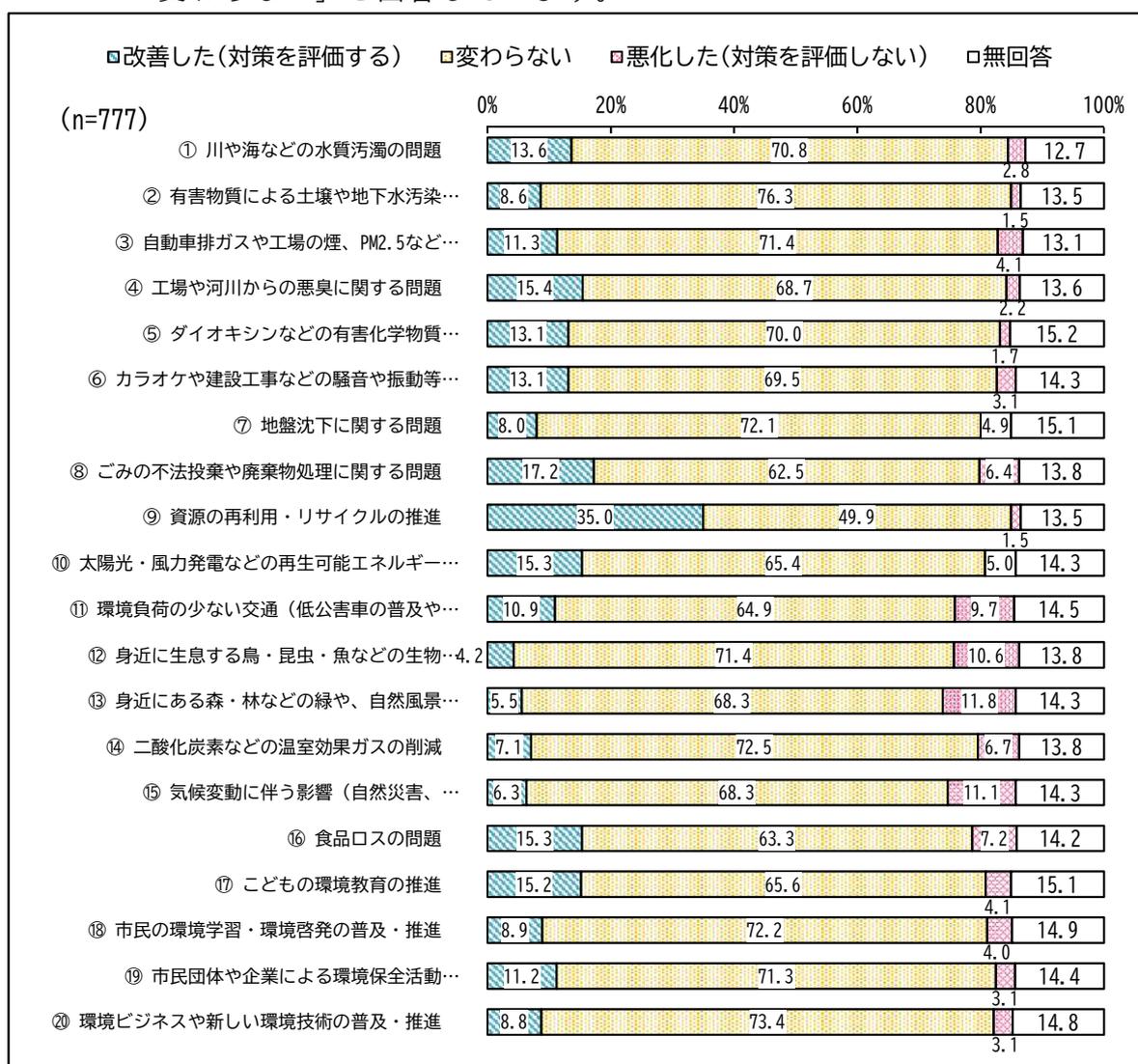


図 1-2-1：令和4(2022)年度本計画策定時の市民アンケートの結果(環境課題への対策の評価)

◆ 「環境を良くする行動について」の傾向

- 第3次計画策定時の調査（平成26（2014）年実施）と比較して、「買い物袋（マイバッグ）を持参する」の取組みが大きく増加しています。また、「エコドライブを心がけている」の項目も10%以上増加しました。
- 「ごみの分別は正しく行っている」、「台所からの排水に気を付けている」「山や川から動植物を持ち帰らない」の3項目については、前計画策定時と同様に、95%以上の市民が取り組んでいます。

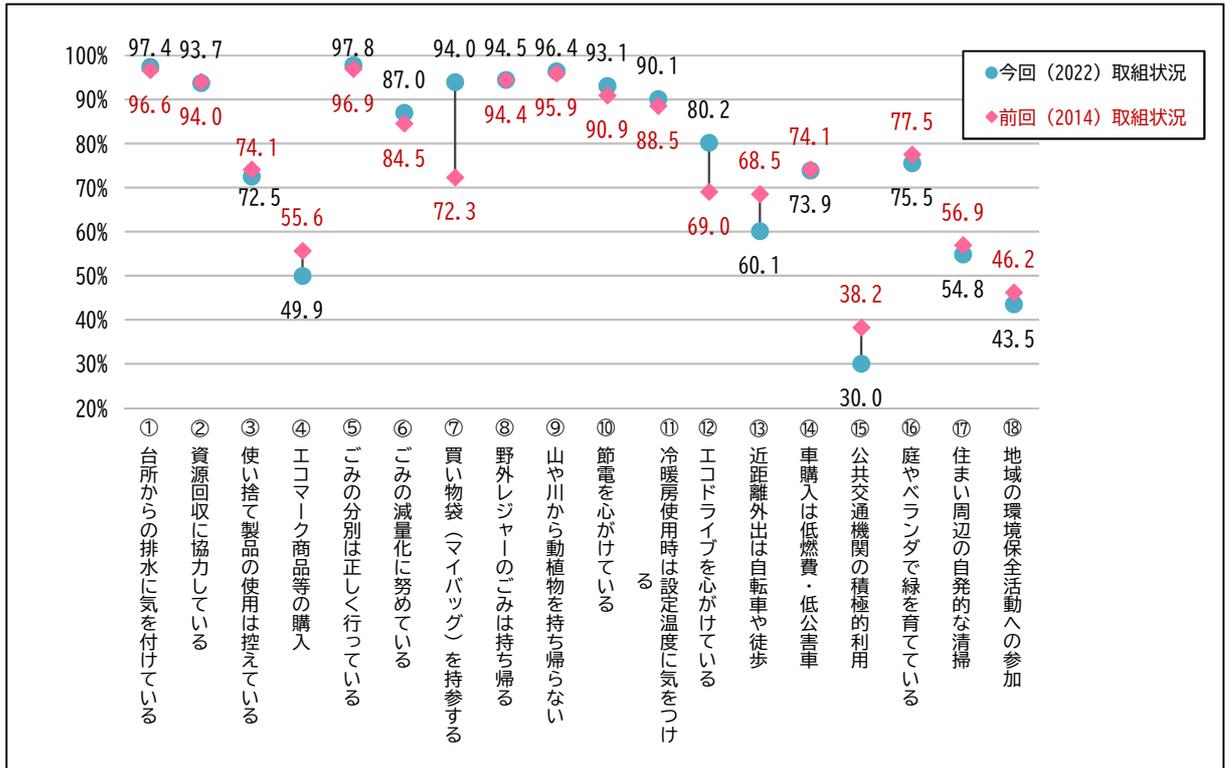


図 1-2-2：令和4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（環境を良くする行動）

◆ 将来の本市の都市像について

- 「水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」と回答した割合が最も高く、4割強を占めました。次いで、「環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち」(34.5%)、「公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち」(30.1%)が3割台で続いています。
- 公害のないまちを基本としつつ、環境にやさしい交通システムの整備が重視されています。

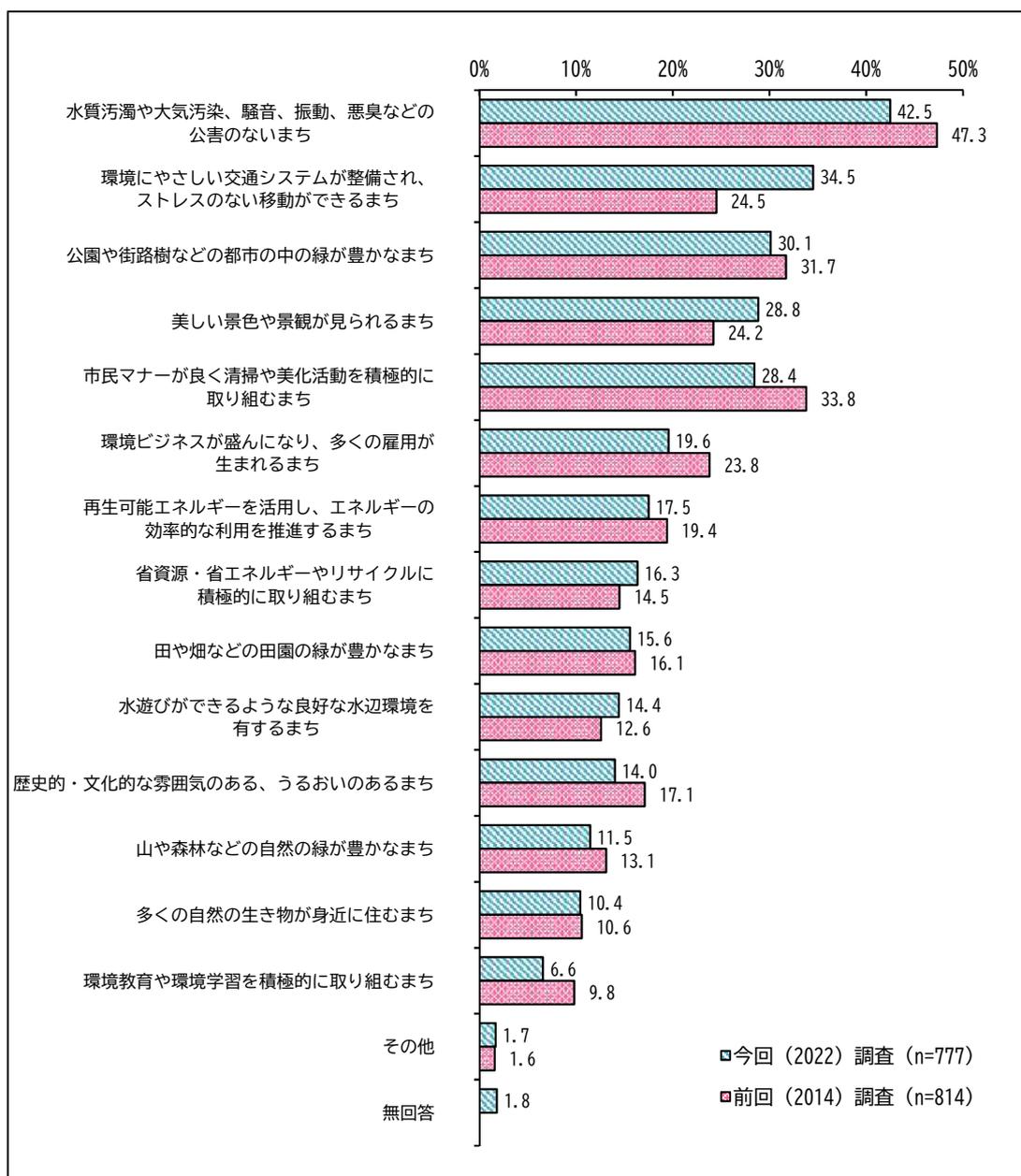


図 1-2-3：令和 4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（将来の本市の都市像）

第3節 計画の基本的な考え方

「第2節 策定にあたって」において確認した、計画策定の背景やこれまでの取組みを踏まえ、本計画における基本的な目標や方向性を次のとおりとします。

1 目指す都市像

本計画は市総合計画と相互に関連することから、市総合計画で定める都市像「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」を、本計画において目指す都市像とし、市環境基本条例第3条に掲げた基本理念のもと、将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全を目指し、施策を展開していきます。

2 計画の基本的視点

市環境基本条例に掲げられた基本理念に基づき、本市のかけがえのない環境を未来の人々に継承していくため、次の視点に立って計画を策定します。

◆ 施策の総合的な推進

市総合計画やその他の関連計画との整合を取りながら、各分野の取組みを整理し、体系化することで、地域の良い環境の創造と保全に向けた施策の総合的な推進を図り、本市が目指すまちの姿の実現に環境分野から寄与します。

◆ SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた施策の推進

SDGsは、地域の環境課題の解決にも資するものでもあります。各施策とSDGsが掲げる17の目標との関連性を示すことで、市民や事業者と共通認識を持ちながら、地域の良い環境の創造と保全を図ります。

3 施策の大綱

計画策定にあたっての基本的な考え方、背景を踏まえ、目指す都市像「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市」の実現に向けた政策を推進するため、施策の大綱（施策体系）を次のとおり定めます。

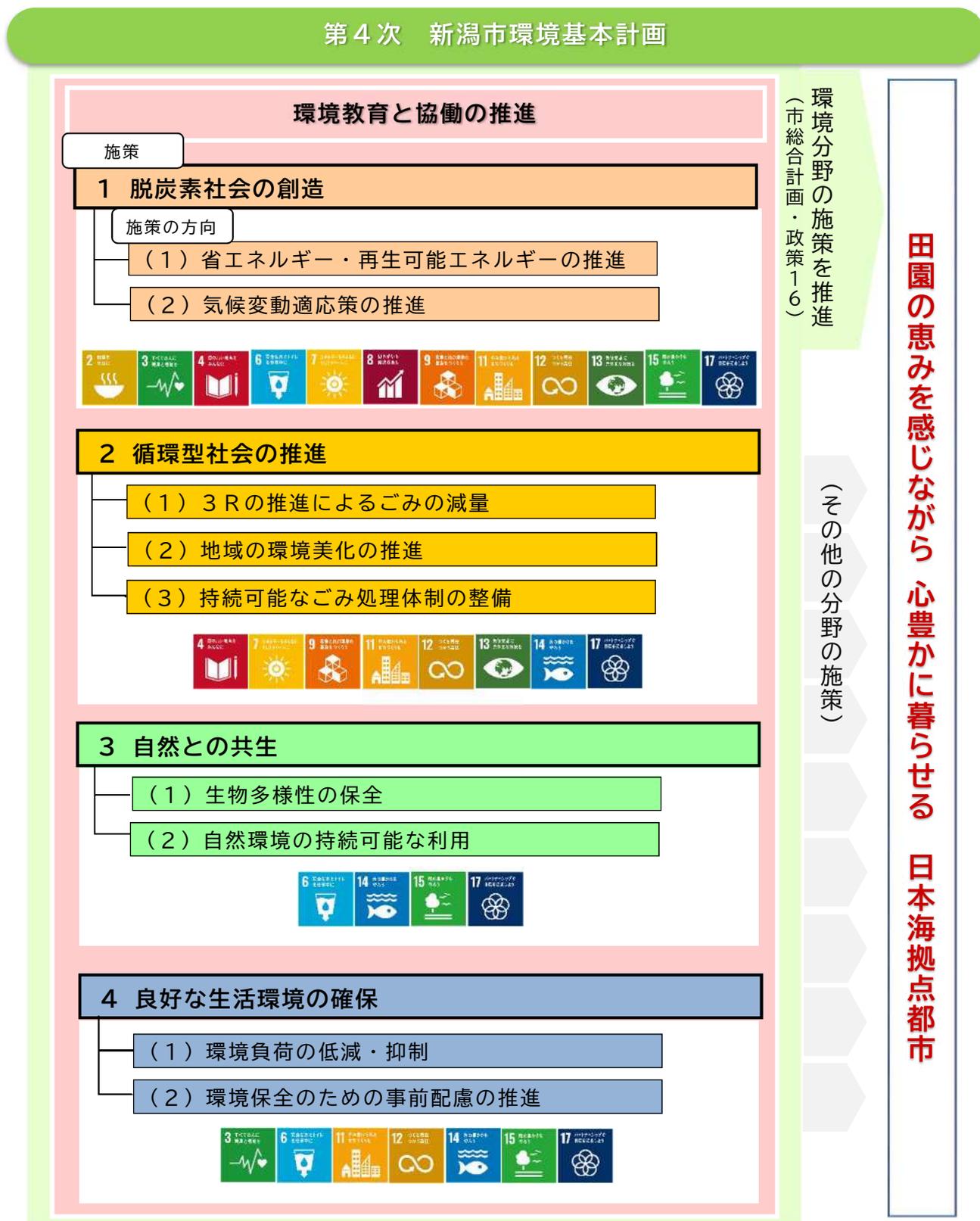


図 1-2-4：本計画の施策の大綱

第2章 施策の展開

第1節 施策設定にあたって

1 各施策について

目指す都市像の実現に向けて取り組む4つの施策を定めるとともに、全ての施策の基本となる「環境教育と協働の推進」を、共通の施策として設定しています。

また、4つの施策については、市総合計画における環境分野の政策において位置付けられる施策と関連、整合させることで、まちづくりの方向性と一致した取組みを確実に進めていきます。

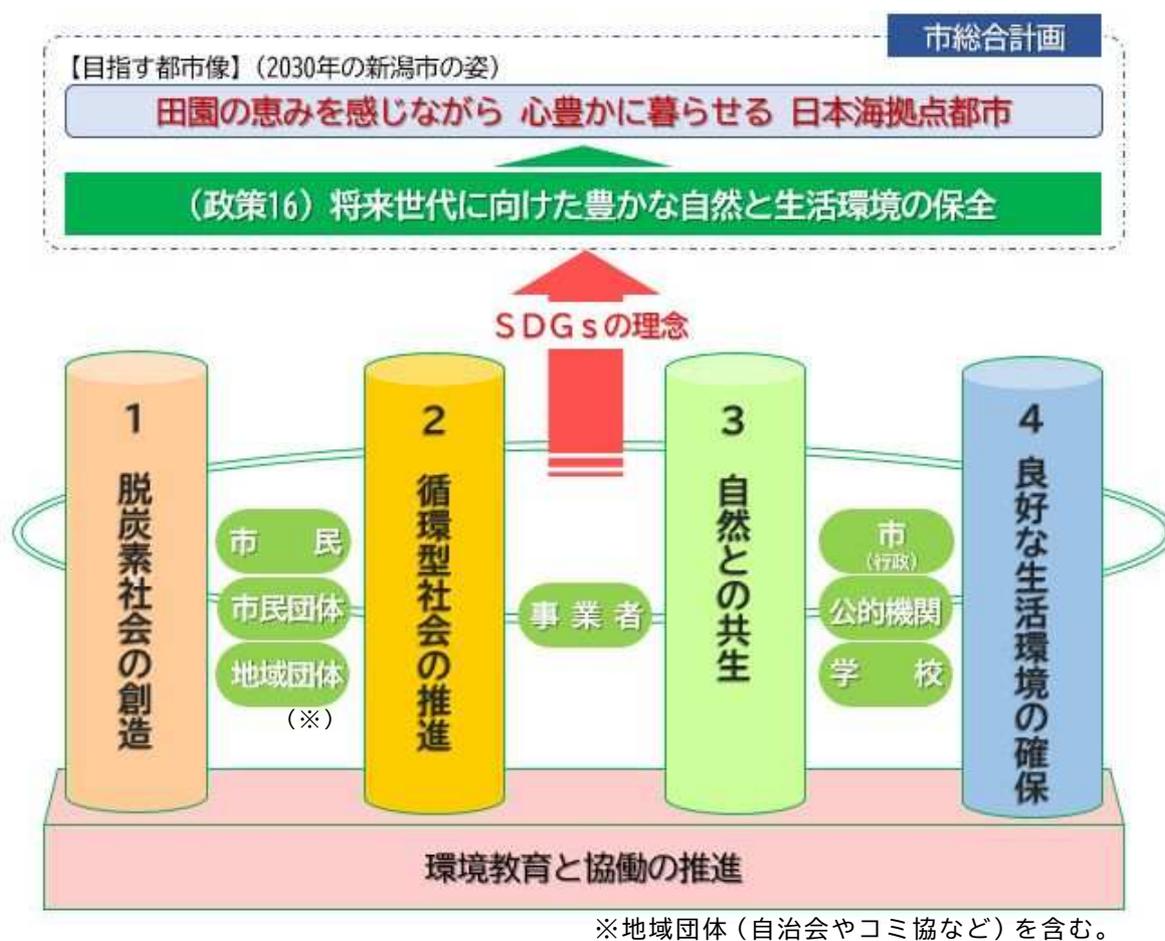
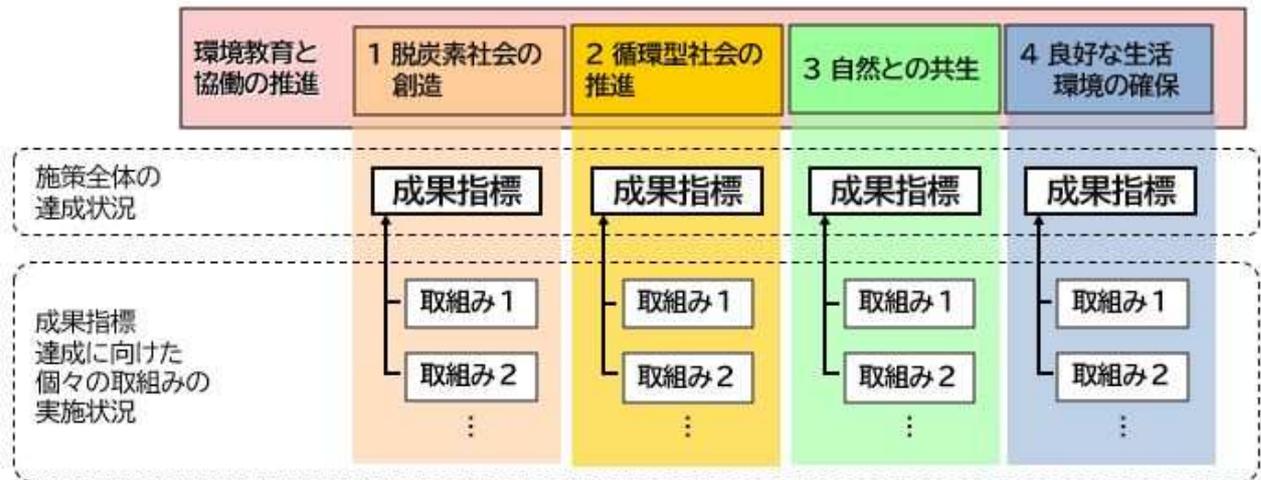


図 2-1-1：施策展開のイメージ

2 施策の達成状況等の確認について

各施策については、施策全体の達成状況を確認する「成果指標」とその目標を設定した上で、達成に向けた取組みを着実に実施するとともに、取組みの成果や参考指標の推移などの進捗状況を本計画の年次報告において総合的に確認することとします



事業の実施状況や参考指標の推移などにより、取組みの成果や進捗状況を確認

図 2-1-2：施策の達成状況の確認イメージ

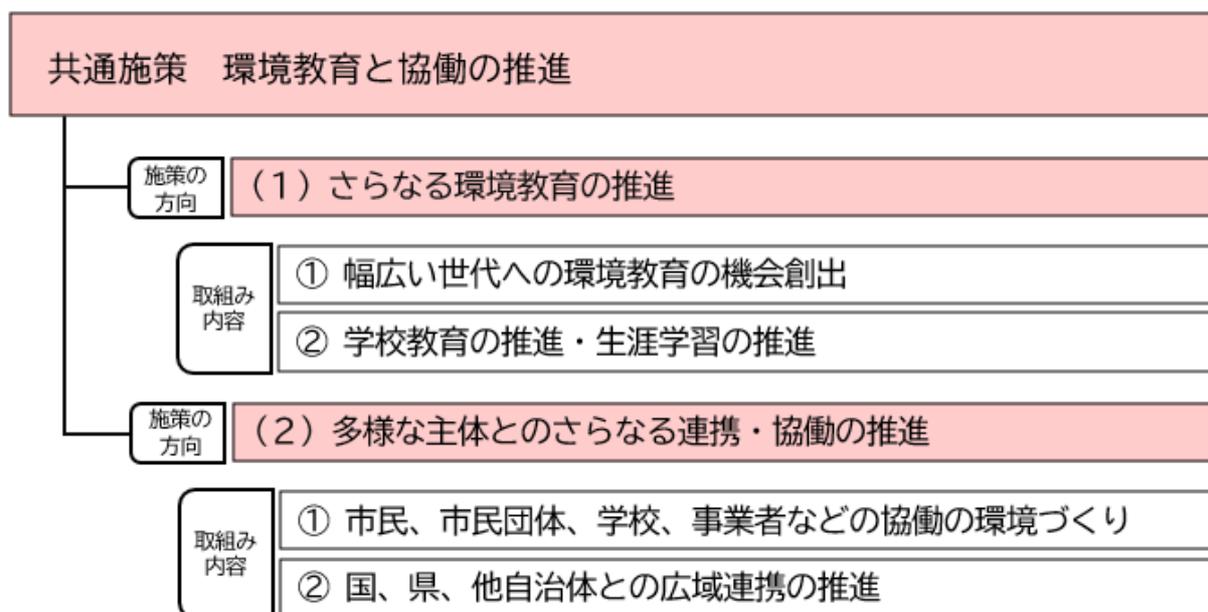
3 SDGsとの関連について

施策ごとに関連するSDGsの17のゴールを明示し、目標や取組みの方向性をわかりやすく示します。



図 2-1-3：SDGsのゴール（アイコン）

第2節 各施策の内容



本計画における施策を進める上で、あらゆる世代の全ての市民が環境に対する意識を高め、様々な場において積極的に環境行動を実践することが最も重要となります。このため、本項目を全ての施策に共通する施策として設定し、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定される環境教育等行動計画として位置付けるものとします。

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 市民や事業者、市民団体などの各主体が公的機関と一体となって環境問題に取り組んでいるまち
- 学校教育や地域活動などの様々な場面で、環境学習に積極的に取り組み、環境に関心を持つ若い人が増えているまち
- 幅広い世代の誰もが環境保全に対する意識を持ち、行動する機会があるまち

◆ 現状と課題

学校・地域における環境教育

- 学校においては、各教科や総合的な学習の時間などを活用し、環境教育に取り組んでいます。学校の取り組みレベルに合わせて、効果的な内容となるようさらに充実させていく必要があります。
- 地域、保護者、学校が一体となった活動の中で、地域の環境保全活動などにも積極的に取り組んでいます。本市では、学校に配置された地域教育コーディネーターが、学校と社会教育施設や地域活動を結ぶネットワークを形成し、地域との連携を進めるなど、「学・社・民の融合による教育」を推進してきました。令和4（2022）年度からは、保護者、地域住民、学校支援者、校長などで構成される学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置し、より一層、連携・協働できる体制の構築を目指しています。



がたっ子プロジェクト
SDGs 授業

環境分野での市民との協働

- 市内には自然環境の保全や省エネ、ごみの減量など、様々な分野で環境保全活動に取り組む市民、市民団体、事業者などがいます。しかし、その存在や活動内容が広く市民に知られておらず、参加者や活動の減少などが課題となっています。
- 令和4（2022）年度に行った、環境保全活動に取り組む市民団体や事業者、学生へのアンケートでは、活動に関する課題や悩みとして、「会員数、参加者が増えない、減っている」「会員等の高齢化が進んでいる」などがあげられました。また、市民が環境に触れる機会を増やすことが必要との意見がありました。
- このため、個々の活動の内容を広く知ってもらうとともに、各主体が連携しながら取り組みを進めていくことが必要です。



にいがた市民環境フェア

環境に関する情報の提供

- 環境総合サイト「エコやろてば」や「潟のデジタル博物館」などのホームページを通じて、本市の環境の状況や身近にできる具体的な取組み、環境に関するイベントや市民団体の活動内容を紹介しています。併せて、SNS等を通じた情報発信も行っています。
- また、市ホームページでは、大気・水質・騒音等についての監視・測定結果や、事業場への立入調査の結果について公表しています。
- 市環境基本条例第7条に基づく年次報告書「新潟市の環境」では、本市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を公表しています。

◆ 施策の方向・取組み内容

(1) さらなる環境教育の推進

① 幅広い世代への環境教育の機会創出

- 市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考えて行動するために、あらゆる場所、あらゆる世代に対して、学習機会の提供や人材育成、情報提供などを通じて環境教育を推進します。

[主な取組み]

- ・ホームページ、SNS、広報誌等の各種媒体を通じた情報発信
→35 ページ、42 ページ
- ・ごみ分別アプリ、チャットボット等の普及促進
→35 ページ
- ・出前講座、授業の実施
→35 ページ、43 ページ、54 ページ
- ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
→41 ページ
- ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究
→41 ページ
- ・各種環境調査、事業場への立ち入りの結果の公表
→52～53 ページ

② 学校教育の推進・生涯学習の推進

- 持続可能な社会の実現に向け、学校教育を通じて子どもたちが、よりよく問題を解決する力を養うとともに、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にすることを育みます。
- あらゆる世代の主体的な学習活動を推進するため、高等教育機関および企業と連携しながら、時代や社会の変化ならびに学習ニーズに応じた多様な学習機会や素材の提供を効果的に進めます。

〔主な取組み〕

- ・ がたっ子プロジェクトSDGs授業
- ・ ESD環境学習モデル校の支援、学習成果の展示・公表
- ・ 環境副読本などの学習材料・コンテンツの提供
- ・ 出前講座、授業の実施
→35 ページ、43 ページ、54 ページ

(2) 多様な主体とのさらなる連携・協働の推進

① 市民、市民団体、学校、事業者などの協働の環境づくり

- 様々な主体による協働の環境づくりを推進するため、事業者や市民団体などの活動を支援するとともに、協働のための体制を整備します。
- 地域コミュニティ協議会などの地域団体と連携・協働しながら、学校での総合学習を推進するほか、地域における課題の解決を支援します。
- 事業者や市民団体などが行う環境保全活動について、さらなる情報共有、情報発信を進めます。

〔主な取組み〕

- ・ にいがた市民環境会議の活動支援
- ・ 新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営
→26 ページ
- ・ ホームページ、SNS、広報誌等の各種媒体を通じた情報発信
→35 ページ、42 ページ

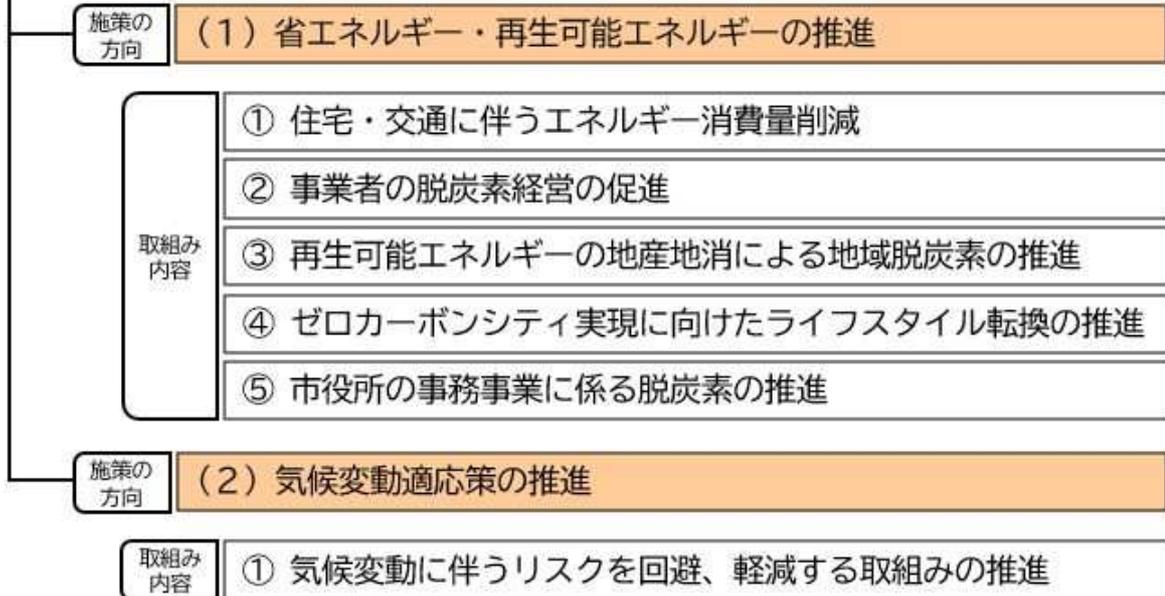
② 国、県、他自治体との広域連携の推進

- 広域が関係する環境問題に対し、国や県、他の政令指定都市や近隣市町村などと連携・協力しながら対策に取り組めます。
- また、共通の課題に取り組む全国の自治体とも連携し、施策の効果的な実施に向けた情報交換等を進めます。

◆ 成果指標

「脱炭素社会の創造」「循環型社会の推進」「自然との共生」「良好な生活環境の確保」の各施策における成果指標により確認します。

施策1 脱炭素社会の創造



◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- ゼロカーボンシティの実現に向け、官民一体となった取組みが進んだまち
- 徹底した省エネの取組みをした上で、再生可能エネルギーが拡大・普及し最大限に導入されているまち
- 地球温暖化や、それに伴う気候変動について、市民一人ひとりが考え、必要な行動を実践しているまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

市域の温室効果ガス排出量の状況

- 本市の温室効果ガス排出量については、全体で平成 25（2013）年度をピークに減少しています。
- 部門別では、産業部門が本市排出量のおよそ 3 分の 1 を占めています。基準年度となる平成 25（2013）年度から排出量が約 35%減少しており、産業部門での温暖化対策が着実に進んでいることがうかがえます。
- 業務部門・家庭部門を含む民生部門は、本市排出量の 4 割強を占めており、基準年度から約 2 割削減しています。エネルギー種別の排出量では、電力が約 70%を占めており、電力の再生可能エネルギーへの転換が排出量削減に効果的であると考えられます。家庭部門における一人当たりの二酸化炭素排出量は政令指定都市中ワースト 2 位となっており、住宅の高断熱化や再エネ導入など、住まいの脱炭素化への取り組みが必要です。
- また本市排出量の 2 割を占める運輸部門では約 9 割が自動車からの排出で、基準年度からの削減量が約 5%にとどまっています。本市の特徴として、自動車分担率が高く、移動を自動車に依存しており、市内の自動車保有台数は増加傾向にあります。近年の車両性能の向上等に伴い排出量は増加に転じてはいませんが、過度な自動車利用からの脱却に向けた行動変容が必要です。

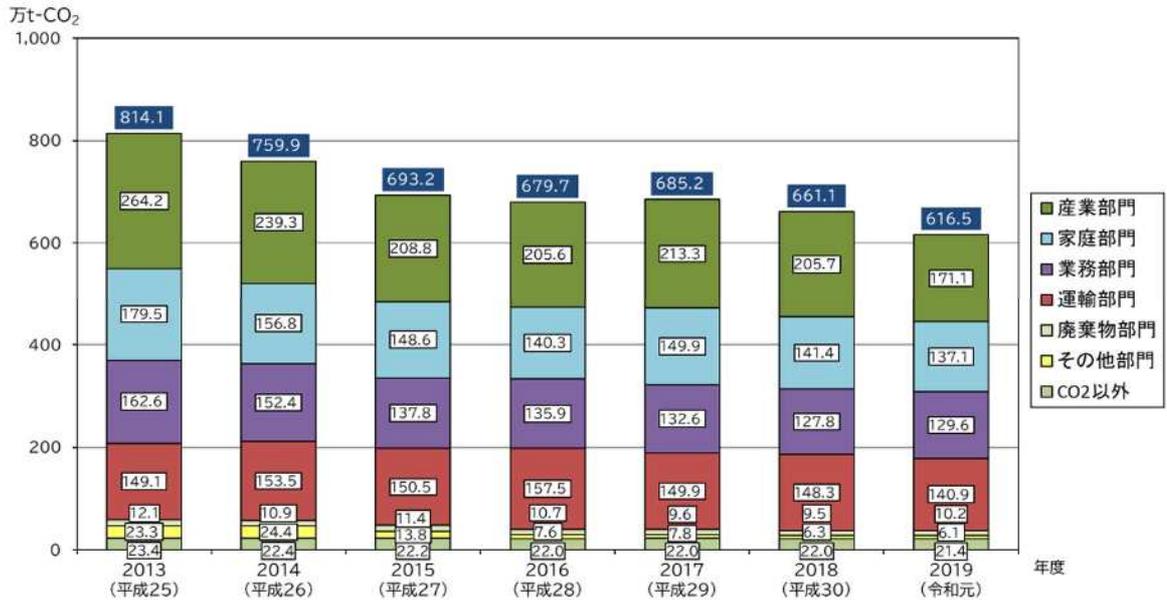


図 2-2-1：市域の温室効果ガス排出量の推移

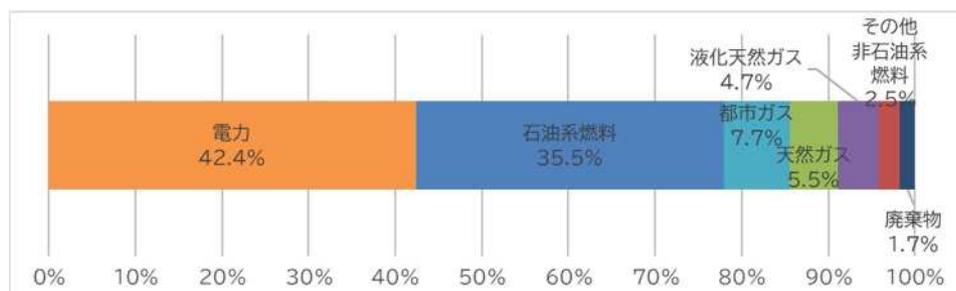


図 2-2-2：本市のエネルギー別温室効果ガス排出量の内訳（令和元（2019）年度）

2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた取組みの推進

○本市は令和2（2020）年12月に、2050年までに市域から排出されるCO₂を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。この実現に向け、市民、地域の団体・事業者とのパートナーシップのもと、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入と地産地消に取り組むことで、地域の脱炭素化を進めることが必要です。



特徴的なゼロカーボンシティの「0」の文字は、風や土、山や緑、海や川など新潟市の風土を連想させるような図柄を、新潟市の8区のカラーの組み合わせで表現しています。そこには、市全体で一致団結してゼロカーボンシティの実現を目指していこうという意味が込められています。

さらに、私たちの生活のすべての基盤となる自然や環境を表す象徴として、「葉」のシルエットを中心に添え、数字の「2」を新潟市の鳥である「ハクチョウ」に模しました。

「つなぐみらい」は、市全体で一致団結しゼロカーボンシティの実現に挑戦し、未来に生きる私たち、そしてその子どもたちへと、新潟市の豊かな自然や環境を次世代へつないでいくという想いを込めています。

図 2-2-3：ゼロカーボンシティにいがた 2050 ロゴマーク

再生可能エネルギーの地産地消、地域脱炭素推進の現状

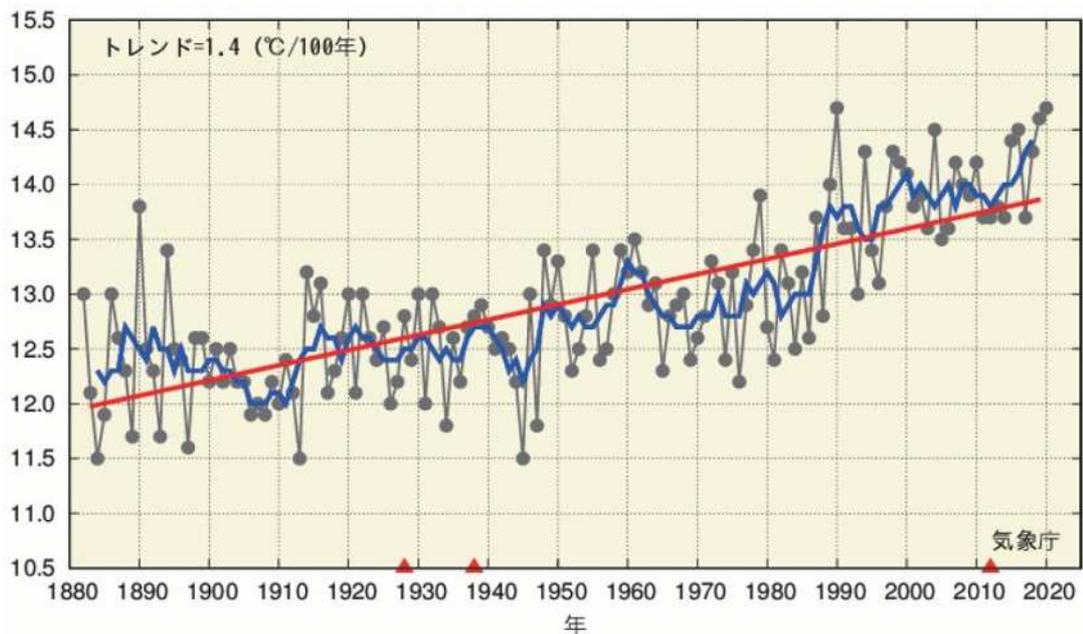
○本市は令和元（2019）年に地域新電力会社を立ち上げ、廃棄物発電など再生可能エネルギーを主とした電気を、市内公共施設を中心に供給し、エネルギーの地産地消による公共施設の低炭素化、経済活性化に取り組んできました。また、令和2（2020）年には市内事業者・団体等と「新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議」を設立。再生可能エネルギーの最大限導入を目指した事業創出のための情報共有・勉強会などを実施してきました。



図 2-2-4：新潟スワンエナジーの事業スキーム

気候変動による様々な影響と、それを可能な限り抑えるための対策の必要性

- 本市は、日本海に面した長大な海岸線、信濃川・阿賀野川という2つの大河、ラムサール条約湿地である佐潟をはじめとした16の潟など多彩な水辺空間を有しています。また、豊かに広がる田園、里山など、四季折々に表情を変える自然環境を有するとともに、その中で暮らす多様な生物と共生しています。
- 一方、本市の年平均気温は、下図のとおり100年あたり約1.4℃上昇しています。気候の変化に伴い、一等米比率の低下や短時間強雨・大雨の発生、熱中症搬送者数の増加など、本市にも様々な影響がみられています。将来的にはこれらの影響が顕著となることが予測される中、海面より低い土地が多く、また農業が基幹産業である本市では、気候変動による自然災害リスクは常に隣り合わせであり、市民生活の大きな脅威となっています。温暖化を抑える緩和策とともに、すでに起きている、また将来的に予測される影響の回避・軽減するための取組みが必要です。



出典：「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）

図 2-2-5：本市の気温の推移

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

① 住宅・交通に伴うエネルギー消費量削減

- 本市では、一戸建ての割合が比較的高く、また、延べ面積（建物の各階の床面積合計）が大きいという特徴があることから、冷暖房の必要範囲が増え、CO₂排出量が比較的多くなっていると考えられます。家庭部門への対策として、住宅の高断熱化や高効率な省エネ設備、太陽光発電設備の設置などについて、市民が選択しやすい環境づくりをすることにより、消費エネルギー収支ゼロを目指したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に努めます。
- 自動車依存度の高い本市運輸部門への対策として、過度な自動車利用を見直し公共交通・自転車の利用、徒歩などへの転換を促すとともに、次世代モビリティの普及を推進し、自動車単体の排出量を削減していきます。
- 住宅断熱による快適性の向上やヒートショック予防など健康面への効果のほか、太陽光発電設備及び電気自動車（EV）導入による平時の光熱費削減や災害時の蓄電池としての活用など、様々な副次的効果の普及啓発を行っていきます。

〔主な取組み〕

- ・ ZEHの普及啓発・促進
- ・ 既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進
- ・ 次世代自動車の普及啓発
- ・ 地域再エネ導入の促進
- ・ 交通ネットワークの強化・充実
- ・ 市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）台数	EV：1,138台 PHV：946台	（今後設定）
新築住宅のうち省エネに配慮した住宅の割合（※1）	28.6%	100%
自家用車に頼らなくても移動しやすいまちと思う市民の割合（※2）	16.9% （令和 4(2022)年度）	21.0%

※1 新築住宅のうち、省エネに配慮した住宅（「建築物省エネ法の届出のうち、省エネ基準に適合している住宅」、「長期優良住宅」、「低炭素建築物認定を受けた住宅」）の割合。2025（令和 7）年度より省エネ基準適合が義務化となる。

※2 市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による

② 事業者の脱炭素経営の促進

- 電力やガスを含む各種関係事業者、金融機関、行政機関などで構成される、新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議では、これまで参加者主体の0円ソーラー事業や太陽光共同購入キャンペーンといった事業を創出してきました。引き続き再エネの大量導入を目指す仕組みづくりに取り組むとともに、中小企業に対する脱炭素経営に向けた支援を行います。

〔主な取組み〕

- ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営
- ・地域再エネ導入の促進（再掲）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3(2021)年度	目標 令和12(2030)年度
事業者と連携した低炭素化推進事業の実施件数	11件	前年度以上

③ 再生可能エネルギーの地産地消による地域脱炭素の推進

- これまで太陽光発電事業の実績を重ねてきた地域新電力会社や、国内外の先進事例など情報共有を図ってきた新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議会員などの事業者と連携し、引き続き太陽光・廃棄物発電や熱利用など、再生可能エネルギーの地産地消に取り組めます。

〔主な取組み〕

- ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営（再掲）
- ・地域再エネ導入の促進（再掲）



新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議

④ ゼロカーボンシティ実現に向けたライフスタイル転換の推進

- ゼロカーボンシティ実現に向け、各主体の一人ひとりが「自分ごと」として捉え、誰もが脱炭素型ライフスタイルへの転換（再エネ・省エネ機器やサービス導入、省エネ行動も含む）の必要性について理解し、自ら率先して行動できる社会を目指します。
- 都市部や生活圏において、多様なライフスタイルに合わせた環境に優しい移動手段として、歩行空間や自転車利用環境の向上に取り組みます。
- 公共交通の利用促進に向けて、デジタル技術を活用した情報提供の充実や市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発に取り組みます。

〔主な取組み〕

- ・ Z E H の普及啓発・促進（再掲）
- ・ 既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進（再掲）
- ・ 次世代自動車の普及啓発（再掲）
- ・ 地域再エネ導入の促進（再掲）
- ・ 交通ネットワークの強化・充実（再掲）
- ・ 市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発（再掲）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）台数（再掲）	E V：1,138 台 P H V：946 台	（今後設定）
新築住宅のうち省エネに配慮した住宅の割合（再掲）	28.6%	100%
自家用車に頼らなくても移動しやすいまちと思う市民の割合（再掲）	16.9% （令和 4 年度）	21.0%

⑤ 市役所の事務事業に係る脱炭素の推進

- 市役所も C O₂ を多量に排出する大規模な事業所の一つとして、率先した取組みを進めます。公共施設の消費エネルギー収支ゼロを目指した Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の推進や、公用車の次世代自動車導入など徹底した省エネに努めるとともに、最大限の再生可能エネルギーの導入に取り組み、市役所の事務事業に係る脱炭素を推進します。

〔主な取組み〕

- ・ 新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）の推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
新潟市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量（平成 25 年度比）	△26.4%	（今後設定）

(2) 気候変動適応策の推進

① 気候変動に伴うリスクを回避、軽減する取組みの推進

- 気候変動の影響を踏まえ、緊急度が高い地区を優先した浸水対策施設の整備等を推進し、自然災害被害の未然防止に努めるとともに、防災拠点等の能力向上を図ります。また、ハザードマップや避難情報発令等、避難・誘導に関する情報提供や啓発を推進します。
- 既に増加傾向がみられる熱中症への対策のため、予防・対処法などの注意喚起や情報提供に努めるほか、国の動向を踏まえた対策を推進します。また、将来的に発生リスクが懸念されている感染症に関する情報提供等、感染対策の推進に努めます。
- 農業等への気候変動による影響を鑑み、高温や動物感染症の発生増加、多雨・強雨の増加や渇水リスクなどを想定し、それぞれの変化に対応するための取組みを推進します。
- 自然災害の発生時には迅速に都市や地域の機能を回復できるよう、地域のインフラのみならず、自助・共助を含めた地域の復元力・回復力（レジリエンス）を強化していきます。

〔主な取組み〕

- ・熱中症等に関する予防広報をはじめとした対策の実施
- ・自然災害対策の推進
- ・浸水対策の推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
浸水対策率	73.4%	79.9%

◆ 成果指標

市域から排出される温室効果ガスの削減量（平成 25 年度比）		
現状値 平成 30（2018）年度	中間目標 令和 8（2026）年度	最終目標 令和 12（2030）年度
△18.8%	現状より削減	国の削減目標 （△46%）以上

施策2 循環型社会の推進



◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 3Rの意識が浸透し、さらなるの減量・資源化が進んだまち
- 安定かつ効率的な収集・処理体制により、ごみが適正に処理、処分されているまち
- 多様な主体と連携、協働した環境美化活動が積極的に行われるまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

ごみ排出量と新たな課題

○近年、ごみの排出量は横ばいの状態であるとともに、ごみ・資源の組成についても大きな変化は見られず、ほかの政令指定都市と比較すると令和 2（2020）年度のリサイクル率は 3 位となっています。

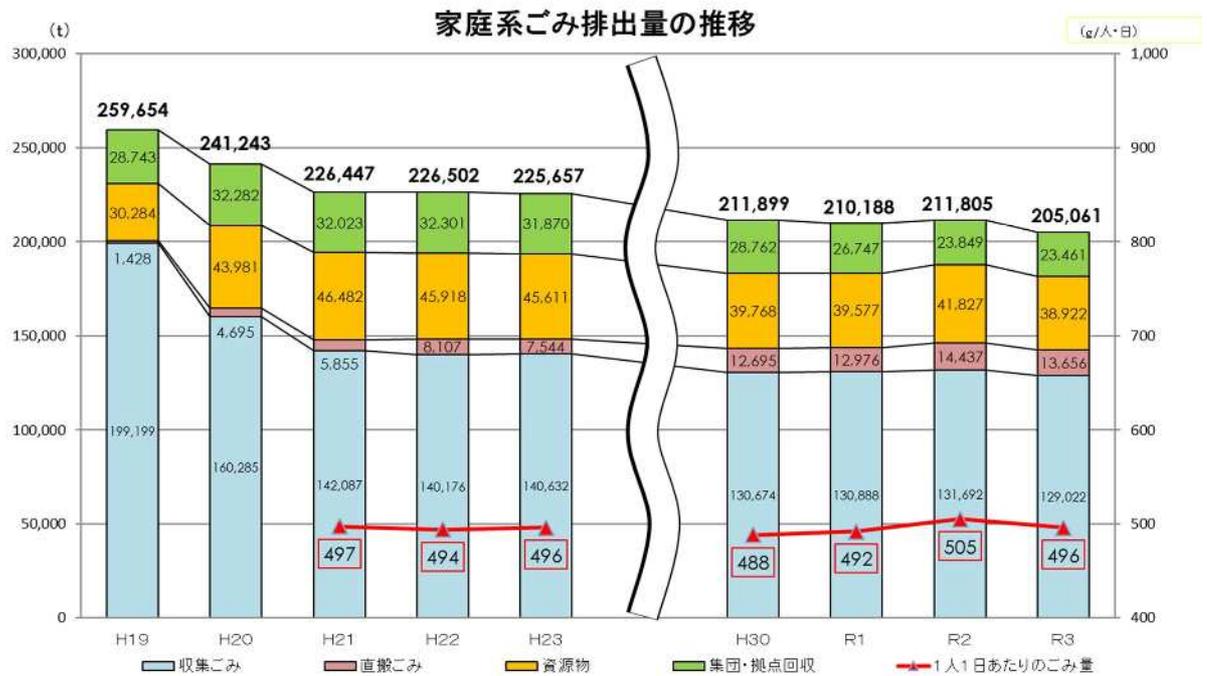


図 2-2-6：家庭系ごみ排出量の推移



図 2-2-7：事業系ごみ排出量の推移

- また、燃やすごみに資源化可能な品目（雑がみ、新聞紙、プラマーク容器包装など）が排出されていることから、さらなる分別の推進が必要であり、効果的な広報を進めていく必要があります。一方、過度に汚れたプラマーク容器包装やペットボトルはリサイクルできないほか、洗浄による河川等への環境負荷につながる恐れもあることから、ごみや資源物の出し方について適切に広報していく必要があります。
- 食品ロスについては、1人1日当たり換算で、全国で約 113 g、本市でも約 94 gの食べ物が捨てられています。食品ロスの約半数以上が家庭から出ており、令和3（2021）年度では、家庭から出る生ごみのうち 33.4 %は食品ロスとなっていることから、発生抑制につながる食品ロスの削減に向けた取組みを進める必要があります。

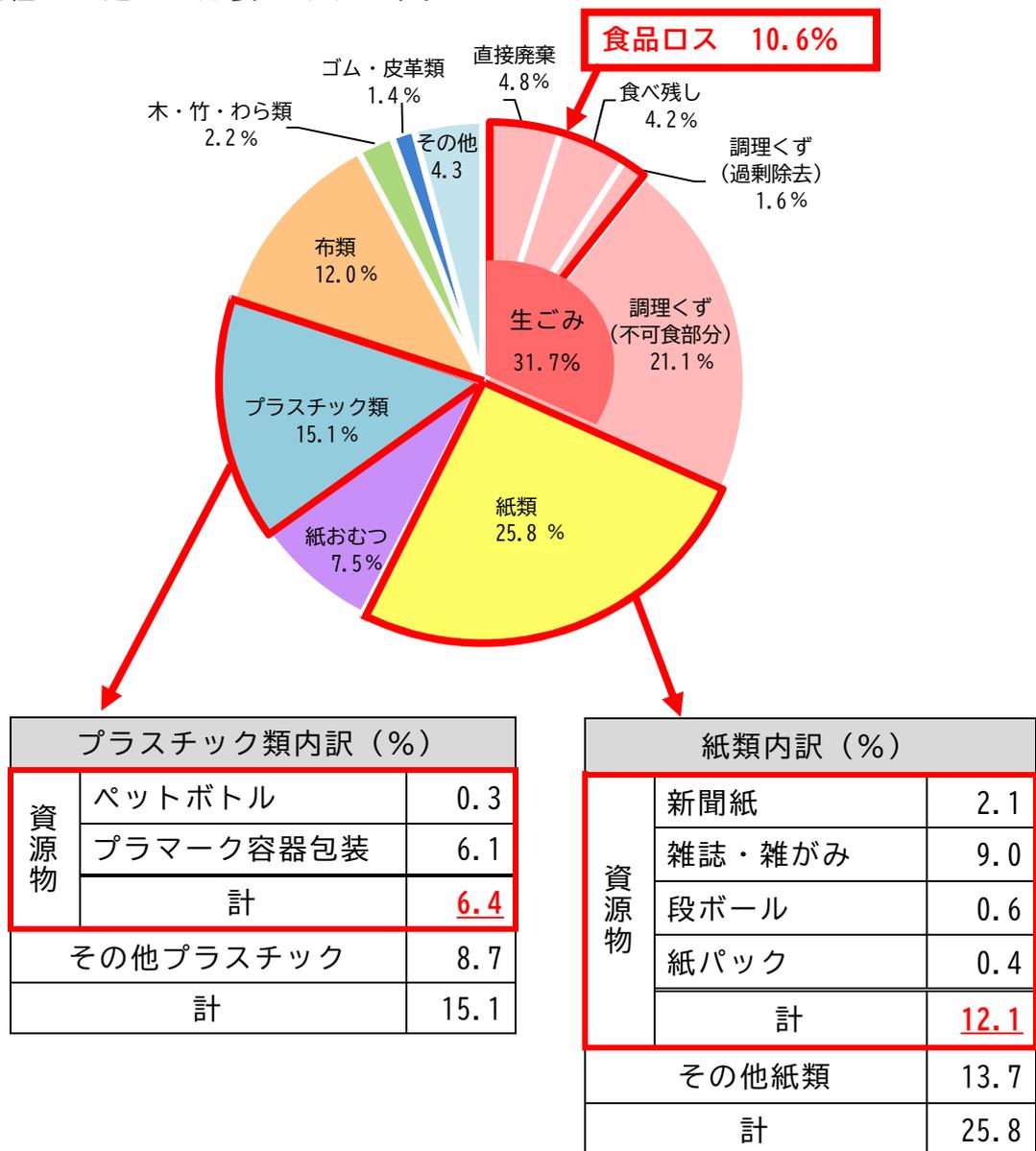


図 2-2-8：家庭系燃やすごみの組成割合（全市加重平均）（令和3（2021）年度調査）

安定かつ効率的なごみ処理体制の構築

- 現在稼働している4つの焼却施設のうち、新田清掃センターを除く3施設が更新時期もしくは更新を検討する時期となっているほか、将来的には人口減少や3R推進によりごみ排出量の減少が見込まれることから、安定かつ効率的なごみ処理体制を構築するため施設の更新とさらなる統廃合を進める必要があります。
- また、災害時に必要となる体制や処理能力等は災害廃棄物処理計画に定めていますが、仮置場候補地の選定や民間事業者、関係機関等との連携強化により、計画の実効性を高めていく必要があります。

環境美化活動の推進

- 自治会・町内会をはじめとした各種団体により行われている地域の清掃活動や美化活動に対し支援を行い、環境美化活動の機会の確保に取り組んでいます。
- 令和4（2022）年度に実施した市民アンケート項目「環境を良くする行動の取り組み状況」において、「地域の環境保全活動に参加している」や「住まい周辺を自発的に清掃している」の取り組み状況が低いことから、幅広い年齢層が環境美化活動に参加しやすい啓発手法の検討が必要です。
- また、ごみのぽい捨てが無いなどの「市民のマナーの良さ」についての満足度が約半数と低いことから、ぽい捨て抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化意識の醸成を図る必要があります。

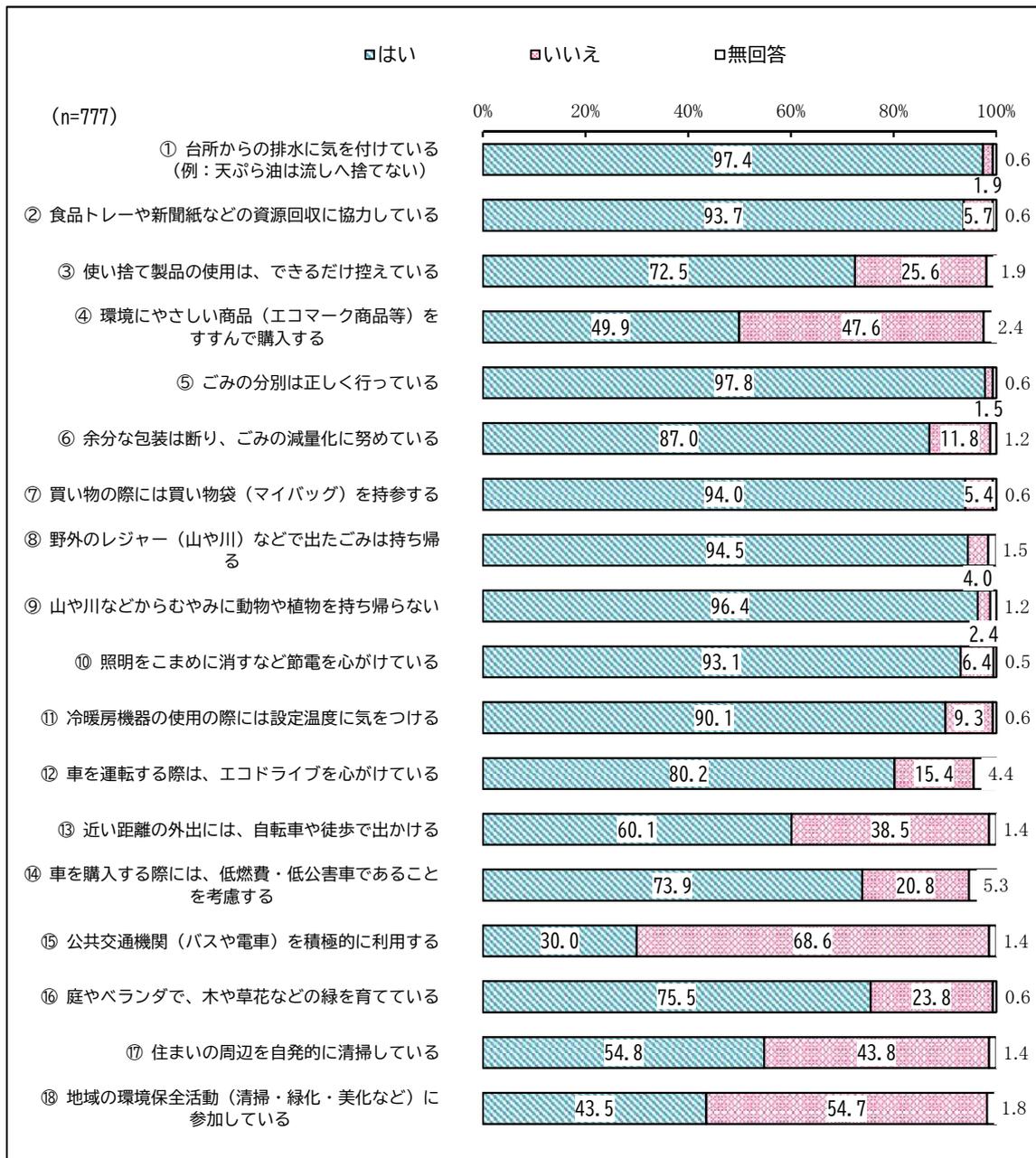


図 2-2-9：令和4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果
（環境を良くする行動の取り組み状況）

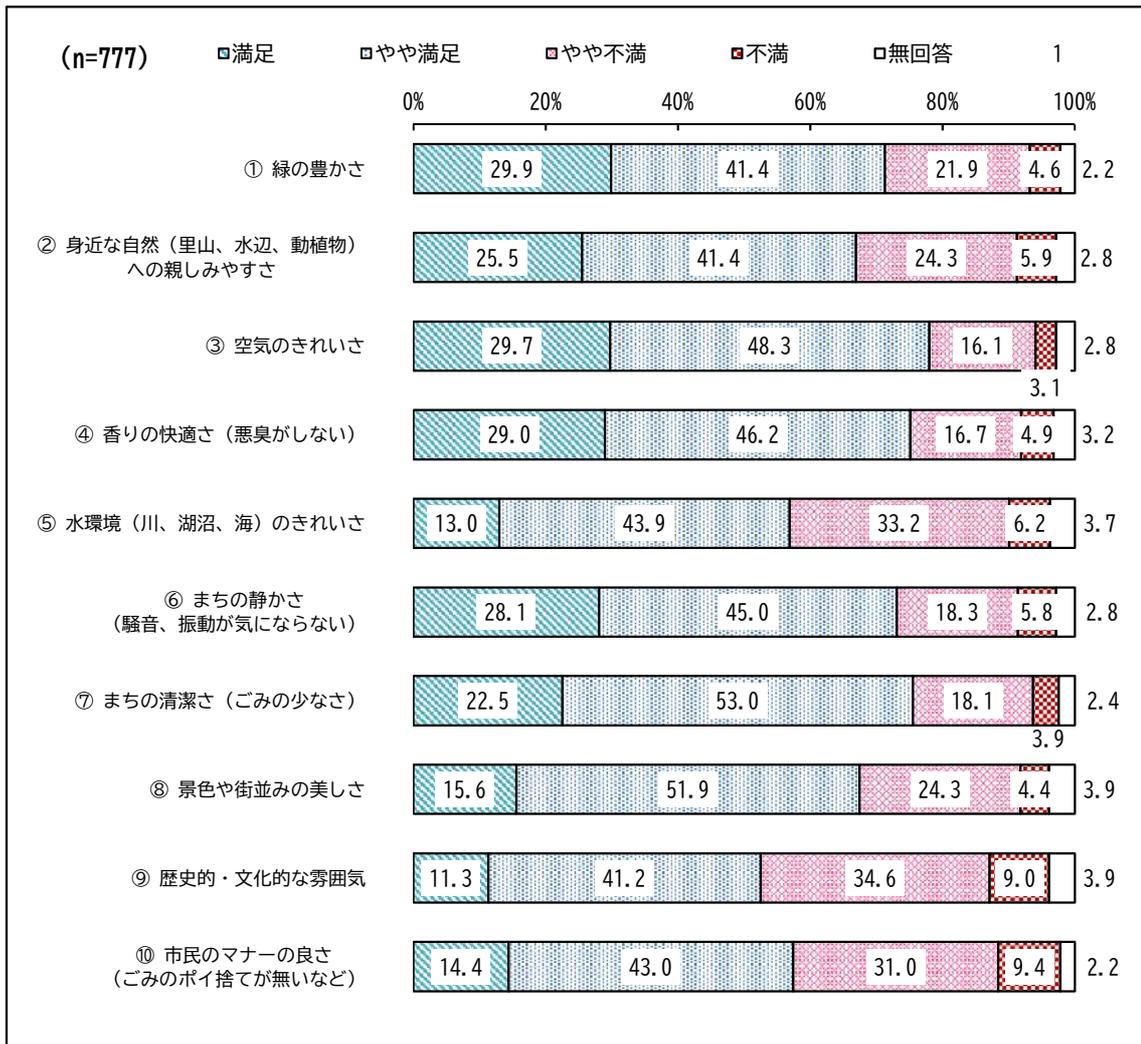


図 2-2-10：令和 4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（周辺の環境への満足度）

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 3Rの推進によるごみの減量

① 資源循環と意識啓発のさらなる推進

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の優先順位に従い、廃棄物の減量をはじめ、分別の徹底及び適正処理をより一層促進することでさらなる資源循環を進めます。
- また、ごみの減量・資源化を推進するため、市民・事業者に向けて、多様な媒体の活用により、分かりやすい情報を幅広く発信し、情報提供を充実します。
- ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、子どもや若年層を対象とした環境教育を充実させます。
- 家庭から発生する生ごみを資源として活用できるよう、リサイクルに関する手法を提供します。
- 資源物の拠点回収や自治会等で実施する集団資源回収など、より資源として排出しやすい環境を整備します。

〔主な取組み〕

- ・各種媒体による情報発信
- ・ごみ分別アプリ、チャットボット等の普及促進
- ・出前講座、授業の実施
- ・段ボールコンポストの普及啓発
- ・使用済小型家電や古紙類など資源排出機会の提供
- ・集団資源回収の支援

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3(2021)年度	目標 令和12(2030)年度
家庭系ごみ量（1人1日あたり）	496g/人・日	448g/人・日
事業系ごみ排出量	74,903t	72,500t
リサイクル率	24.4%	27.6%

② 事業者による環境配慮活動の促進

○事業者による環境に配慮した独自の取組みを応援し、企業価値の向上、認知度アップにつなげます。

〔主な取組み〕

- ・環境優良事業者等認定制度

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
環境優良事業者等認定制度の認定事業所数	380 事業所 (令和 4(2022)年度見込み)	460 事業所



環境優良事業者等認定制度は、環境分野における様々な課題解決に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の環境関連のゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む市内事業者等を、環境優良事業者等（愛称 ONEカンパニー）に認定する制度です。

「Official Niigata Eco」の略で ONE カンパニーとしてしています。環境課題に皆が一つ（ONE）になって取り組むという意味も込められています。

図 2-2-11：ONEカンパニーロゴマーク

③ 食品ロスの削減

○食品ロスの削減に向けて、市民、事業者、関係機関等との協働による取組みを進めていきます。

〔主な取組み〕

- ・事業者と連携したフードシェアリングの推進

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
食品ロス量（※）	27,053 t	28,700 t
家庭系ごみ量（1人1日あたり） （再掲）	496g/人・日	448g/人・日
事業系ごみ排出量（再掲）	74,903 t	72,500 t

※1 食品ロス量の目標値は、令和 2（2020）年度に策定した「新潟市一般廃棄物処理基本計画」に設定されている目標値。現状値は、令和 3（2021）年度に実施したごみ資源組成調査及び家庭系ごみ量の実績値より推計。



株式会社クラダシとの連携協定締結式

2022年3月31日、本市と株式会社クラダシ（東京都品川区）は、「食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。今後は、協定に基づき、食品ロス削減に向けた取組みを連携して進めていきます。

※株式会社クラダシは、ショッピングサイト「Kuradashi」を通じて、賞味期限間近の食品等の販売を促進し、食品ロス削減を図るとともに、社会貢献活動団体への支援も実施する企業です。

④ プラスチックの資源循環

○プラスチックごみの削減に向けた取組みを拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

〔主な取組み〕

- ・各種媒体による情報発信（再掲）
- ・マイボトルの利用促進
- ・リユース食器の普及啓発

（2）地域の環境美化の推進

① きれいなまちづくりの推進

- 幅広い年齢層が参加しやすい啓発手法を検討しながら、多様な主体と連携・協働した環境美化活動を推進します。
- 地域で自主的に行われる清掃・美化活動に対し、引き続き支援を行い、環境美化に取り組む機運の醸成を図ります。
- ぽい捨て防止などの取組みを進めるとともに、環境美化意識や市民マナーの向上を図ります。
- また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながるることについて、周知・啓発を進めます。

〔主な取組み〕

- ・地域清掃活動等への補助



海岸清掃活動



地域美化活動

(3) 持続可能なごみ処理体制の整備

① 安定的かつ効率的なごみ処理体制の整備

○人口減少や3R推進によるごみ排出量の減少を見据え、安全・安定はもとより、温室効果ガスの削減や廃棄物エネルギーの活用を考慮したごみ処理施設の統合や更新に取り組みます。あわせて、破碎・選別施設の統合や民間処理委託のほか、収集方法や運搬体制のあり方についても検討し、安定かつ効率的なごみ処理体制の整備を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ごみ処理施設の統合、更新

② 大規模災害に備えた体制の整備

○災害時に備えた体制整備として、災害廃棄物処理計画の実効性を確保するとともに、発災時の円滑かつ迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や国・県をはじめとする関係機関や民間事業者等との連携強化を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・大規模災害に備えた広報、初動、仮置場運営マニュアルの整備
- ・災害廃棄物仮置場の候補地選定
- ・研修会の実施、参加

◆ 成果指標

1人1日あたりごみ総排出量		
現状値 令和3(2021)年度	中間目標 令和8(2026)年度	最終目標 令和12(2030)年度
978g/人・日	968g/人・日	948g/人・日

施策3 自然との共生

施策の方向 (1) 生物多様性の保全

取組み内容

- ① 湿地の保全及び賢明な利用の促進
- ② 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生
- ③ 環境への負荷が少ない農業の推進

施策の方向 (2) 自然環境の持続可能な利用

取組み内容

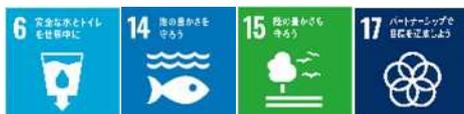
- ① 湿地の保全及び賢明な利用の促進（再掲）
- ② 市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出
- ③ 自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- まちを包み込む多様な自然環境が保全され、多くの命と共に生きる暮らしを創出するまち

関連するSDGsのゴール・ターゲット



◆ 現状と課題

人の関わりによって形成された自然環境

- 本市は、政令指定都市でありながら、多様な自然環境を有しています。本市の自然環境は、私たちの先人が地域の環境とともに知恵と工夫を重ねて育んできた結果として存在しています。
- この自然環境は、本市の大切な資源であり、将来世代に引き継ぐべき財産でもあります。今後もこれらの豊かな自然環境を守るため、市民や様々な主体と連携・協働しながら保全活動を進めていく必要があります。

水辺環境に恵まれた都市

- 本市は、信濃川、阿賀野川の2つの大河をはじめ、ラムサール条約湿地である佐潟、福島潟や鳥屋野潟などの里潟を有し、水辺環境に恵まれた都市です。
- その水辺環境の広がる越後平野で越冬するコハクチョウの数は日本一であり、晩秋から冬季にかけてコハクチョウや天然記念物オオヒシクイのいる水辺の様子は、本市を代表する景観の一つです。
- 令和4(2022)年11月には、潟をはじめとする湿地に関する取組みが国際的に評価され、ラムサール条約の湿地自治体に国内で初めて認証されました。



①福島潟	⑤じゅんさい池	⑨六郷ノ池	⑬ドンチ池
②内沼潟	⑥鳥屋野潟	⑩北上の池	⑭金巻の池
③十二潟	⑦清五郎潟	⑪佐潟	⑮上堰潟
④松浜の池	⑧北山池	⑫御手洗潟	⑯仁箇堤

図 2-2-12：新潟市の主な湖沼「潟」

都市部に隣接する里山や田園

- オオタカやギフチョウなどの希少種をはじめ、多様な動植物が生息・生育するにいつ丘陵や角田山、多宝山などの里山が都市部に隣接しており、市民が自然とふれあう機会や、保全活動などに参加する機会が身近にあります。
- 本市の水田面積は市域の約4割を占め、市町村別では日本一となっています。水田は、ラムサール条約にも定義されている湿地の一つで、生物多様性の保全に資する重要な場所です。田園環境は、食料生産や良好な景観の形成といった役割を担うとともに、落穂や二番穂を餌とするコハクチョウやオオヒシクイの餌場となるなど、生命をつなぐ大切な役割も担っています。

人の活動や開発による危機

- 里山の雪割草や砂丘地の貴重な植物の盗掘による希少種の減少・消失のほか、農業用水路（用水路、排水路）や河川の整備、道路整備によるコンクリート化、市街化区域の拡大を要因とした動植物の生息・生育環境や移動経路の消失に伴う種及び個体数の減少などが確認されています。

人により持ち込まれた外来生物による危機

- 路傍や河川敷でのオオキンケイギク、アレチウリやセイタカアワダチソウなどの分布拡大により、在来種の生育域の減少がみられます。また、飼いきれなくなったペットの野外への遺棄による在来種の生息環境への影響も懸念されています。

◆ 施策の方向と取組み内容

（1）生物多様性の保全

① 湿地の保全及び賢明な利用の促進

- ラムサール条約湿地自治体認証制度に基づく、国内初の認証を受けた都市として、地域や事業者と連携・協働し、ラムサール条約湿地である佐潟をはじめとした里潟の保全に取り組み、生物多様性の保全と自然環境の賢明な利用につなげます。

〔主な取組み〕

- ・ラムサール条約湿地の佐潟をはじめとする里潟の環境保全
- ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
- ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究



潟普請の様子



潟船体験（佐潟）

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
コハクチョウ越冬数	日本一 (11,868 羽)	日本一

② 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生

- 本市で見ることができる様々な在来の動植物が、将来にわたり生息・生育しつづけることができるよう環境の保全を図るとともに、本市の生物多様性に大きな影響を与えている外来生物について、状況を把握し情報発信に努めます。
- 農業の有する多面的機能を活用し、ハクチョウをはじめとした多様な生き物が生息できる環境を確保するなど、生態系の保全に努めます。

〔主な取組み〕

- ・ホームページなどを活用した情報発信
- ・冬みず田んぼなど水鳥のえさ場や休憩場所を保全する取組み
- ・環境用水の導入推進
- ・30by30（サーティーバイサーティー）に資する情報の収集・発信

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
特定外来生物の種類	14 種	現状維持

③ 環境への負荷が少ない農業の推進

- 循環型農業や効率的な農業経営の推進など、環境負荷を低減した農業生産を推進し、持続可能な農業を実現します。

〔主な取組み〕

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり
- ・ 農業の環境負荷低減に向けた技術的支援

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a	58,000a

(2) 自然環境の持続的な利用

① 湿地の保全及び賢明な利用の促進（再掲） →41 ページ

- ラムサール条約湿地自治体認証制度に基づく、国内初の認証を受けた都市として、地域や民間事業者と連携・協働し、ラムサール条約湿地である佐潟をはじめとした里潟の保全に取り組み、生物多様性の保全と自然環境の賢明な利用につなげます。

〔主な取組み〕

- ・ ラムサール条約湿地の佐潟をはじめとする里潟の環境保全
- ・ ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知
- ・ 研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究

② 市民が潤いと安らぎを得られる機会の創出

- 関係機関と連携して、生き物の魅力や自然環境に対する知識を学ぶ機会を提供するなど、自然を尊び、親しむ機運を醸成します。

〔主な取組み〕

- ・ 出前授業等の実施
- ・ 自然観察会・体験会の実施



昆虫観察会



探鳥会

③ 自然環境の保全に配慮した事業活動の推進

- 環境影響評価法などの環境法令を適正に運用し、開発事業における環境負荷の回避、低減や代替措置について促します。（関連：施策4（2）事前配慮の推進）
- 事業活動に伴う環境負荷を低減し、生物多様性の保全に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例の運用
- ・各種環境監視

◆ 成果指標

OECM（※）等の市内の陸域（内陸水域含む）における面積割合		
現状値 令和3（2021）年度	中間目標 令和8（2026）年度	最終目標 令和12（2030）年度
11.8%	13.4%	15.0%

※ 国定公園などの保護地域および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

施策4 良好な生活環境の確保

施策の方向 (1) 環境負荷の低減・抑制

取組み
内容

- ① 大気環境の保全
- ② 水環境の保全
- ③ 騒音・振動対策
- ④ 土壌・地盤環境の保全
- ⑤ 化学物質対策
- ⑥ 生活排水対策
- ⑦ 環境への負荷が少ない農業の推進（再掲）

施策の方向 (2) 環境保全のための事前配慮の推進

取組み
内容

- ① 開発等に伴う事前配慮の推進

◆ 施策の目指すもの

8年後（2030年）に実現を目指すまちの姿

- 大気、水、音などの環境が良好に保たれたまち
- 環境に配慮した事業活動や市民生活が行われ、自然環境や生活環境が良好に保たれたまち

関連するSDGsのゴール



◆ 現状と課題

生活環境

- 本市は都市部と田園地域との調和が保たれた暮らしやすい都市であり、身近に自然が感じられる生活環境を有しています。
- 主要な環境項目の環境基準達成率は高く、大気環境、水環境及び音環境などは概ね良好な状況です。
- 市総合計画策定時に行った市民へのアンケート調査（令和4（2022）年度実施）では、生活環境について肯定的な回答が76.8%で、多くの市民から現状の生活環境に対して満足をいただいています。

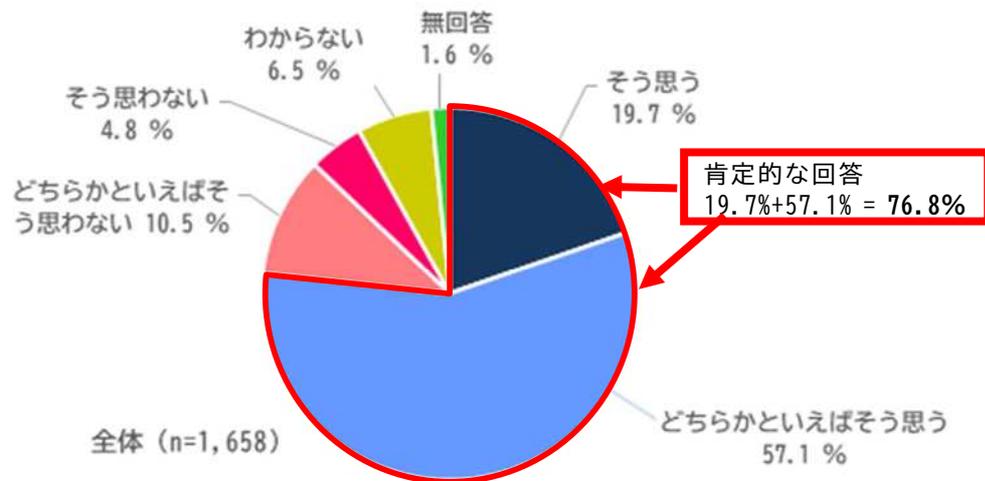


図 2-2-13：令和4（2022）年度市総合計画策定時に行った市民アンケートの結果

- 一方、本市は政令指定都市として多くの人口を有し、港湾・空港・鉄道・道路などの社会インフラや工場・事業所などが集中するなど環境負荷の発生量も大きいことから、良好な生活環境を確保していくためには、継続的な環境負荷低減の取組みが必要となっています。
- 生活様式、価値観の多様化にともない、生活騒音や悪臭等の近隣苦情も発生しています。日常生活における近隣住民への配慮も必要となっています。

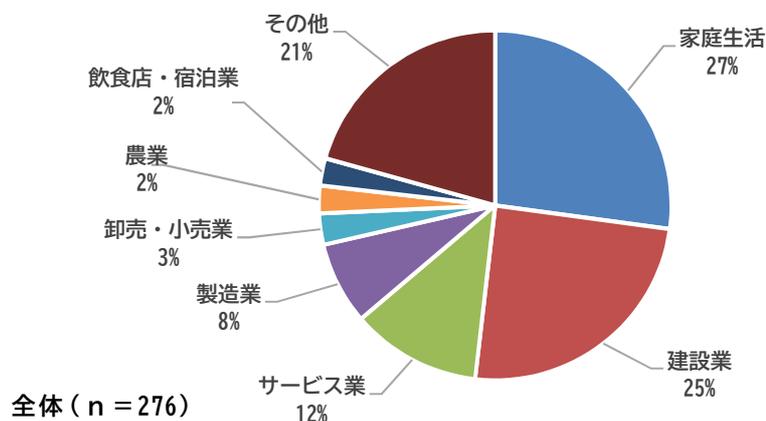


図 2-2-14：令和3（2021）年度公害苦情の内訳

大気環境

- 市内の大気環境は、工場・自動車等への排ガス規制強化等の進展により概ね良好な状況が保たれています。
- 令和3年度の調査では環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化炭素、ダイオキシン類については、全測定地点で環境基準を達成しました。
- 一方、光化学オキシダントについては全測定地点で環境基準未達成となっており、その原因として越境大気汚染の影響も考えられることから、国や他の自治体等と連携した広域的な監視等の取組みが必要となっています。
- また、アスベスト除去を伴う解体等工事が令和10（2028）年頃をピークに今後も増加することが見込まれており、これらへの適切な対応が求められています。
- 悪臭については、一部の事業場（畜産施設や化製工場など）からの臭気についての苦情が寄せられるケースがあります。



図 2-2-15：大気常時監視測定網

表 2-2-1：令和3（2021）年度測定局環境基準達成状況

		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	ダイオキシン類
一般環境大気測定局	豊栄	—	○	×	—	—	—	—
	太郎代	○	○	×	○	○	—	—
	松浜	○	○	×	○	○	—	○
	大山	○	○	×	○	○	—	—
	山木戸	○	○	×	○	○	—	—
	亀田	—	○	×	○	○	—	—
	新津	—	○	×	—	○	—	—
	坂井輪	—	○	×	—	○	—	○
	巻	—	○	×	—	○	—	○
自動車排ガス測定局	東山の下	—	○	—	○	○	○	—
	市役所	—	○	×	—	○	—	○
	白根	—	—	×	○	○	○	—

(注) 表内の「○」は達成、「×」は未達成を示す。
 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の日平均値により評価を行う。
 二酸化窒素については、の低い方から98%に相当するものにより評価を行う。

水環境

- 市内河川の水質は、工場等への規制強化や下水道整備の進展等により概ね良好な状況が保たれています。
- 令和3（2021）年度の調査では海域、河川、湖沼及び地下水等の水質は、河川等では生物化学的酸素要求量（BOD）が全河川（17 水域）で環境基準を達成しましたが、湖沼・海域の化学的酸素要求量（COD）は、海域の3 水域（全6 水域）で環境基準未達成となっています。
- 河川、湖沼及び地下水等のダイオキシン類の調査では、1 地点（全11 地点）で環境基準未達成となっています。



表 2-2-2：令和3（2021）年度ダイオキシン類調査結果

河川名	地点名	結果	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
		(基準：1以下)	(基準：150以下)
能代川	結地先（大島橋）	0.70	0.41
小阿賀野川	新瀬橋	0.32	0.50
西川	亀貝橋	0.54	18
大通川	大通橋	1.0	6.6
新川	榎尾大橋	0.52	23
通船川	山ノ下橋	0.26	26
栗ノ木川	両新橋	0.45	19
鳥屋野潟	弁天橋	0.22	8.3
中ノ口川	西信濃川大橋	0.49	0.25
福島潟	潟口橋	1.5	11
新井郷川	大正橋	0.94	17

騒音・振動

- 令和 3 (2021) 年度の自動車騒音調査では幹線道路沿線の対象戸数の 99.5% で環境基準を達成しました。
- 航空機騒音調査では全調査地点 (14 地点) で環境基準を達成しましたが、新幹線騒音調査では全調査地点 (6 地点) で未達成となっています。
- 近年生活様式の多様化などに伴い、市民生活から発生する音が苦情となるケースも見られます。

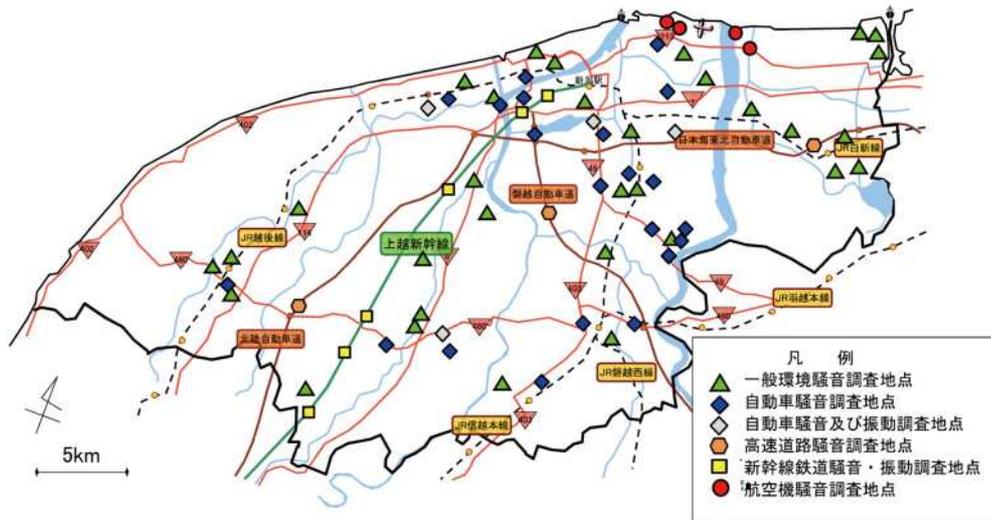


図 2-2-17：騒音・振動調査地点位置

表 2-2-3：令和 3 (2021) 年度新幹線騒音調査結果

調査地域名	環境基準の地域類型	環境基準値(dB)	騒音レベル(dB)
1 中央区上近江	I	70	73
2 中央区大島			71
3 西区鳥原			73
4 西蒲区井随			72
5 南区釣寄			72
6 西蒲区中之口			71

土壌・地盤環境

(土壌環境)

- 本市の土壌環境については、事業場に起因する汚染や自然由来の要因などにより、重金属や揮発性有機化合物等の汚染事例が発生しています。
- 汚染土壌やそれから溶出した有害物質を含む地下水を経口摂取すると健康被害を生じるおそれがあるため、汚染が発見された場合は、周辺住民への情報提供や土地所有者等による適切な浄化措置や管理が必要です。

(地盤環境)

- 本市では、昭和 30 年代前半からの水溶性天然ガスの採取に伴う地下水の汲み上げにより激しい地盤沈下が生じ、西区坂井で年間の最大沈下量 53.7cm

が観測されたことがありましたが、現在は、地下水揚水規制等により地盤沈下はほぼ沈静化しています。

○現在、市内 22 箇所の観測井において、計画的な地盤沈下の監視を行っています。

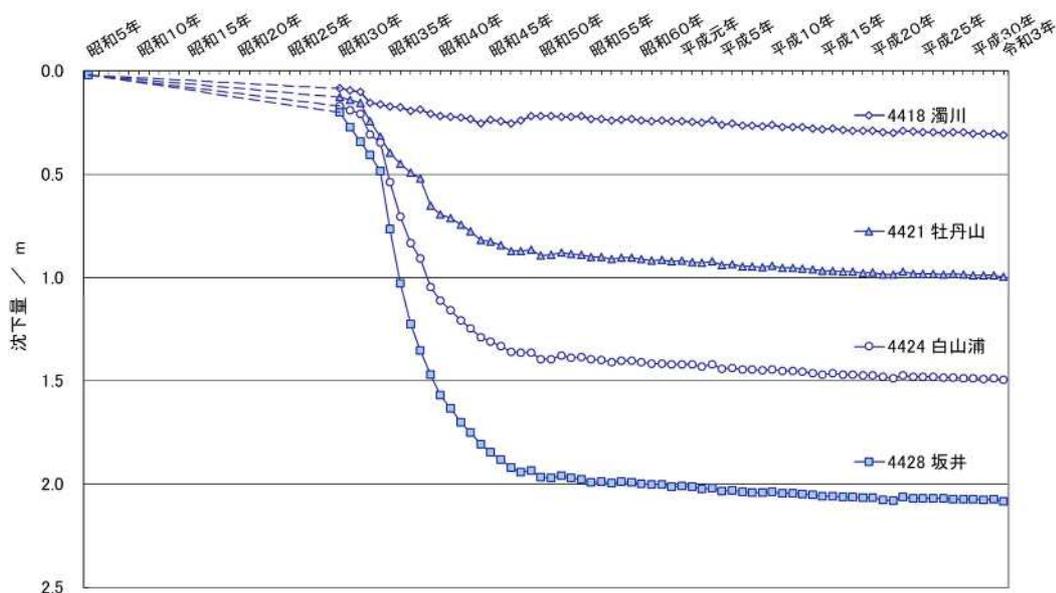


図 2-2-18：水準点の沈下量

化学物質対策

- 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境中へ排出される量や廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握・集計し、これを公表するP R T R制度があります。本市における令和3（2021）年度に届出された事業所数は250事業所で総排出量・移動量は1,376 tです。
- 便利で快適な市民生活を送る中で多種多様な化学物質が利用され環境中に排出されています。こうした化学物質の中には、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものもあり、身の回りの化学物質の環境リスクについて正しく理解することが求められています。

生活排水対策

- 本市では、生活排水対策として下水道の整備と合併処理浄化槽の整備を進めており、汚水処理人口普及率は令和3（2021）年度末で90.3%です。
- 市内にはまだ40,000基以上の単独処理浄化槽が現存しており、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の推進が必要となっています。

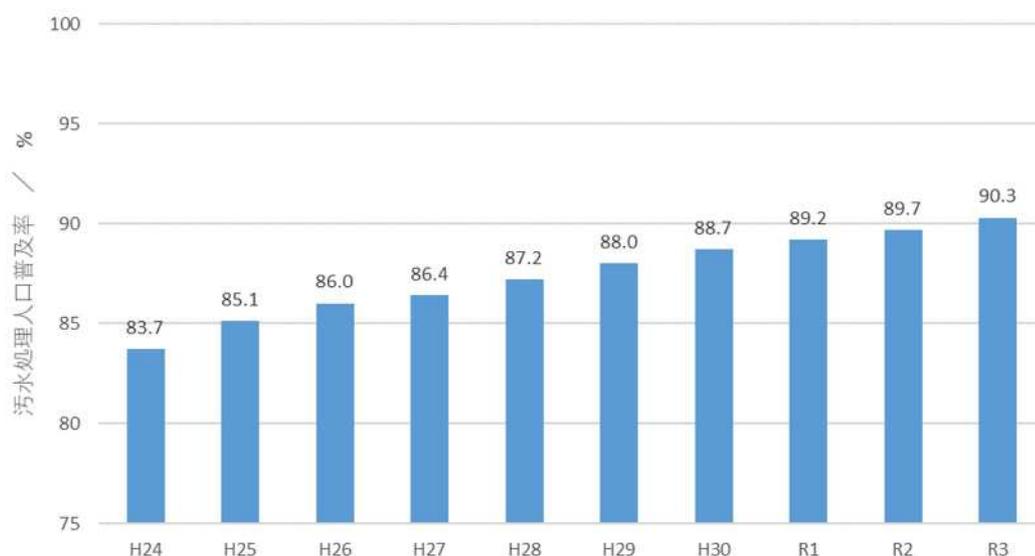


図 2-2-19：汚水処理人口普及率の推移

開発等に伴う事前配慮の推進

- 新潟市環境影響評価条例を定め、事業者に対し環境に配慮した事業の実施を求めています。
- 新潟市生活環境の保全等に関する条例に定める「指定開発事業の事前届出制度」により、生活環境に配慮した事業の実施を求めています。
- 本計画で「環境配慮指針」を定め、事業者が事業活動において配慮すべき事項を示し、自主的な取組みを促しています。

◆ 施策の方向と取組み内容

(1) 環境負荷の低減・抑制

① 大気環境の保全

- 大気の状態を常時監視システムにより24時間体制で監視し、速報値を毎時更新します。また測定した結果を必要な対策につなげることで大気環境の保全を図ります。
- 光化学オキシダントなどの汚染物質の濃度が緊急時の発令基準に達した際には迅速な情報提供を実施します。
- 大気汚染防止法等に基づき工場・事業場の監視・指導を適切に行い、環境負

荷の低減を図ります。

- 大気汚染防止法等に基づきアスベストを含む建築材料を使用している建築物の管理や解体工事等に対して監視指導を適切に行い、飛散防止に努めます。
- 悪臭の発生事業場・工場に対する監視・指導により悪臭の発生抑制を推進し、快適な生活環境の維持・向上に取り組みます。

〔主な取組み〕

- ・大気の常時監視、公表（速報値の毎時更新）
- ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定の締結

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
大気環境基準達成率（SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、CO）	100%	100%
工場・事業場の排出基準適合率（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づく特定事業場等への立入検査）	90.0%	98.0%

② 水環境の保全

- 河川、湖沼、海域及び地下水（公共用水域）において、県が定める水質測定計画に基づき水質調査を行います。
- 環境基準未達成の海域については、国や流域の自治体等と連携し、原因調査を進めます。
- 水質汚濁防止法等に基づき工場・事業場の監視・指導を適切に行い、環境負荷の低減を図ります。

〔主な取組み〕

- ・公共用水域の常時監視調査、公表
- ・環境基準未達成の原因調査
- ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定の締結

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
河川水環境基準達成率（BOD）	100%	100%
工場・事業場の排出基準適合率（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づく特定事業場等への立入検査）（再掲）	90.0%	98.0%

③ 騒音・振動対策

- 自動車、新幹線及び航空機等の騒音調査を計画的に実施し、必要な対策につなげることで環境保全を図ります。
- 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動については、法令等に基づく規制基準の遵守を指導し、良好な生活環境の保全を図ります。
- 生活騒音問題については、個々のケースに応じて対応を適切に実施することにより問題解決に努めます。

〔主な取組み〕

- ・騒音・振動の調査、公表
- ・工場・事業場、建設作業等の指導、公害防止協定の締結

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和3(2021)年度	目標 令和12(2030)年度
騒音の環境基準達成率(自動車騒音)	99.5%	99.8%

④ 土壌・地盤環境の保全

- 土壌汚染の拡散・健康被害の防止を図るため、関係法令に基づき適切な指導を行います。
- 地盤沈下の状況を把握するため、国・県等と連携し、公共水準測量及び観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査を実施します。
- また、地盤沈下を防止するため、関係法令に基づき地下水の揚水規制を行います。

〔主な取組み〕

- ・土壌汚染のある土地の所有者等への指導、汚染発覚時の市民への周知
- ・公共水準測量の実施
- ・観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査

⑤ 化学物質対策

- P R T R制度の適切な運用により化学物質の排出量等を把握し、環境リスクの低減を図ります。
- 毎日の暮らしの中で、化学物質を用いた製品の適正利用を心がけ、身の回りにある化学物質に関心を持つよう啓発に努めます。

〔主な取組み〕

- ・化学物質の排出量等の適切な把握および公表
- ・環境リスクに関する啓発やリスクコミュニケーションの推進

⑥ 生活排水対策

- 地域の実情に応じた下水道と合併処理浄化槽の役割分担に基づき、汚水処理施設の整備を推進します。
- 汚水処理を合併処理浄化槽で実施する区域では、合併処理浄化槽の整備に際し、個人負担が下水道接続と同水準になるよう工事費の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽の維持管理が適切に行われるよう、設置者に対する指導・啓発を行います。
- パンフレットの作成や出前講座を通じて生活排水対策について、周知・啓発に努めます。

〔主な取組み〕

- ・汚水処理施設（下水道、合併処理浄化槽）の整備
- ・浄化槽設置整備事業（補助制度）の推進
- ・パンフレットの作成・配布、出前講座

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
合併処理浄化槽設置率	22.5%	29.9%

⑦ 環境への負荷が少ない農業の推進（再掲）→42 ページ

- 循環型農業や効率的な農業経営の推進など、環境負荷を低減した農業生産を推進し、持続可能な農業を実現します。

〔主な取組み〕

- ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり
- ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援

〔参考指標〕

指標項目	現状値 令和 3(2021)年度	目標 令和 12(2030)年度
環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a	58,000a

(2) 環境保全のための事前配慮の推進

① 開発等に伴う事前配慮の推進

- 本市では、開発事業における事前配慮を推進するため環境影響評価制度及び指定開発事業の事前届出制度を適切に運用し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に努めます。
- 指定開発事業の事前届出制度では、生活環境への配慮が適正に実施されるよう事業者へ助言、指導を行います。
- 事業者の環境配慮における自主的取組みを促進させるため、「環境配慮指針」の周知に努めます。

[主な取組み]

- ・環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例及び指定開発事業の事前届出制度の運用
- ・環境配慮指針（本計画）の周知

◆ 成果指標

新潟市の生活環境における大気・水・音などの状況が 良好だと思える市民の割合（※）		
現状値 令和4（2022）年度	中間目標 令和8（2026）年度	最終目標 令和12（2030）年度
76.8%	78.4%	80.0%

※ 市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による

各施策の指標・主な取組み

1 脱炭素社会の創造		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	市域から排出される温室効果ガスの削減量(平成25年度比)	△18.8% (平成30年度)	国の削減目標 (△46%)以上
◆参考指標	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)台数	EV:1,138台 PHV:946台 (令和3年度)	(今後設定)
	新築住宅のうち省エネに配慮した住宅の割合	28.6% (令和3年度)	100%
	自家用車に頼らなくても移動しやすいまちと思う市民の割合	16.9% (令和4年度)	21.0%
	事業者と連携した低炭素化推進事業の実施件数	11件 (令和3年度)	前年度以上
	新潟市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減量(平成25年度比)	△26.4% (令和3年度)	(今後設定)
	(適応策)		
	浸水対策率	73.4% (令和3年度)	79.9%
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの普及啓発・促進 ・既存住宅等の省エネルギーリフォームの促進 ・次世代自動車の普及啓発 ・地域再エネ導入の促進 ・交通ネットワークの強化・充実 ・市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議の運営 ・新潟市地球温暖化対策実行計画(市役所率先実行版)の推進 ・熱中症等に関する予防広報をはじめとした対策の実施 ・自然災害対策の推進 ・浸水対策の推進 	

2 循環型社会の推進		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	1人1日当たりごみ総排出量	978g (令和3年度)	948g (令和12年度)
◆参考指標	家庭系ごみ量(1人1日あたり)	496g/人・日 (令和3年度)	448g/人・日
	事業系ごみ排出量	74,903t (令和3年度)	72,500t
	リサイクル率	24.4% (令和3年度)	27.6%
	環境優良事業者等認定制度の認定事業所数	380事業所 (令和4年度見込み)	400事業所
	食品ロス量	27,053t (令和3年度)	28,700t
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体による情報発信 ・ごみ分別アプリ、チャットボット等の普及促進 ・出前講座、授業の実施 ・段ボールコンポストの普及啓発 ・使用済小型家電や古紙類など資源排出機会の提供 ・集団資源回収の支援 ・環境優良事業者等認定制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携したフードシェアリングの推進 ・マイボトルの利用促進、リユース食器の普及啓発 ・地域清掃活動等への補助 ・ごみ処理施設の統合、更新 ・大規模災害に備えた広報、初動、仮置場運営マニュアルの整備 ・災害廃棄物仮置場の候補地選定 ・研修会の実施、参加 	

3 自然との共生		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	OECM等(※)の市内の陸域(内陸水域含む)における面積割合	11.8% (令和3年度)	15.0%
	※国定公園などの保護地域および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)		
◆参考指標	コハクチョウ越冬数	日本一(11,868羽) (令和3年度)	日本一
	特定外来生物の種類	14種 (令和3年度)	現状維持
	環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積	31,403a (令和3年度)	58,000a
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地の佐潟をはじめとする里潟の環境保全 ・ラムサール条約湿地自治体認証都市として国内外に潟の魅力を広く周知 ・研究者や各地域の関係者とのネットワークによる情報交換や課題解決に向けた調査・研究 ・ホームページなどを活用した情報発信 ・冬みずたんぼなど水鳥のえさ場や休憩場所を保全する取組み ・環境用水の導入推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・30by30に資する情報の収集・発信 ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援 ・出前授業等の実施 ・自然観察会・体験会の実施 ・環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例の運用 ・各種環境監視 	

4 良好な生活環境の確保		現状値	目標 (令和12年度)
◆成果指標	新潟市の生活環境における大気・水・音などの状況が良好だと思ふ市民の割合(※)	76.8% (令和4年度)	80.0%
※市総合計画の成果指標に関する市民へのアンケート調査による			
◆参考指標	大気環境基準達成率(SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、CO)	100% (令和3年度)	100%
	工場・事業場の排出基準適合率(大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づく特定事業場等への立入検査)	90.0% (令和3年度)	98.0%
	河川水環境基準達成率(BOD)	100% (令和3年度)	100%
	騒音環境基準達成率(自動車騒音)	99.5% (令和3年度)	99.8%
	合併処理浄化槽設置率	22.5% (令和3年度)	29.9%
	環境への負荷を低減させる取組みを行う農地の面積(再掲)	31,403a (令和3年度)	58,000a
◆主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大気の常時監視、公表(速報値の毎時更新) ・工場・事業場の監視、指導、公害防止協定の締結 ・公共水域の常時監視調査、公表 ・環境基準未達成の原因調査 ・騒音・振動の調査、公表 ・工場・事業場、建設作業等の指導、公害防止協定の締結 ・土壌汚染のある土地の所有者等への指導、汚染発覚時の市民への周知 ・公共水準測量の実施 ・観測井による地下水位や地盤収縮量等の調査 ・化学物質の排出量等の適切な把握および公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクに関する啓発やリスクコミュニケーションの推進 ・汚水処理施設(下水道、合併処理浄化槽)の整備 ・浄化槽設置整備事業(補助制度)の推進 ・パンフレットの作成・配布、出前講座 ・化学肥料や化学合成農薬の低減、堆肥を利用した土づくり(再掲) ・農業の環境負荷低減に向けた技術的支援(再掲) ・環境影響評価法、新潟市環境影響評価条例及び指定開発事業の事前届出制度の運用 ・環境配慮指針(本計画)の周知 	

第3章 環境配慮指針

第1節 環境配慮指針について

目指す都市像の実現に向けた施策を進めるにあたっては、市民、事業者及び市が、それぞれの役割や取組みの方向性を十分に認識した上で、一体となって取組みを実践していく必要があります。

そのための指針（ガイドライン）となるのが、本章で記載する環境配慮指針です。各主体がそれぞれの活動において環境に配慮すべき事項を、第2章で定めた施策に沿って、主体別に示します。

第2節 各主体における環境配慮指針

1 市民における環境配慮事項

環境配慮事項	主な取り組み例	施策名			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
① 快適でエネルギー効率の高い住宅環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を新築、リフォームするときには、ZEHをはじめとした、快適でエネルギー効率の高い住宅とするよう努める。 ・太陽光発電システムを導入する。 ・省エネ性能の高い設備や家電製品を取り入れる。 ・高性能省エネ住宅のメリットなどについて情報収集する。 ・近くへは徒歩か自転車移動する。 ・移動には公共交通機関を利用する。 ・運転時はエコドライブを実践する。 ・自家用車を購入する際は、次世代自動車を選択する。 ・不要な照明の消灯、電源のこまめな確認や節水を心掛ける。 ・冷暖房を適切に利用する。 ・家庭でのエネルギーの使い方を見直し、家族全員で省エネに取り組む。 	○			
② 移動手段の脱炭素化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・近所は徒歩か自転車移動する。 ・移動には公共交通機関を利用する。 ・運転時はエコドライブを実践する。 ・自家用車を購入する際は、次世代自動車を選択する。 ・不要な照明の消灯、電源のこまめな確認や節水を心掛ける。 ・冷暖房を適切に利用する。 ・家庭でのエネルギーの使い方を見直し、家族全員で省エネに取り組む。 	○		○	○
③ 身近な省エネ行動を積極的に実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明の消灯、電源のこまめな確認や節水を心掛ける。 ・冷暖房を適切に利用する。 ・家庭でのエネルギーの使い方を見直し、家族全員で省エネに取り組む。 	○			
④ 熱中症を予防するための行動を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ・気温が高くなるときは、不要不急の外出を控える。 ・熱中症に関する情報を積極的に活用する。 	○			
⑤ 防災意識を高め、日頃から災害に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行動について、職場や学校、家庭で確認しておく。 ・ハザードマップなどの活用により、地域の災害リスクを確認しておく。 ・地域の防災活動に積極的に参加する。 	○			
⑥ ごみを出さないライフスタイルを実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからマイバックやマイボトルを持ち歩く。 ・計画的な買い物や包装の少ない商品選びを心がける。 ・料理はできるだけ食べきり残さずにする。 ・生ごみの水切りやコンポストを使った堆肥化など、ライフスタイルに合った資源化を実践する。 ・まだ利用できるものは他の人に譲る。 ・紙類やプラスチック類など、リサイクル可能なものは資源物として排出する。 ・リサイクル素材製品を利用する。 	○	○		
⑦ ごみの減量化・資源化に向けた取り組みに協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市やNPO団体が行う各種講座に積極的に参加する。 ・3Rに対する意識や分別マナーを理解し実践する。 ・小売店などが行う資源物の店頭回収を積極的に活用する。 ・自治会や町内会による集団資源回収に協力する。 	○	○		

環境配慮事項	主な取り組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
⑧ きれいなまちづくりのための地域活動に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域一斉清掃や環境美化活動に積極的に参加する。 	○	○	○	○
⑨ まちの環境を保つ行動を意識します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てや路上喫煙禁止区域での喫煙はしない。 	○	○	○	○
⑩ 自然体験イベントなどに積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・在来・外来の生物や生物多様性に関する正しい知識を身に付ける。 ・本市の自然環境について知識を深める。 	○	○	○	○
⑪ 在来・外来の生物や自然に配慮した生活を送ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域原産の動植物を野外に放さない。 ・特定外来生物の意味や正しい対処方法への理解を深める。 	○	○	○	○
⑫ 家庭からの生活排水による水質汚濁などを防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ・台所からの排水に気を付ける。 ・公共下水道が整備された地域では、下水道へ速やかに接続する。 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進める。 ・浄化槽の適正な維持管理と清掃を行う。 	○	○	○	○
⑬ 生活騒音の抑制に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や家庭用給湯等については、日常の手入れ、定期点検を行う。 ・楽器・音響機器の使用の際は、早朝や深夜の時間帯は避け、音量に配慮する。 ・自動車等の空ぶかしや不要なアイドリングを行わない。 ・ペットの適切な飼育に配慮する。 	○	○	○	○
⑭ 化学物質を用いた製品の適正利用を心がける。	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの化学物質に関心を持ち、化学物質を用いた製品を必要以上に使用しないようにする。 	○	○	○	○
⑮ 環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルを見つめなおします。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する話題に関心を持つ。 ・環境に関する知識を、家族や友人と共有する。 ・各家庭でのエネルギー使用量を把握する。 ・各種広報媒体を活用し、積極的に情報収集を行う。 	○	○	○	○
⑯ 自身の環境活動について、広く情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自身や所属する市民団体の環境活動等について広報を行う。 	○	○	○	○
⑰ 環境学習会や講演会等へ積極的に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体や企業などが実践している環境活動等について学ぶ。 ・地球温暖化対策やごみの減量などについての企画講座に参加し、積極的に暮らしの中に取り入れる。 	○	○	○	○

2 事業者における環境配慮事項

環境配慮事項	主な取り組み例	施策名			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
① 環境保全に配慮した経営を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムを構築、推進する。 使用者、利用者およびテナントなどへ、環境配慮行動の協力要請や啓発を行う。 	○			
② 快適でエネルギー効率の高い設備を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入を進める。 省エネ性能の高い設備を取り入れる。 設備機器の適切なメンテナンスを行い、省エネに繋げる。 Z E Bなどの環境に配慮した建築物の整備に努める。 	○			
③ 人・物の移動手段の脱炭素化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 近くへは徒歩か自転車で移動する。 移動には公共交通機関を利用する。 運転時はエコドライブを実践する。 社用車を購入する際は、次世代自動車を選択する。 適正な自動車台数を保有し、 unnecessary車両を保有しないようにする。 物を運搬する際は、小回りの利く自転車や荷車も活用する。 物流システムの効率化を図る。 	○		○	○
④ 環境に配慮した製品、事業者を選択します。	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の調達の際には、環境負荷の低減に配慮した製品を選択する。 環境配慮活動に積極的な事業者から優先的に調達する。 	○	○	○	○
⑤ ヒートアイランド対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 建物の断熱化や屋上・壁面緑化を行う。 夏場の空調の運転効率化に努める。 	○		○	○
⑥ 気候変動に対応した農業経営に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 高温条件や多雨・強雨等の気象条件に適応する生産技術や設備等を取り入れる。 	○			
⑦ 災害発生時に迅速、的確に対処できるよう準備します。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡体制や避難経路などをあらかじめ整理しておく。 事業継続計画（BCP）を作成する。 	○			
⑧ 事業活動や商品、サービスがごみを生まない工夫をします。	<ul style="list-style-type: none"> 省資源化を意識した製品設計やサービスの提供に努める。 	○	○		
⑨ 環境に配慮した製品、サービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の高い設備（製品）を供給する。 環境負荷の低減や環境保全に資する製品・サービスの提供に努める。 	○	○	○	○
⑩ 地域貢献に積極的に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域における清掃活動や環境保全活動に積極的に参加する。 地域や学校が行う環境保全活動を、自社の経験やノウハウを生かしてサポートする。 市民団体と連携し環境保全活動を実践する。 	○	○	○	○

環境配慮事項	主な取り組み例	施策名			
		(共通施策：環境教育と協働の推進)			
		1 脱炭素社会の創造	2 循環型社会の推進	3 自然との共生	4 良好な生活環境の確保
①ごみ排出者としての自覚・責任をもち、ごみを出さない、資源化する事業活動を計画的に推進します。	・使用済み製品についても、回収やリサイクルの体制を整えるなど、資源化と適正処理に努める。 ・事業所から出るごみと資源の分別を徹底し、資源の循環利用に努める。 ・リサイクル素材の積極的な利用に努める。	○			
②ごみ減量化・適正処理に向けた取り組みに協力します。」	・事業系ごみの排出ルールを遵守する。 ・市の排出指導や資源化施策に協力する。	○	○		
③社会貢献活動を通じて、自然環境の保全に貢献します。	・CSR活動などにおいて、環境保全活動などに取り組み。 ・市民などが行う環境保全活動への協力、支援を行う。	○	○		
④保有する土地や工場・事業所などで、自然環境の保全を行います。	・事業所の敷地内、周辺の自然環境について理解を深める。 ・在来種に配慮した維持管理に努める。 ・外来生物の駆除を積極的に行う。	○	○	○	
⑤自然環境の保全に配慮した事業活動を行います。	・地産地消の推進などにより、環境の負荷を出来る限り軽減する。		○	○	○
⑥環境負荷の少ない農業を実践します。	・化学肥料、化学合成農薬を低減する。 ・土壌分析、診断などを行い、適正な肥料管理を行う。 ・稲わらやもみ殻等の焼却防止に努める。	○		○	○
⑦環境関連法令を遵守し環境保全対策を徹底します。	・排出ガスの適正な処理に努める。 ・有害化学物質の排出削減及び抑制のため、自主管理を徹底し、事故時に迅速に対応できる体制を整備する。 ・事業活動に伴う騒音・振動の低減を図る。			○	○
⑧事業を行う際には必要な環境配慮について検討・実施します。	・事業活動に伴う周辺環境への影響についてあらかじめ十分検討し、影響が最小限となるよう配慮する。				○
⑨環境保全について学び機会を設けます。	・環境意識を高める研修プログラムや、環境保全活動への参加を通じて、環境保全意識を高める。	○	○	○	○
⑩自社の環境活動について、広く情報発信を行います。	・自社や所属する市民団体の環境活動等について広報を行う。	○	○	○	○
⑪技術協力などを通じた域外貢献を図ります。	・環境保全に資する事業活動を通じ、環境問題全般の解決に貢献する。	○	○	○	○

3 市における環境配慮事項

市は、自らが大規模な事業者の一つであり、市が行う事務・事業も環境に大きな影響を及ぼしています。このため、まずは市が率先して環境保全行動に取り組むことが求められます。

この環境保全行動をより一層、着実に推進するための手法として、国際規格であるISO14001に適合した環境マネジメントシステムを確実に運用するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく市地球温暖化対策率先実行計画の推進などにより、本市のすべての事務・事業ならびに組織及び職員が、環境負荷の低減を実践していきます。

なお、具体的な施策の内容については、「第2章 施策の展開」で述べています。

第4章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

長期的な目標の実現に向けて、環境政策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施などについて、その実効性を担保するため、進行管理を行います。

1 計画の進捗状況の点検・公表

本計画を着実に実行するため、環境の状況及び環境の保全に関する各主体の取組みについて、各指標の状況等を踏まえ、進捗状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。

また、ホームページ等で施策の進捗状況及び環境情報等の提供を行い、市民・事業者からの意見の聴取に努めます。

2 計画の見直し

環境の保全に関する施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて施策や指標、目標値の見直しを行います。

3 環境マネジメントシステムによる管理

環境マネジメントシステムに基づく進行管理の仕組み（PDCAサイクル）を運用することにより、環境基本計画に掲げる環境保全に関する施策や取組みを推進します。

第2節 計画の推進体制

市民、事業者、市の各主体が協働して環境保全活動に取り組むことができるよう、協働の場や機会を整えるとともに、市役所内外の関係機関と連携し、計画の内容を実施します。また、市環境審議会等の組織において、施策や取組みの状況を調査、審議し、本計画の推進につなげていきます。

1 協働の場を活用した取組みの推進

市民、事業者、市の各主体が持つさまざまな環境情報を収集・発信するとともに、にいがた市民環境会議や新潟地区環境保全連絡協議会などの協働の場を通じて、環境の保全に係る取組みを推進します。

2 市役所内外の関係機関と連携した取組みの推進

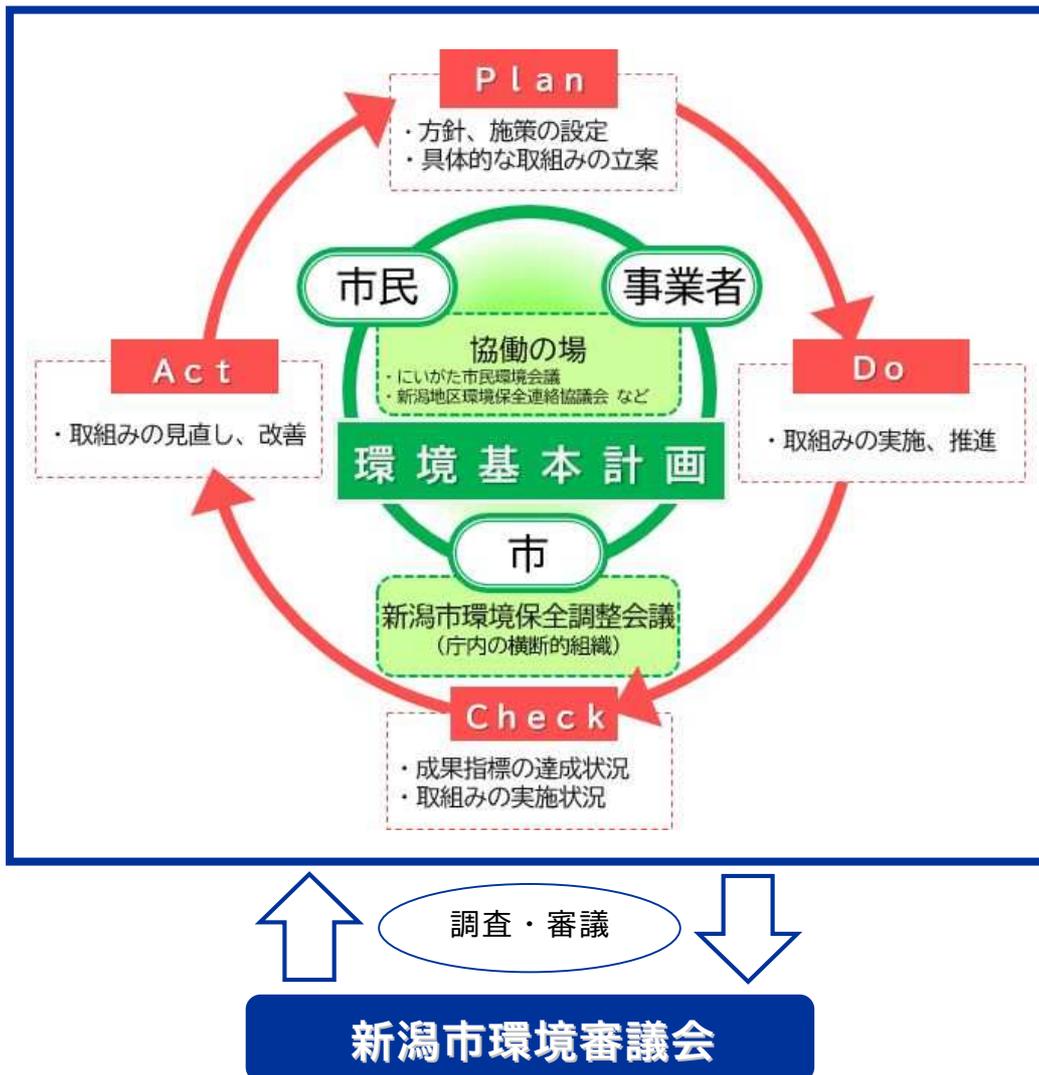
本市における環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための組織として、「新潟市環境保全調整会議」を設置しており、環境に関連する施策・事業

について審議するとともに、関係部署との情報共有、連携を図りながら、市民、事業者、市が一体となった取組みを推進します。

また、広域的な取組みを必要とする施策や事業等については、国や県、近隣市町村などと連携、協力した取組みを進めます。

3 進捗状況の調査および審議

本計画をはじめ、本市における環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する附属機関として「新潟市環境審議会」を設置しており、新潟市環境保全調整会議等からの報告に基づき、計画の進捗状況について調査・審議します。



※この図において、
 市民 …市民団体、地域団体（自治会やコミ協など）を含む
 市（行政）…市役所などの公的機関、学校を含む

図 4-2-1：推進体制のイメージ

資料編

1 本市の概況

(1) 地理

(地勢)

- 面積 726.28 km²
- 広がり 東西 42.5 km、南北 37.9 km
- 位置 新潟県の北西部、越後平野臨海部のほぼ中央に位置しています。

(地形・自然環境)

- 概ね平坦ですが、南東側にいつ丘陵、南西側に角田・弥彦山地があり、日本最長の信濃川及び日本有数の水流と清流を誇る阿賀野川の2大河川を有しています。
- ラムサール条約湿地である佐潟をはじめ、鳥屋野潟、福島潟など多くの湖沼もあり、その周辺は公園として整備が進められ、市民の憩いの場となっています。
- 平野部は信濃川と阿賀野川の河口に蓄積した沖積層により、丘陵・山地部は各種火山岩類により形成されています。
- 海岸線は延長約 54 kmであり、海岸線に沿って砂丘地が続いています。

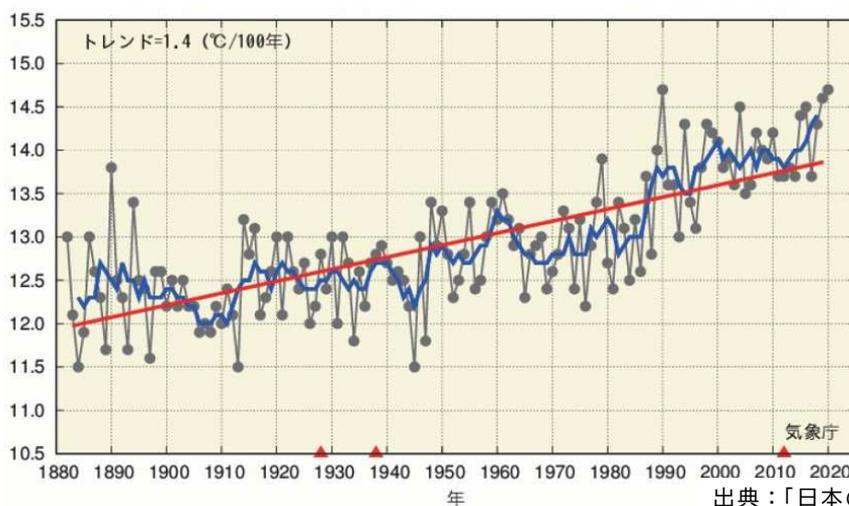
(2) 気候

(令和3年の気候)

- 年平均気温 14.5℃
- 年間降水量 1952.0mm
- 年間日照時間 1826.8時間

(年平均気温・年降水量の長期変化)

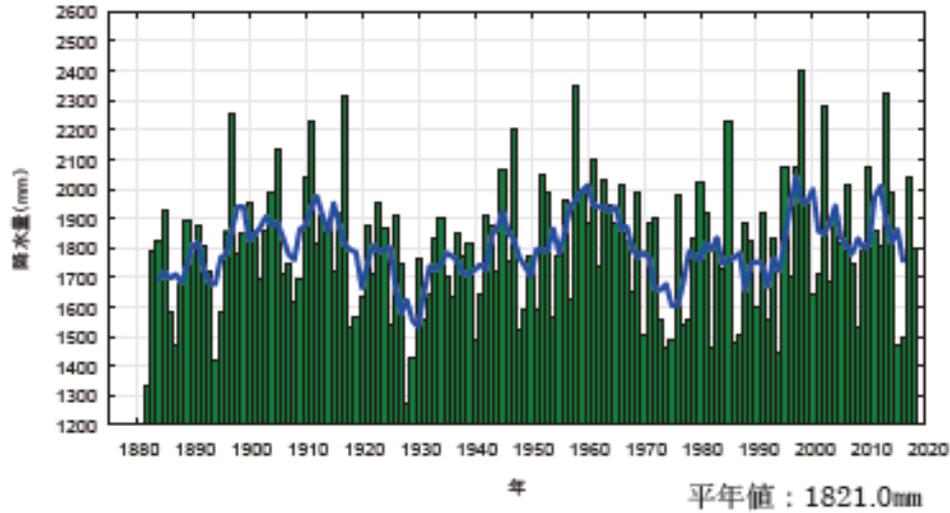
- 本市（新潟地方気象台）の年平均気温は、下図のとおり 100年あたり約 1.4℃上がっています。



出典：「日本の気候変動 2020」
(文部科学省・気象庁)

図 s-1：本市（新潟地方気象台）の気温の推移

○年間降水量については、過去 100 年で明らかな変化の傾向は確認できていません。



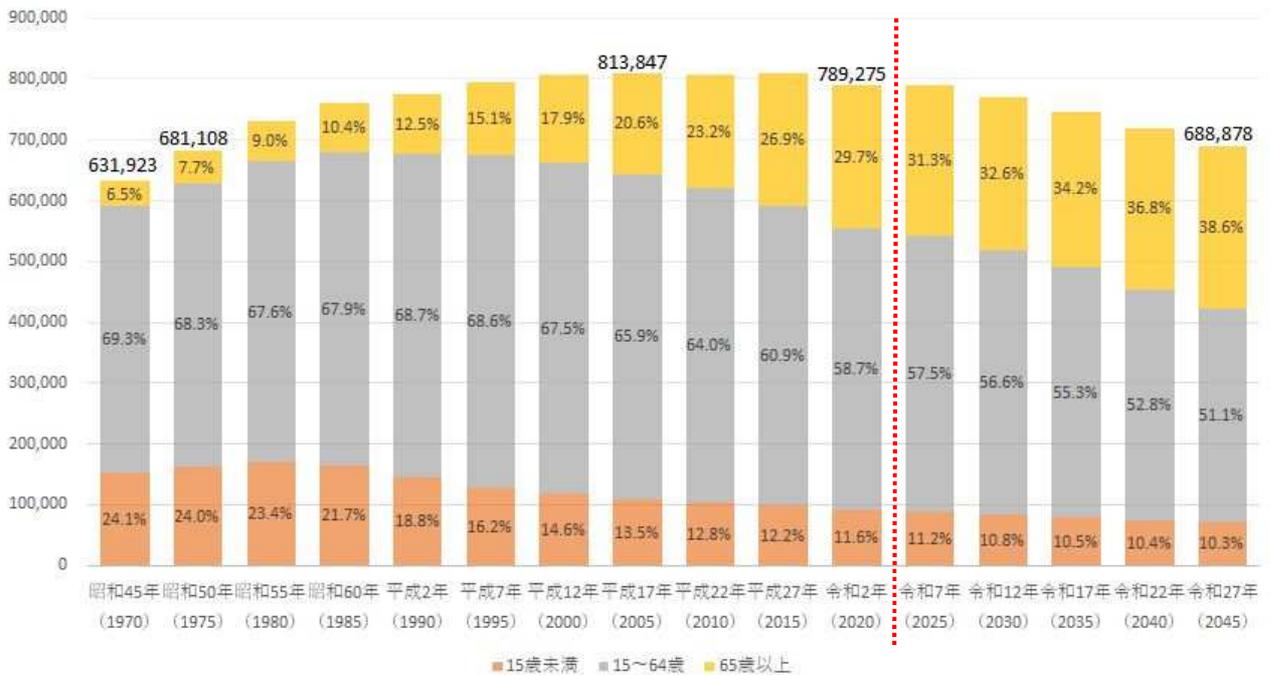
出典：「気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -」
(東京管区気象台)

図 s-2：本市（新潟地方気象台）の降水量の推移

(3) 人口

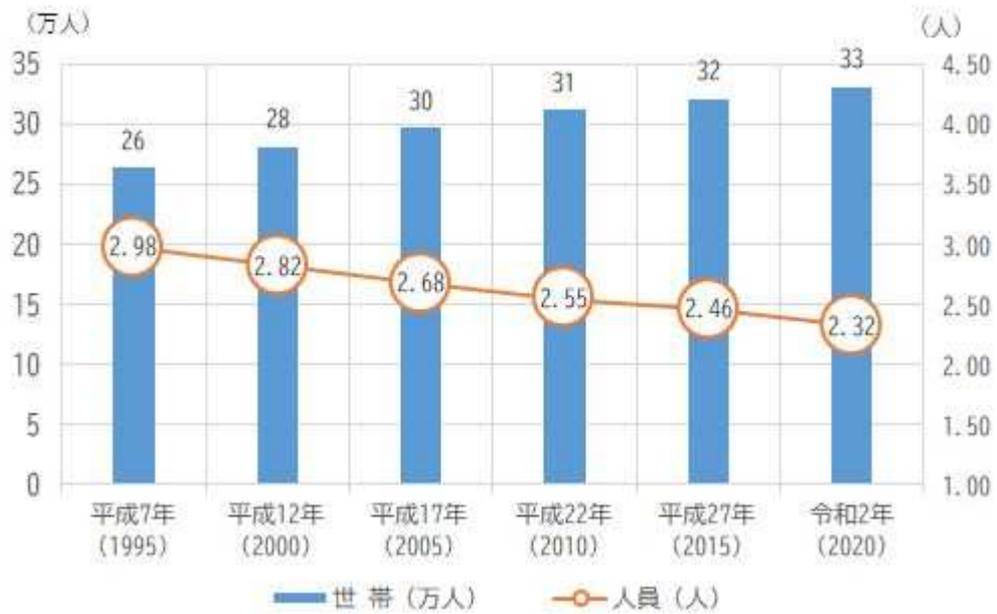
(令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在)

- 総人口 789,275 人
- 世帯数 331,272 世帯
- 人口密度 1,087 人/km²



出典：国勢調査（総務省）
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

図 s-3：本市総人口の推移と推計人口



出典：国勢調査（総務省）

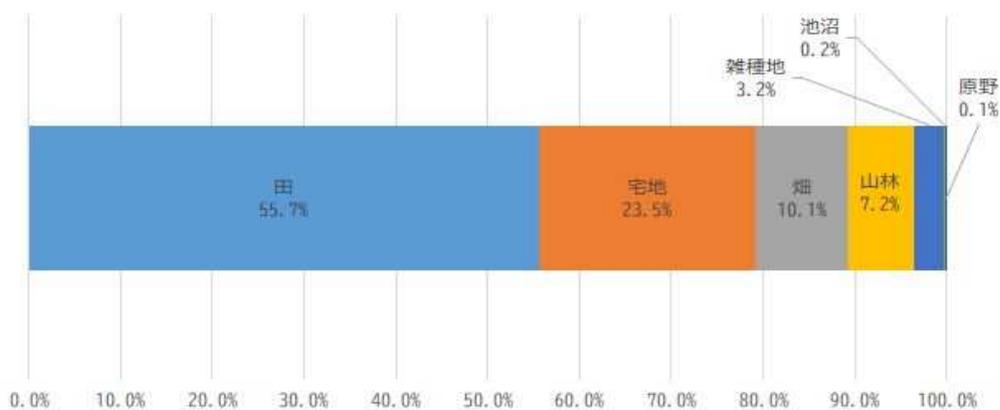
図 s-4：本市の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

表 s-1：本市の人口密度の推移

	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
人口 (人)	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	789,275
世帯数 (世帯)	264,324	283,793	300,139	312,533	321,511	331,272
面積 (km ²)	726.10	726.10	726.10	726.10	726.45	726.27
人口密度 (人/km ²)	1,097	1,114	1,121	1,118	1,115	1,087

出典：新潟市統計書

(4) 土地利用



出典：新潟市統計書

図 s-5：本市の課税面積（令和 3（2021）年 1 月 1 日現在）

(5) 産業構造

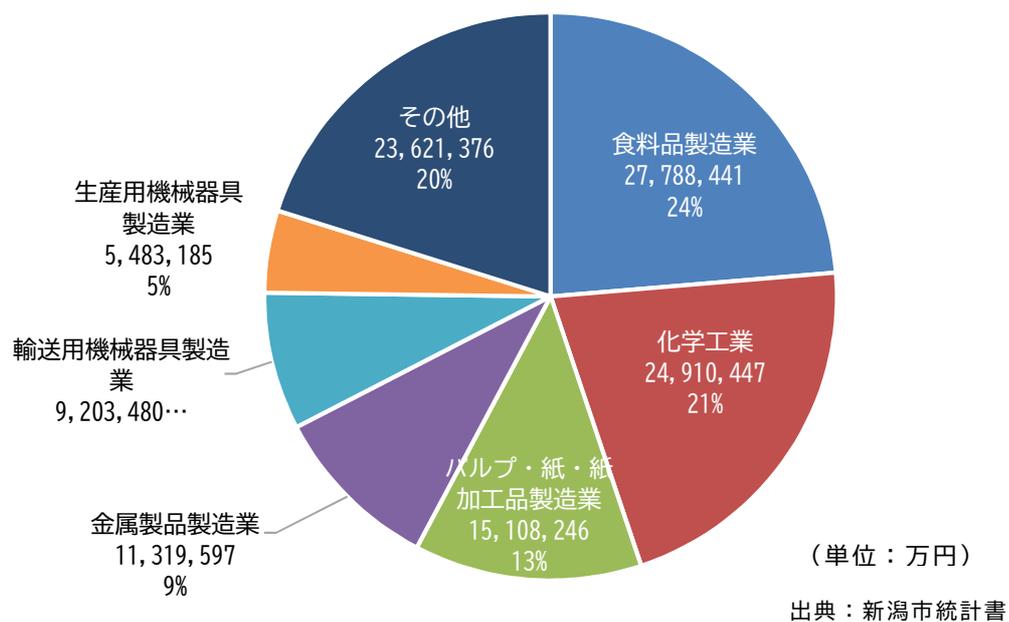


図 s-6：平成 30（2018）年度製造品出荷額等の産業分類別内訳

2 新潟市環境基本条例

平成8年7月2日

条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）
 - 第4節 環境の保全等に関する協力（第21条・第22条）
 - 第5節 推進体制の整備（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他の環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他の相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- （2） 環境の保全上の支障 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害が生ずること、又は広く公共のために確保されることが不可欠な自然環境が適正に保全されないことをいう。
- （3） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （4） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （5） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はそ

の広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
- (2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生動植物の保護並びに樹林地、農地、水辺地等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間とが共生する豊かな環境を確保すること、及び人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止されるよう努めること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費の抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ新潟市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(市の施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を取ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適切な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環を基調とした社会資本の整備等)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築するため、市が自ら実施し、又は直接かかわる都市施設及び市街地開発事業その他の公共的事業に関し、効率的な物流、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び適正な水循環等が促進されるよう総合的かつ計画的な整備に努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第15条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

2 市は、農地及び未利用地その他の民有地における自然環境の保全及びそれらの健全な利用を推進するため、土地所有者の環境の保全に関する自主的な取組が促進されるよう技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に資するため、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 環境の保全等に関する協力

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(国際協力)

第 22 条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 節 推進体制の整備

第 23 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

3 策定の経緯、策定組織

(1) 策定の経緯

年月	内容
平成 10 (1998) 年 6 月	新潟市環境基本計画の策定
平成 19 (2007) 年 3 月	第 2 次新潟市環境基本計画の策定
平成 27 (2015) 年 4 月	第 3 次新潟市環境基本計画の策定
令和 3 (2021) 年 11 月	令和 3 年度第 1 回新潟市環境審議会の開催
令和 4 (2022) 年 3 月	令和 3 年度第 2 回新潟市環境審議会の開催
7 月	令和 4 年度第 1 回新潟市環境審議会の開催
8 月	市民アンケート（無作為抽出）の実施
10 月	令和 4 年度第 2 回新潟市環境審議会の開催
	市民アンケート（市民団体・学生団体）の実施
12 月	令和 4 年度第 3 回新潟市環境審議会の開催
令和 5 (2023) 年 2 月	令和 4 年度第 4 回新潟市環境審議会の開催
3 月	令和 4 年度第 5 回新潟市環境審議会の開催・ 新潟市環境審議会から「第 4 次新潟市環境基本 計画（案）について」答申
4 月	第 3 次新潟市環境基本計画策定

(2) 策定組織（新潟市環境審議会）

新潟市環境審議会条例により設置された附属機関で、本市における環境の保全に関する基本事項を調査・審議するための組織です。委員は学識経験者、関係行政機関の職員、市民の計 19 名（令和 4（2022）年 7 月までは 20 名）で構成されています。

環境基本計画の策定にあたっては、新潟市環境基本条例により、当審議会の意見を聴くことが義務付けられています。

① 審議経過

開催日	会議内容
令和 3（2021）年 11 月 29 日	令和 3 年度第 1 回環境審議会 ・新潟市環境基本計画見直しの趣旨，スケジュール ・第 3 次新潟市環境基本計画の取組み状況の評価
令和 4（2022）年 3 月 29 日	令和 3 年度第 2 回環境審議会 ・環境基本計画骨子（案）の検討
7 月 27 日	令和 4 年度第 1 回環境審議会 ・環境基本計画骨子（案）、施策の方向の検討
10 月 27 日	令和 4 年度第 2 回環境審議会
12 月 27 日	令和 4 年度第 3 回環境審議会
令和 5（2023）年 2 月 7 日	令和 4 年度第 4 回環境審議会
	令和 4 年度第 5 回環境審議会

② 新潟市環境審議会委員名簿

	委員名	役職
	五十嵐 紀子	新潟医療福祉大学リハビリテーション学部准教授
	石崎 智美	新潟大学理学部助教
	伊藤 興亜※1	公募委員
	池田 稔※2	環境省関東地方環境事務所新潟事務所長
○	上村 都	新潟大学法学部教授
	梅津 了※2	新潟県県民生活・環境部参事・環境企画課長
	大塚 裕之	新潟地区環境保全連絡協議会会長
	覚張 昌一	新潟県環境局環境政策課長
	小池 俊夫	環境省関東地方環境事務所新潟事務所長
	佐々木 桐子	新潟国際情報大学経営情報学部准教授
	志賀 隆	新潟大学教育学部准教授
	菅井 清美	新潟県立大学名誉教授
	田辺 顕子	新潟薬科大学薬学部教授
	池主 透子	T C - w a v e 代表
	藤堂 史明	新潟大学経済科学部准教授
◎	中平 浩人	新潟青陵大学大学院看護学研究科教授
	中村 恵子	新潟青陵大学大学院看護学研究科教授
	南波 秀憲	新潟商工会議所副会頭
	波多野 千代	にいがた市民環境会議
	原田 直樹	新潟大学農学部教授
	細野 浩之	新潟市医師会理事
	真木 英明※1	公募委員
	山田 香代子	公募委員

- ・敬称略、五十音順
- ・表中の◎は会長、○は副会長
- ・※1の委員の任期は、令和4（2022）年7月31日まで
- ・※2の委員の任期は、令和4（2022）年3月31日まで

4 市民意見の聴取

環境基本計画策定の基礎資料とするため、環境に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 各調査の概要

① 新潟市民

無作為抽出した方を対象にアンケート調査を実施しました。(詳細な結果は●ページ参照)

調査実施時期	令和4年8月1日(月)～8月19日(金)
調査対象	新潟市に住む18歳以上の男女1,500人
調査方法	住民基本台帳より無作為抽出 郵送またはWEBにより回答
回答数	777名(回収率51.8%)

② 市民団体・事業者

環境保全活動に取り組む市民団体・事業者を対象にアンケート調査を実施し、2030年の新潟市の環境に向けて、各主体がどのようなことに取り組む必要があるか、意見を聴取しました。

調査実施時期	令和4年9月22日(木)～10月21日(金)
調査対象	にいがた市民環境会議の会員団体(26団体) ※令和4年9月1日現在
調査方法	郵送またはメール、WEBにより回答
回答数	24団体(回収率92.3%)

③ 環境保全活動に取り組む学生団体

環境保全活動に取り組む市内の学生団体(協力団体)を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回答をもとに、「新潟環境ネットワーク N-econet(ネコネット)」が主体となって、協力団体の学生たちがオンラインで意見交換を実施し、とりまとめ資料を作成しました。(詳細な結果は●ページ参照)

<協力団体(7団体)>(順不同)

- ・新潟環境ネットワーク N-econet(環境活動を行う学生をつなぐネットワーク団体)
- ・新潟大学 環境系サークルひまわり
- ・新潟大学 SDGs みらい研究会
- ・新潟県立大学 Nicolve
- ・新潟国際情報大学 環境研究部 NUISEco
- ・新潟国際情報大学 Rainbow World Project
- ・新潟医療福祉大学 レクア.コム部

(2) 調査結果の詳細

① 新潟市民

◆ 調査概要

1) 調査の目的

本市は、環境行政の総合的な計画である「新潟市環境基本計画」を平成27(2015)年4月に策定し、環境の保全に関する施策を行ってきました。この計画期間が令和4(2022)年度で終了することから、新潟市の環境に対する市民の意識等を把握し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

2) 調査方法

ア 調査地域	新潟市全域
イ 調査対象	新潟市住民基本台帳に登録されている満18歳以上の男女(個人)
ウ 標本数	1,500人
エ 抽出方法	無作為抽出法
オ 調査方法	郵送方式およびWEB方式(はがきによる督促1回)
カ 調査期間	令和4年8月1日(月)~8月19日(金)

3) 回収結果

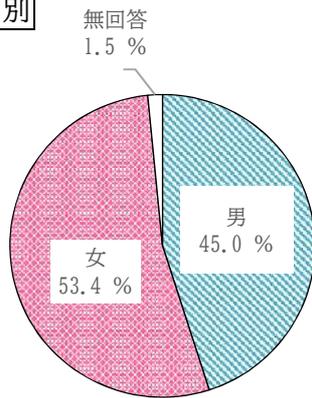
標本数	回収件数	回収率
1500人	777人	51.8%

4) 集計・分析にあたって

- ・図表中の「n」とは回答者総数(または該当者質問での該当者数)のことで、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。
- ・結果は百分率(%)で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100%にならないことがあります。
- ・複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計は100%を超えることになります。
- ・本文及び図表中、意味をそこなわない範囲で簡略化した選択肢があります。

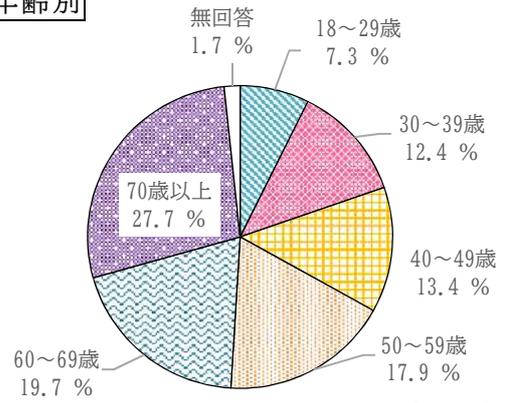
5) 回答者の特性

性別



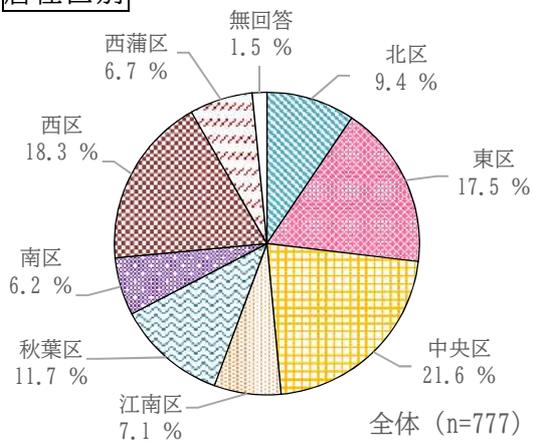
全体 (n=777)

年齢別



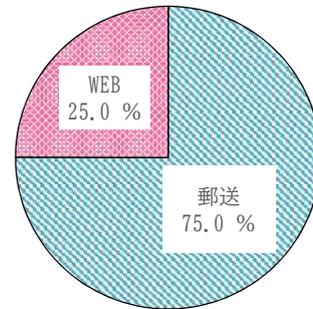
全体 (n=777)

居住区別



全体 (n=777)

回答方法別



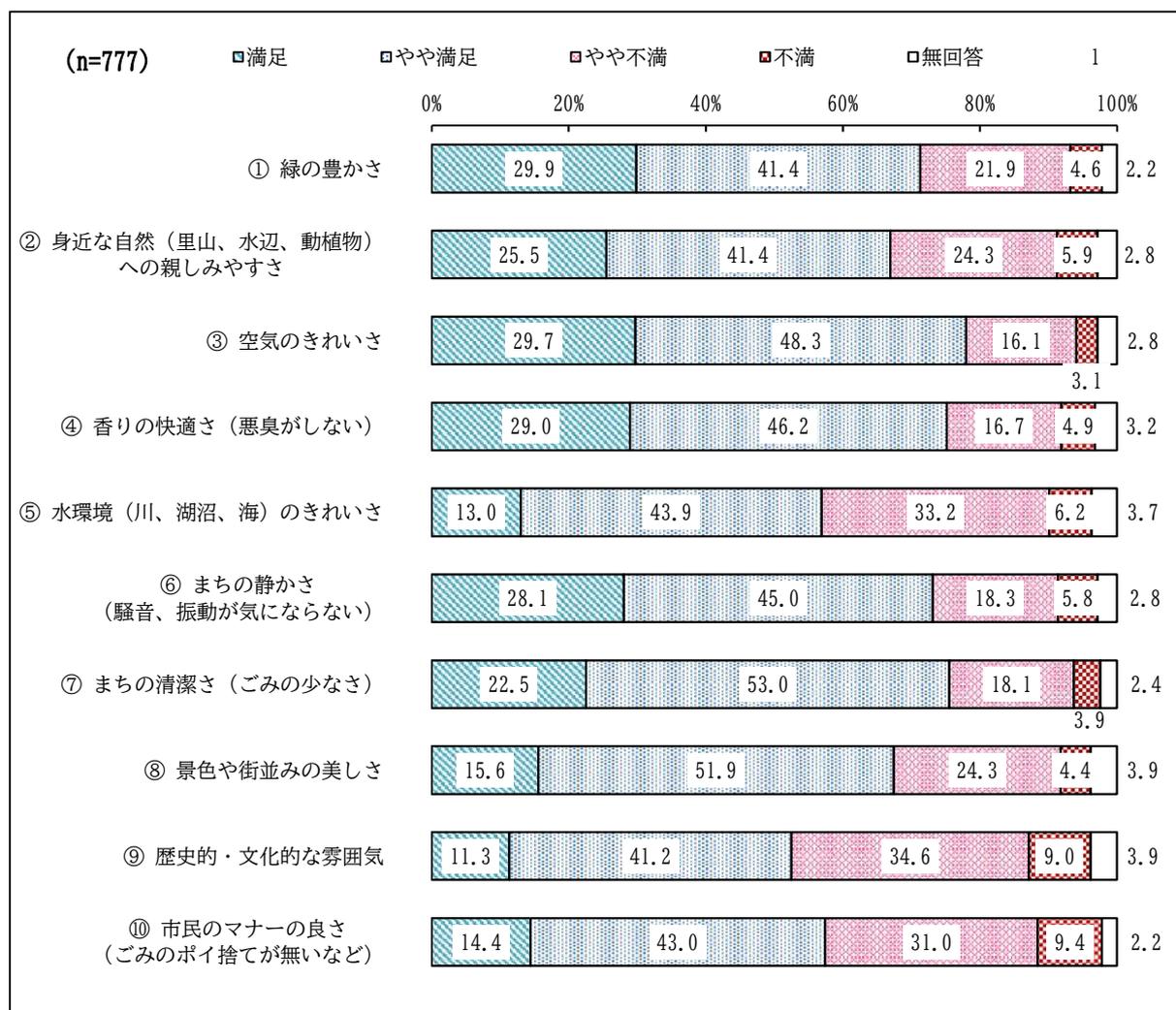
全体 (n=777)

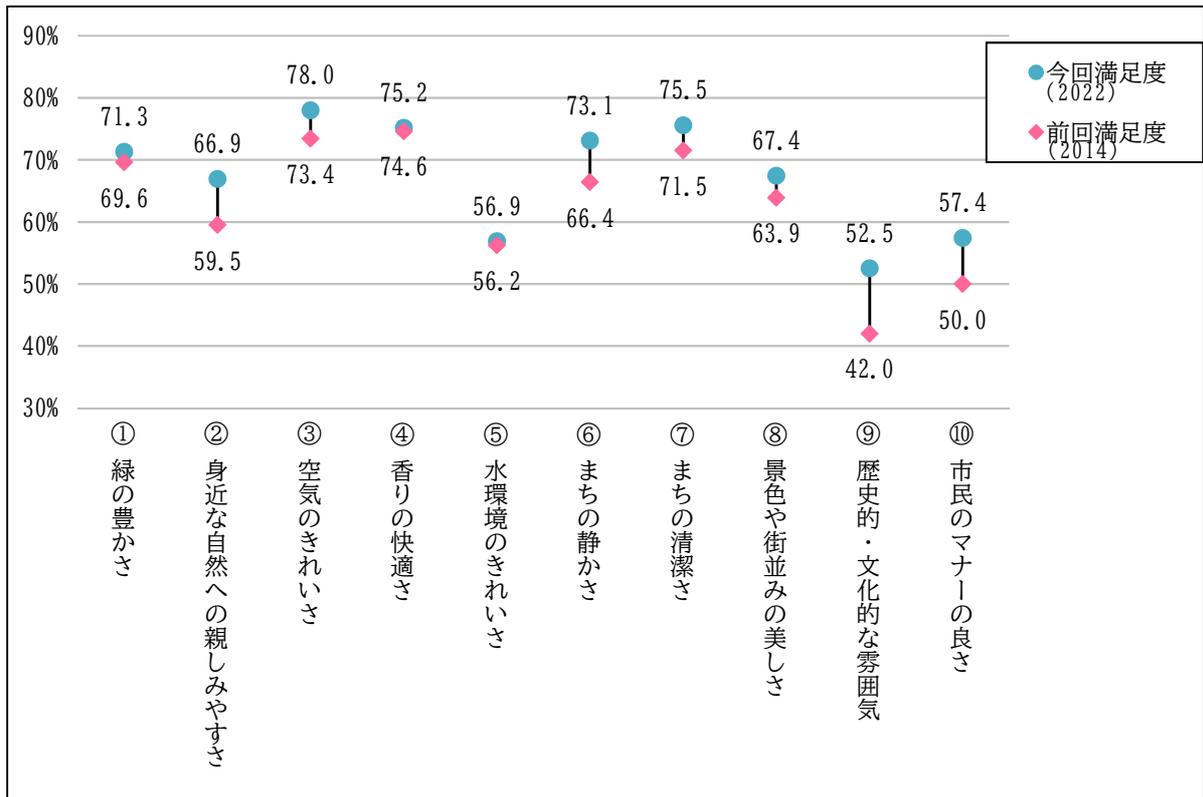
◆ 調査結果

1. 住んでいる周りの環境について

(1) 周辺の環境への満足度

問1 あなたのお住まい周辺の環境についてお尋ねします。
 次の①～⑩の項目に関する評価について、最も当てはまるものに○印をつけてください。





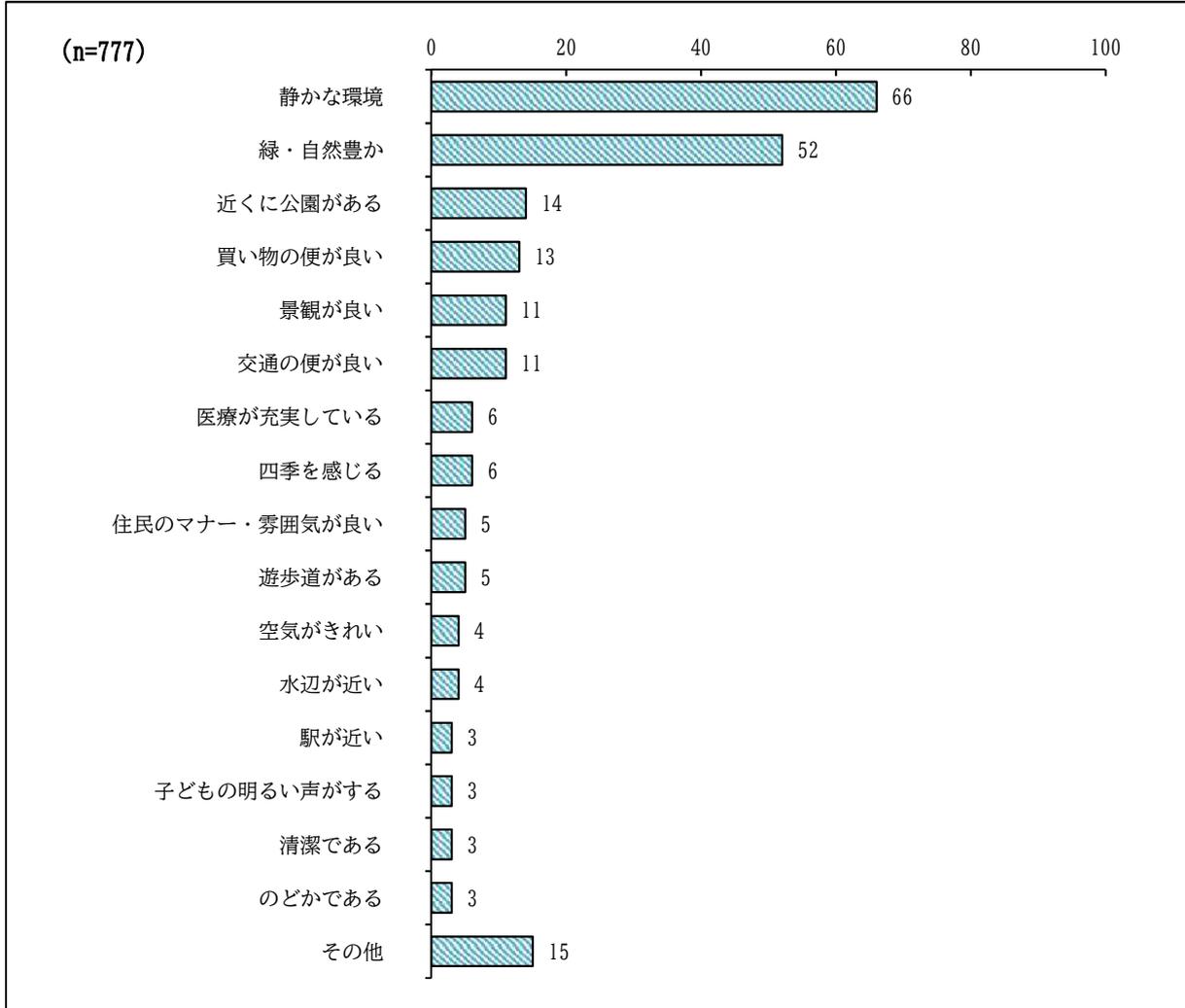
●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	空気のきれいさ	78.0%	①	香りの快適さ	74.6%
②	まちの清潔さ	75.5%	②	空気のきれいさ	73.4%
③	香りの快適さ	75.2%	③	まちの清潔さ	71.5%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	歴史的・文化的な雰囲気	52.5%	①	歴史的・文化的な雰囲気	42.0%
②	水環境のきれいさ	56.9%	②	市民のマナーの良さ	50.0%
③	市民のマナーの良さ	57.4%	③	水環境のきれいさ	56.2%

(2) 周辺の環境の非常に良い点・悪い点

問2 問1に関して、あなたのお住まいの周辺の環境について、非常に良い点、非常に悪い点などがありましたら、具体的にご記入ください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

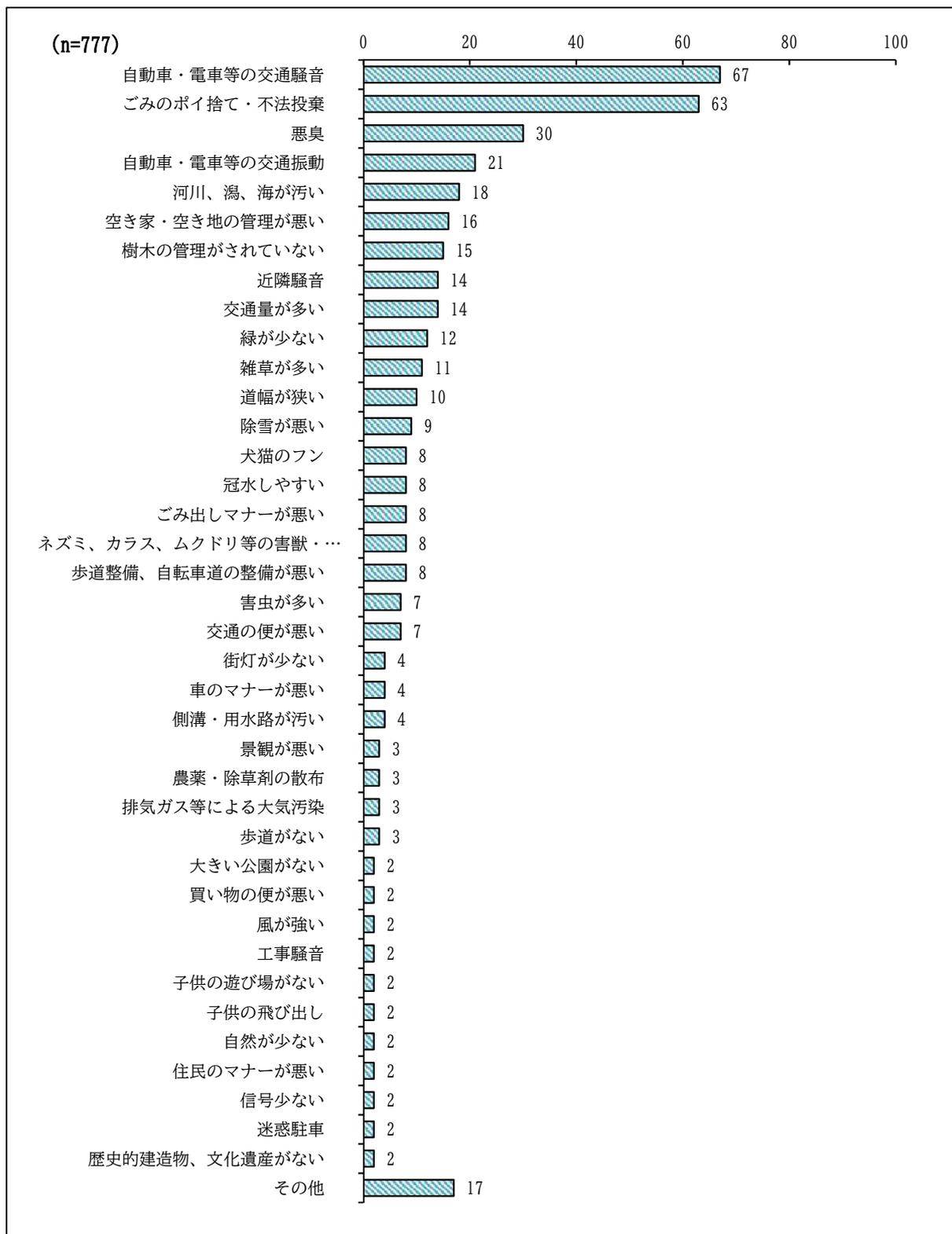
①住まいの周辺の環境で非常に良い点

(回答数)



②住まいの周辺の環境で非常に悪い点

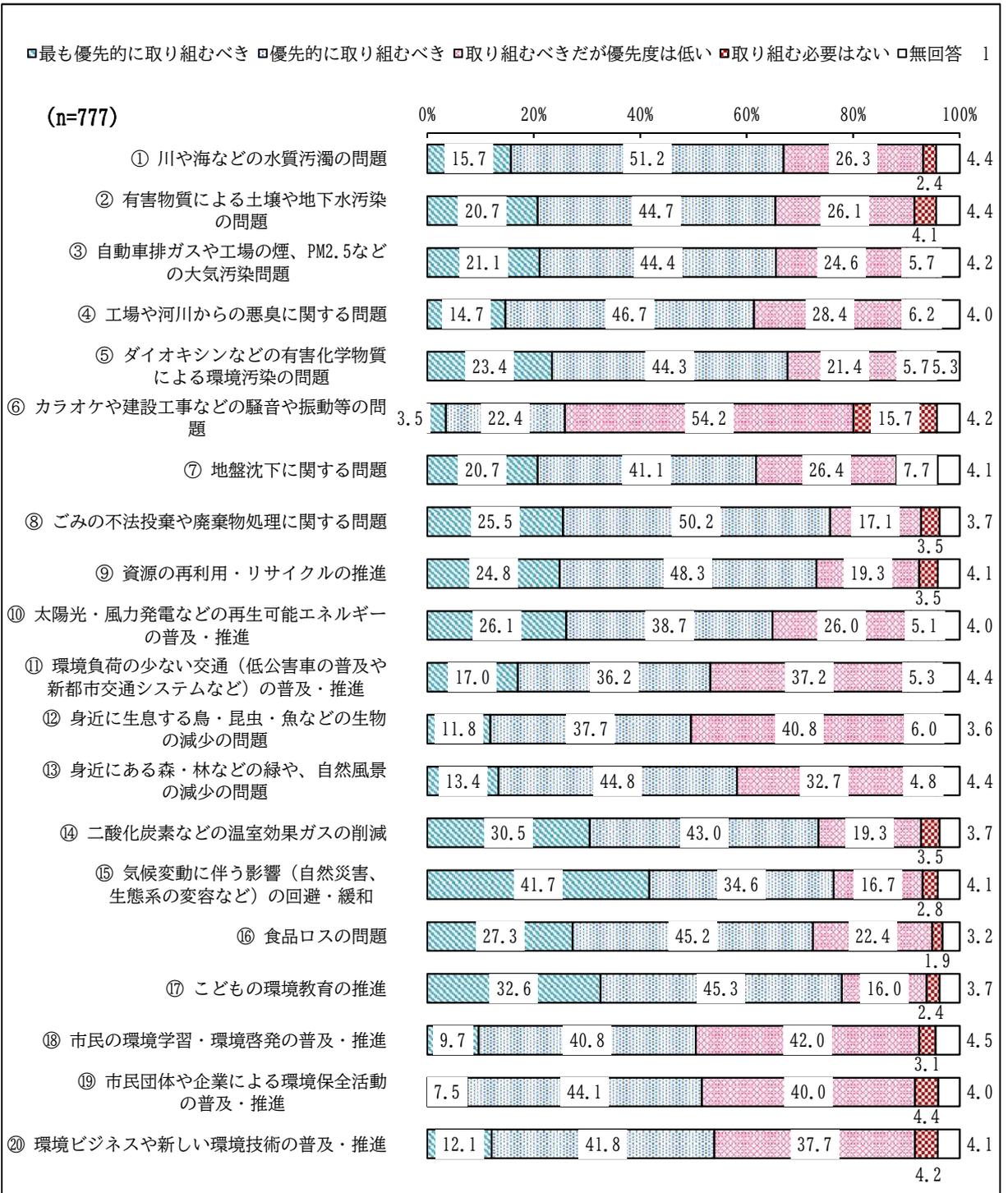
(回答数)

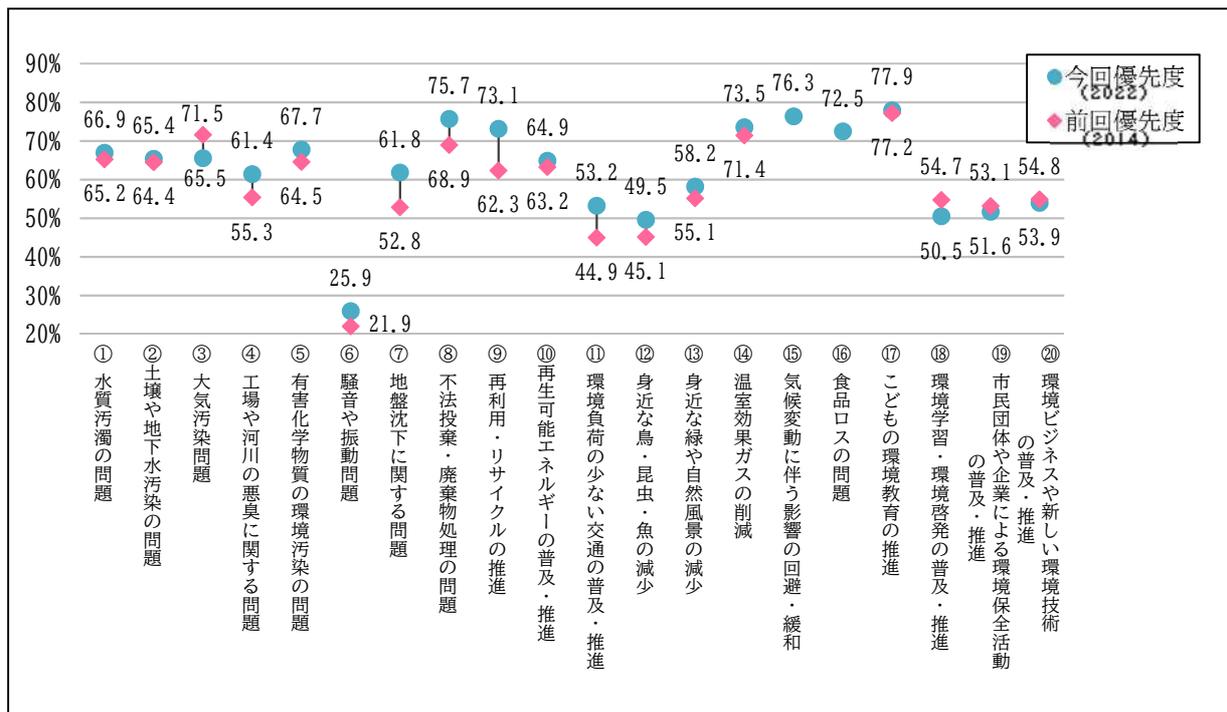


2. 環境課題への新潟市の取り組みについて

問3 次の①～⑳の項目について、新潟市全体（市民や企業や行政）の環境課題として、それぞれどのような優先度をもって取り組むべきとお考えですか。
 あなたの考えに最も当てはまるもの（1、2、3、4）に○印をつけてください。
 また、各項目に関して、平成27（2015）年度の状況と比べての改善傾向や、市の対策に対する評価について、最も当てはまるもの（A、B、C）に○印をつけてください。
 （取組優先度、改善傾向又は対策の評価のそれぞれあてはまるもの1つに○）

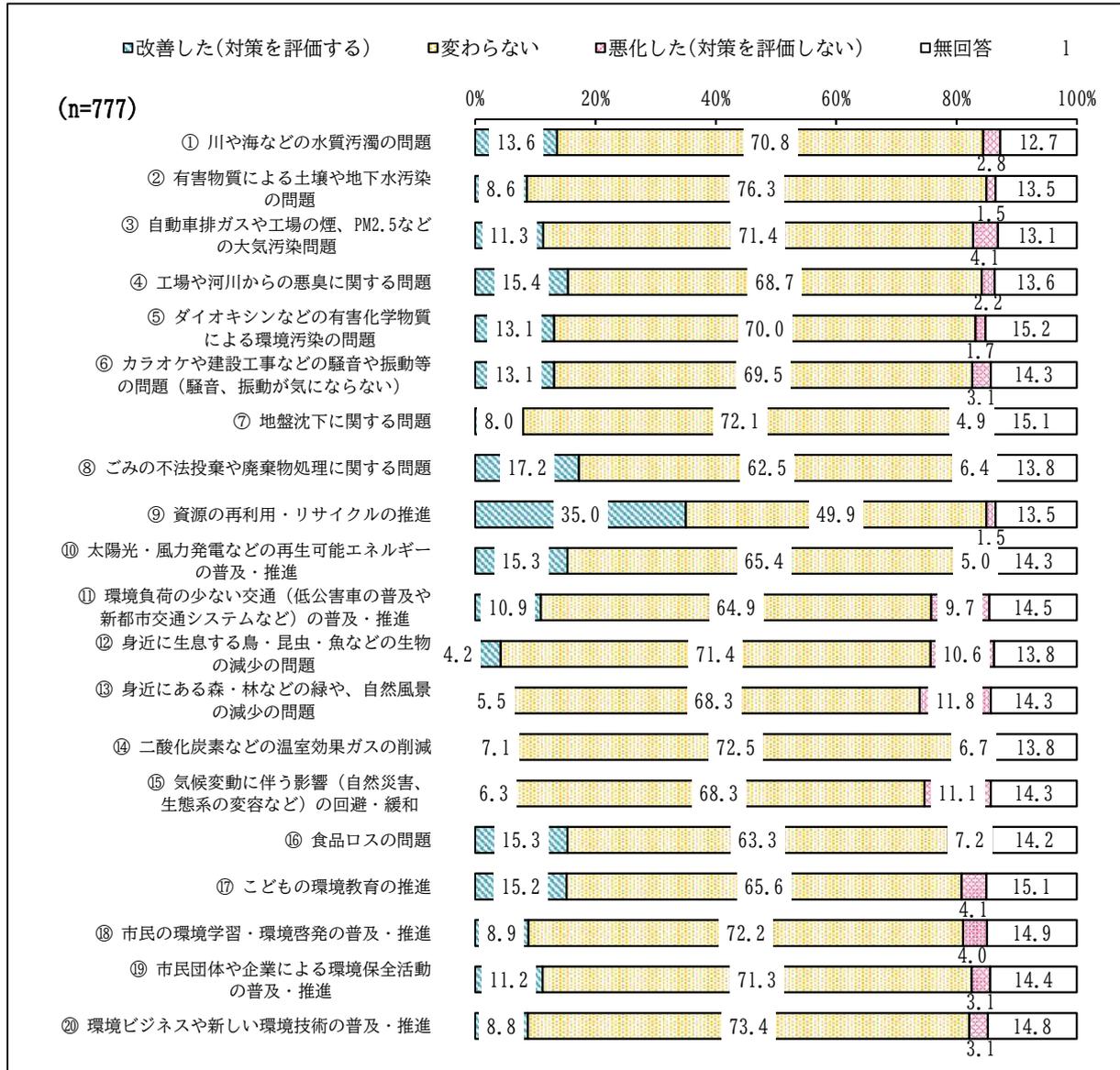
（1）環境課題への取り組み優先度





●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	こどもの環境教育の推進	77.9%	①	こどもの環境教育の推進	77.2%
②	気候変動に伴う影響の回避・緩和	76.3%	②	大気汚染問題	71.5%
③	不法投棄・廃棄物処理の問題	75.7%	③	地球温暖化問題	71.4%
④	温室効果ガスの削減	73.5%	④	不法投棄・廃棄物処理の問題	68.9%
⑤	再利用・リサイクルの推進	73.1%	⑤	水質汚濁の問題	65.2%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	騒音・振動問題	25.9%	①	騒音・振動問題	21.9%
②	身近な鳥・昆虫・魚の減少	49.5%	②	環境負荷の少ない交通の普及・推進	44.9%
③	環境学習・環境啓発の普及・推進	50.5%	③	身近な鳥・昆虫・魚の減少	45.1%
④	市民団体や企業の環境保全活動	51.6%	④	酸性雨被害の問題	51.8%
⑤	環境負荷の少ない交通の普及・推進	53.2%	⑤	地盤沈下問題	52.8%

(2) 環境課題への改善傾向又は対策への評価



【上位】

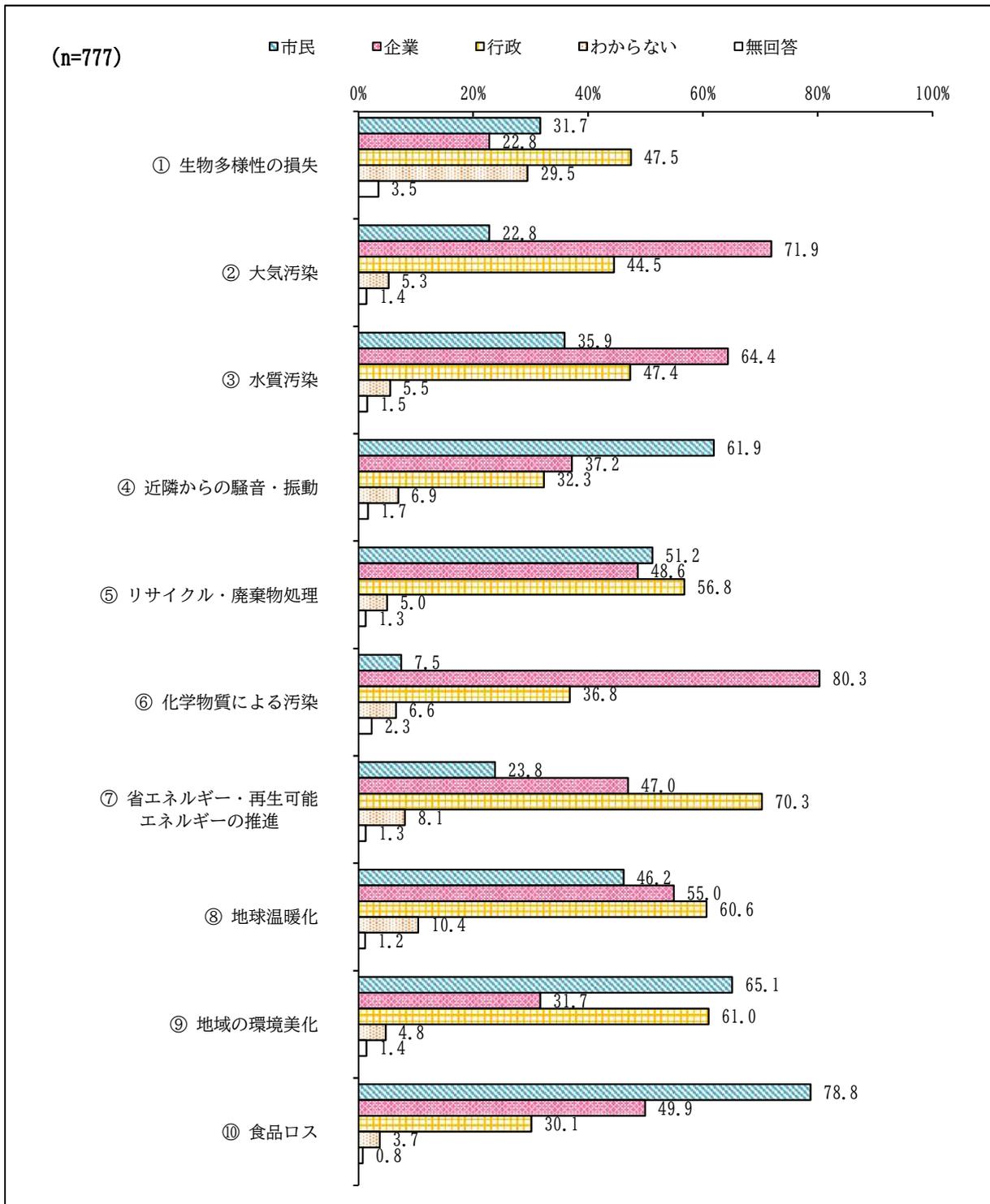
改善した(対策を評価する)		
①	資源の再利用・リサイクルの推進	35.0%
②	ごみの不法投棄や廃棄物処理に関する問題	17.2%
③	工場や河川からの悪臭に関する問題	15.4%

変わらない		
①	有害物質による土壌や地下水汚染の問題	76.3%
②	環境ビジネスや新しい環境技術の普及・推進	73.4%
③	二酸化炭素などの温室効果ガスの削減	72.5%

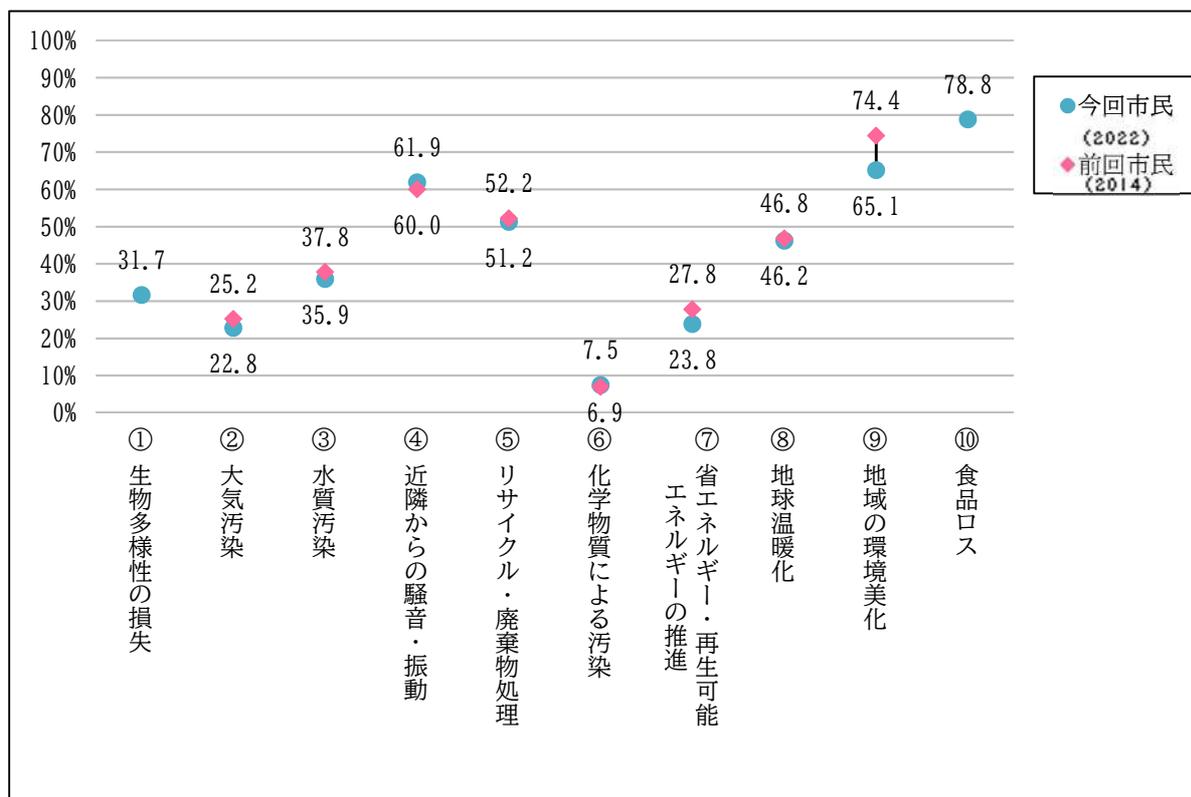
悪化した(対策を評価しない)		
①	身近にある森・林などの緑や、自然風景の減少の問題	11.8%
②	気候変動に伴う影響(自然災害、生態系の変容など)の回避・緩和	11.1%
③	身近に生息する鳥・昆虫・魚などの生物の減少の問題	10.6%

(3) 環境に関する課題に取り組むべき主体

問4 次の①～⑩の環境に関する課題を解決するためには、誰の努力が最も必要だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えにあてはまるものを選んで番号に○印をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

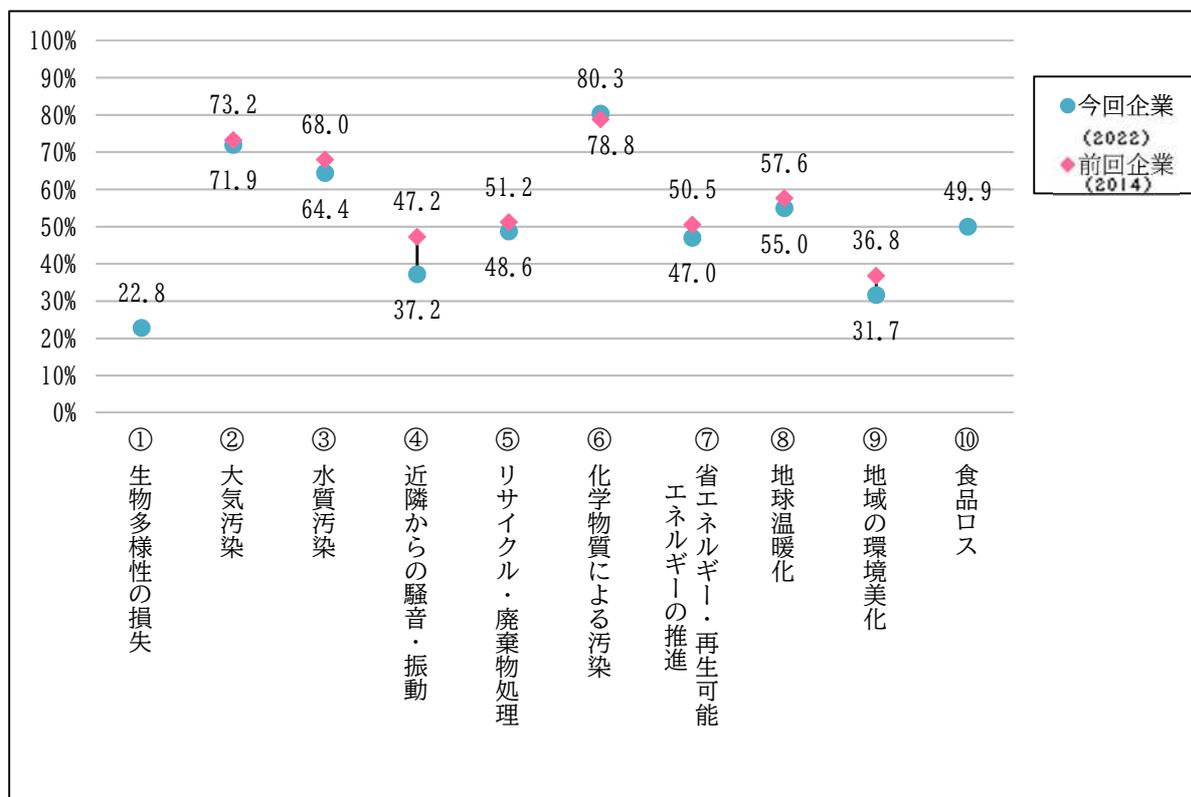


・市民



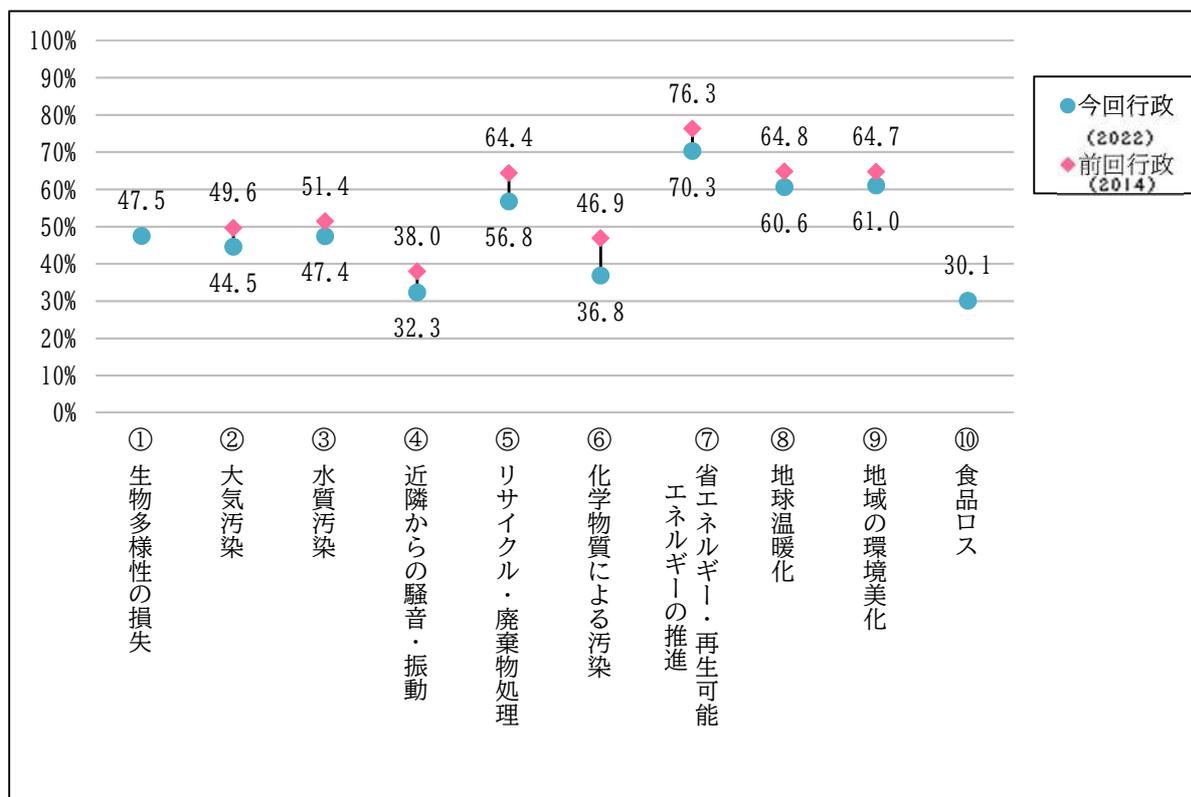
●今回【市民上位】			◆前回【市民上位】		
①	食品ロス	78.8%	①	地域の環境美化	74.4%
②	地域の環境美化	65.1%	②	近隣からの騒音・振動	60.0%
③	近隣からの騒音・振動	61.9%	③	リサイクル・廃棄物処理	52.2%
●今回【市民下位】			◆前回【市民下位】		
①	化学物質による汚染	7.5%	①	化学物質による汚染	6.9%
②	大気汚染	22.8%	②	大気汚染	25.2%
③	省エネ・再生可能エネルギーの推進	23.8%	③	省エネ・再生可能エネルギーの推進	27.8%

・ 企業



●今回【企業上位】			◆前回【企業上位】		
①	化学物質による汚染	80.3%	①	化学物質による汚染	78.8%
②	大気汚染	71.9%	②	大気汚染	73.2%
③	水質汚染	64.4%	③	水質汚染	68.0%
●今回【企業下位】			◆前回【企業下位】		
①	生物多様性の損失	22.8%	①	地域の環境美化	36.8%
②	地域の環境美化	31.7%	②	自然環境の減少・破壊の防止	46.6%
③	近隣からの騒音・振動	37.2%	③	近隣からの騒音・振動	47.2%

・ 行政

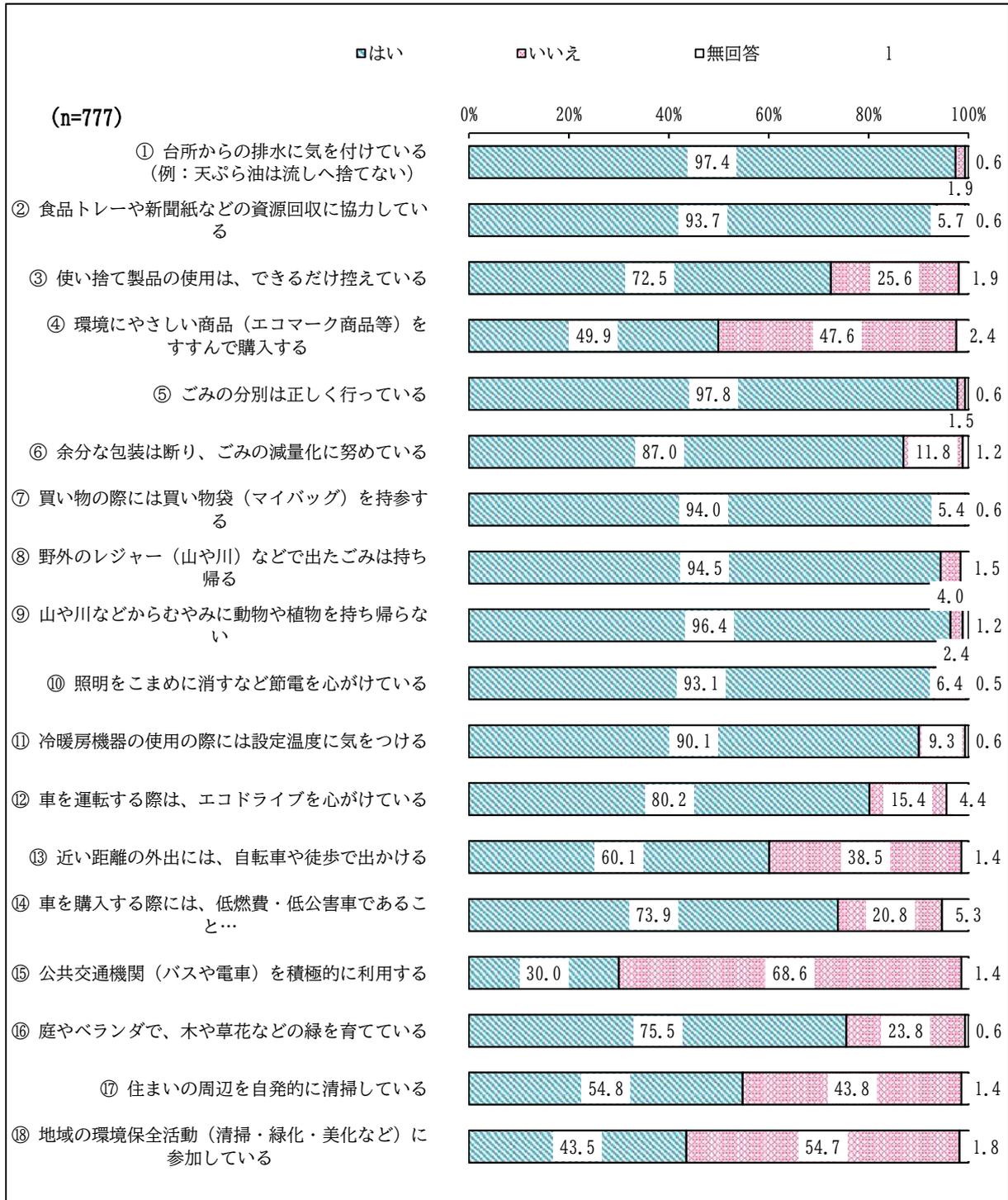


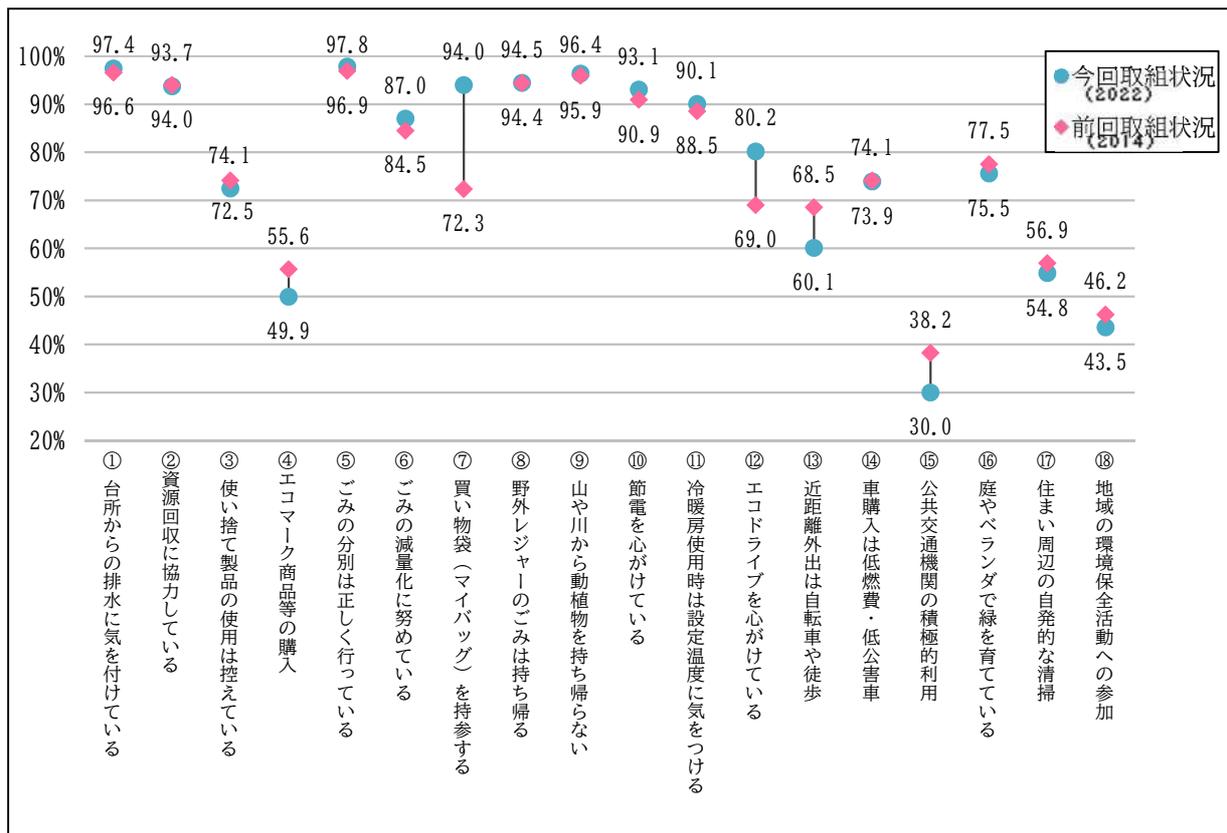
●今回【行政上位】			◆前回【行政上位】		
①	省エネ・再生可能エネルギーの推進	70.3%	①	省エネ・再生可能エネルギーの推進	76.3%
②	地域の環境美化	61.0%	②	自然環境の減少・破壊の防止	68.0%
③	地球温暖化	60.6%	③	地球温暖化	64.8%
●今回【行政下位】			◆前回【行政下位】		
①	食品ロス	30.1%	①	近隣からの騒音・振動	38.0%
②	近隣からの騒音・振動	32.3%	②	化学物質による汚染	46.9%
③	化学物質による汚染	36.8%	③	大気汚染	49.6%

3. 環境を良くする行動について

問5 次の①～⑮は環境を守るために役立つ取り組みの一例です。
 普段のあなたの生活にあてはめて、「はい」「いいえ」でお答えください。
 (番号に○印を記入)
 また、「いいえ」を選んだ項目について、その取り組みができない理由を下記の
 1～8から一つ選んで、番号を「いいえの理由」の欄に記入ください。

(1) 環境を良くする行動の取り組み状況

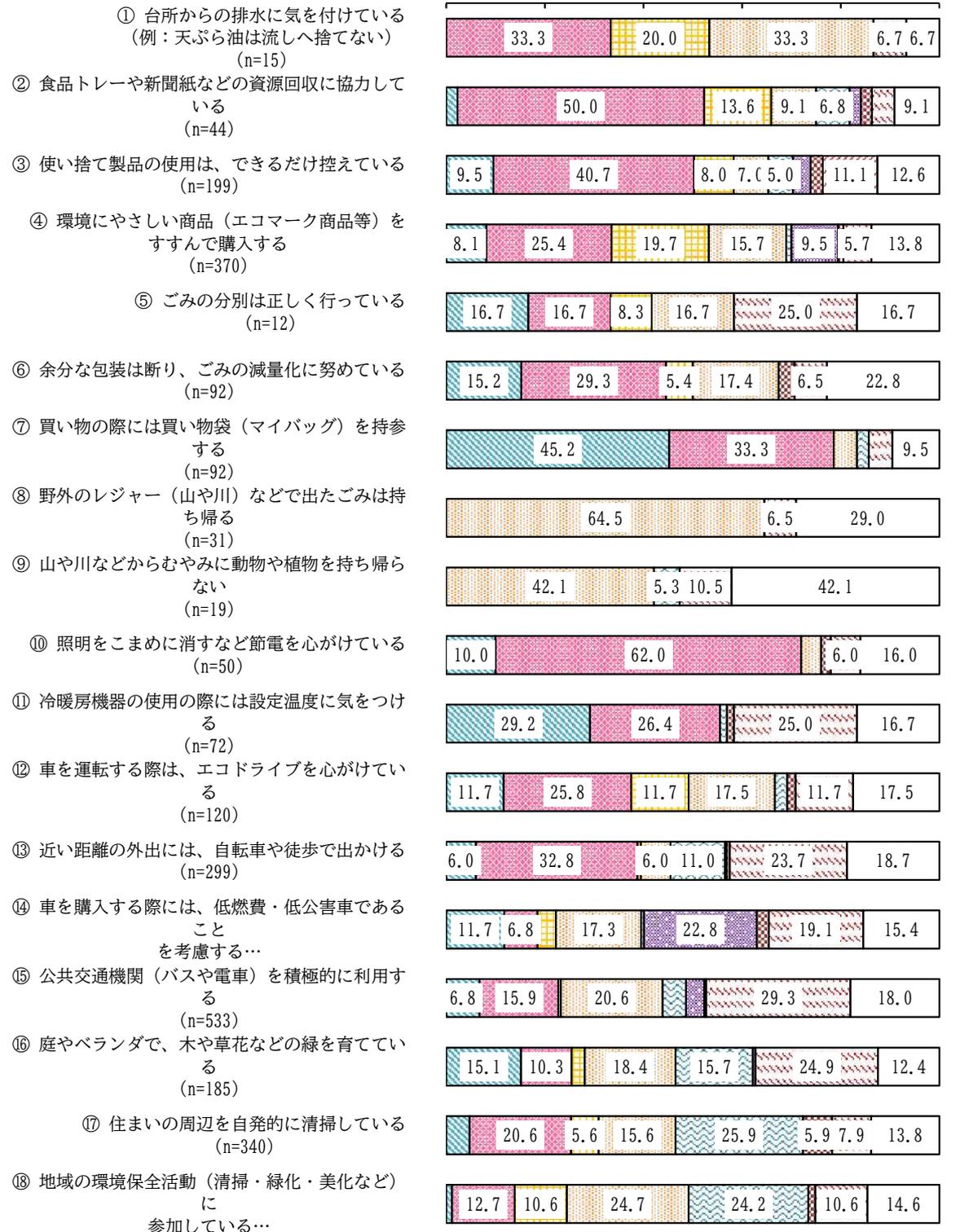




●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	ごみの分別は正しく行っている	97.8%	①	ごみの分別は正しく行っている	96.9%
②	台所からの排水に気を付けている	97.4%	②	台所からの排水に気を付けている	96.6%
③	山や川から動植物を持ち帰らない	96.4%	③	山や川から動植物を持ち帰らない	95.9%
④	野外レジャーのごみは持ち帰る	94.5%	④	野外レジャーのごみは持ち帰る	94.4%
⑤	買い物袋（マイバッグ）を持参する	94.0%	⑤	資源回収に協力している	94.0%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	公共交通機関の積極的利用	30.0%	①	公共交通機関の積極的利用	38.2%
②	地域の環境保全活動への参加	43.5%	②	地域の環境保全活動への参加	46.2%
③	エコマーク商品等の購入	49.9%	③	エコマーク商品等の購入	55.6%
④	住まい周辺の自発的な清掃	54.8%	④	住まい周辺の自発的な清掃	56.9%
⑤	近距離外出は自転車や徒歩	60.1%	⑤	近距離外出は自転車や徒歩	68.5%

(2) 「いいえ」の（取り組んでいない）理由

- 必要と思わない
- 取り組み方がわからない
- 取り組む時間がない
- 自分だけ取り組んでも意味がない
- 無回答
- 必要と思うが面倒だ
- 取り組む機会がない
- 費用がもったいない
- 取り組みたいが、行動できる環境にない

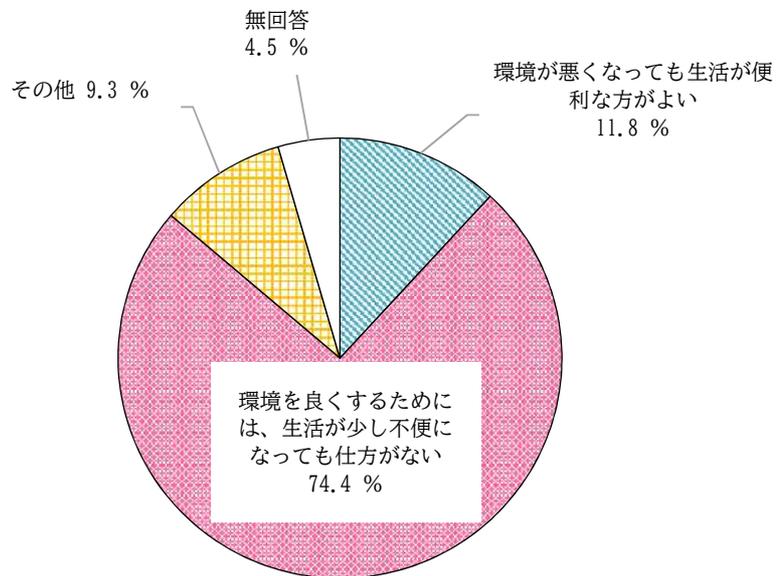


※5.0%未満は値非表示

(3) 環境を良くする対策と現在の生活について

問6 環境を良くする対策を進めていくと、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくることが考えられますが、これについて、あなたの考えに最も近いものを一つ選んで、番号に○印をつけてください。(○は一つ記入)

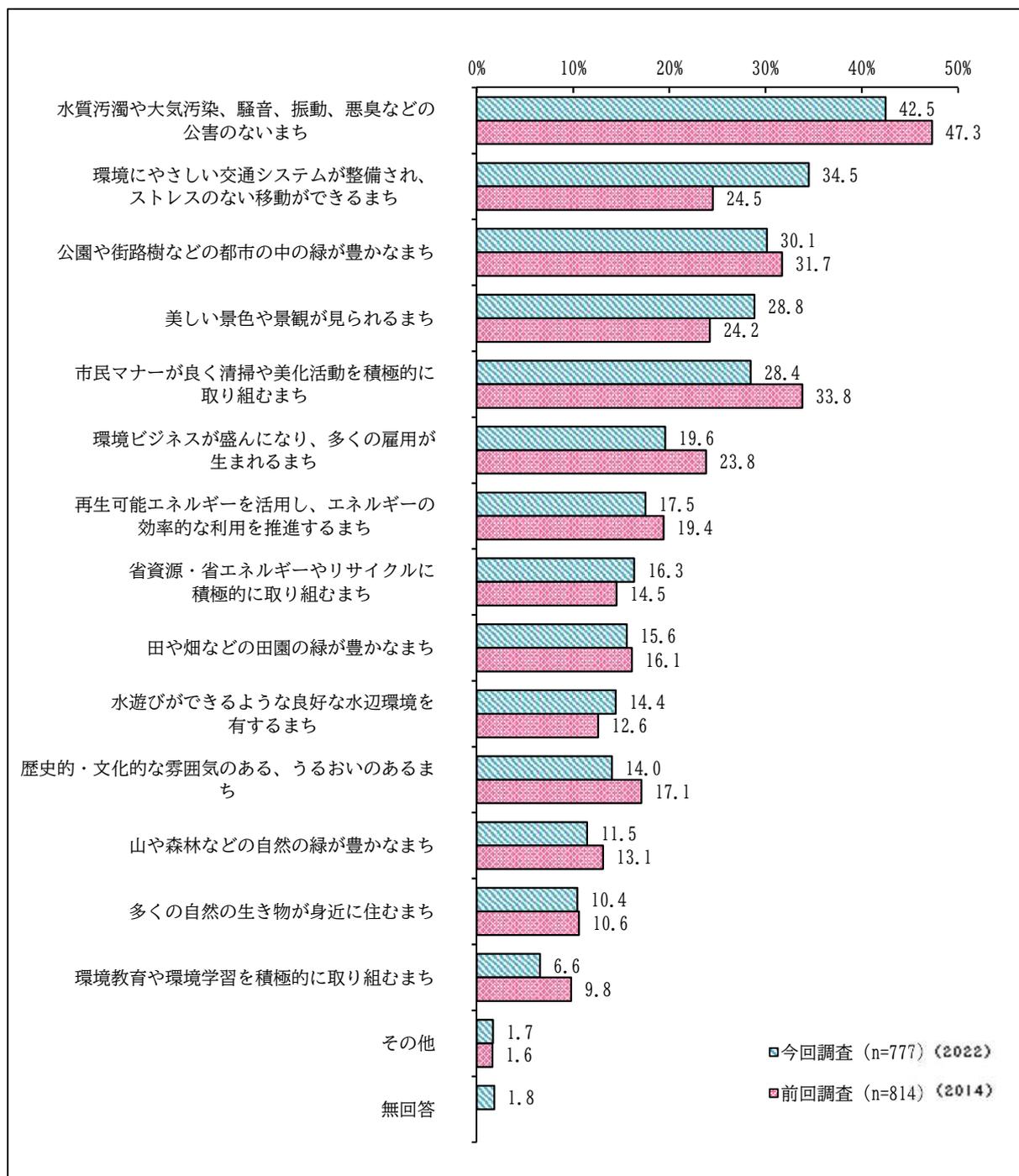
全体 (n=777)



4. 将来の新潟市の都市像について

(1) 将来の望ましい新潟市の都市像

問7 将来の望ましい新潟市の都市像（環境に関するもの）について、あなたが思うものを下の中から三つ選んで、番号に○印を付けてください。（○は三つ記入）



●今回【上位】		
①	水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち	42.5%
②	環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち	34.5%
③	公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち	30.1%
④	美しい景色や景観が見られるまち	28.8%
⑤	市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち	28.4%

◆前回【上位】		
①	水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち	47.3%
②	市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち	33.8%
③	公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち	31.7%
④	環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち	24.5%
⑤	美しい景色や景観が見られるまち	24.2%

(2) 後世に残したい環境

問8 あなたの身近な環境で、後世に残したいと思うものをお書きください。
 (例) 福島潟の自然、萬代橋～やすらぎ堤の水辺、のどかな田園風景、新津の里山、角田山の自然、海辺の松林

ワードクラウド図では、文章中で出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に
 応じた大ききで図示しています。回答に出現する回数が多かったワードは「自然」「田
 園風景」「やすらぎ堤」「水辺」「公園」「萬代橋」「鳥屋野潟」等となっています。

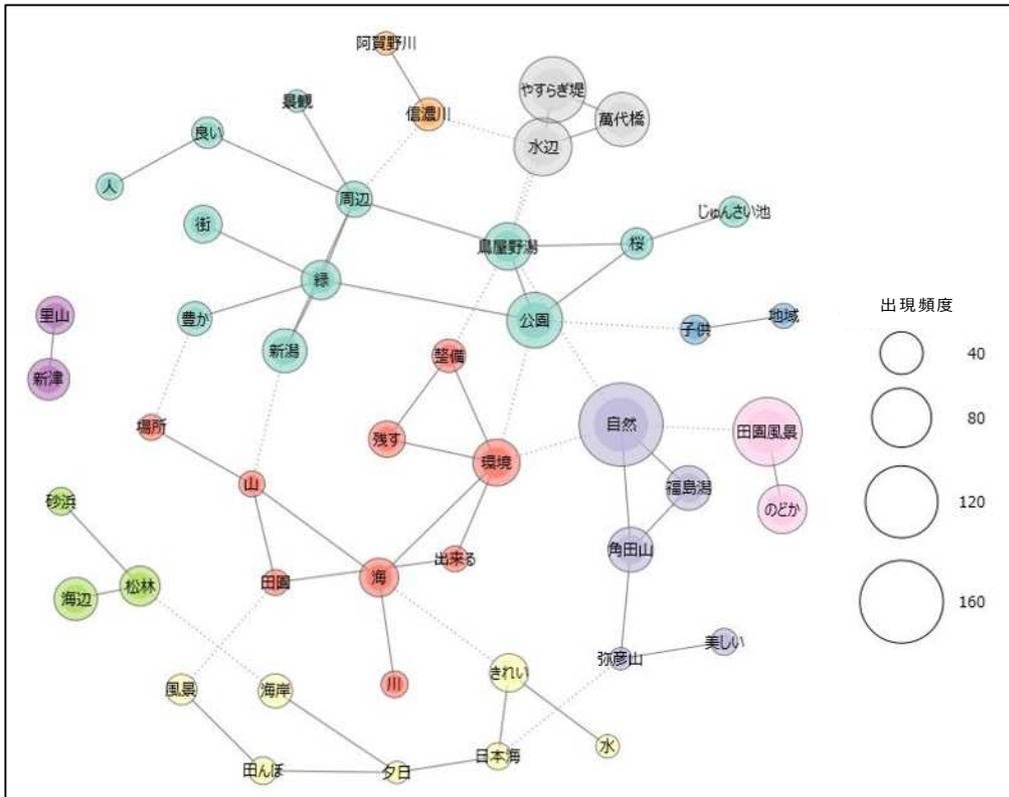
また、共起ネットワーク図では、単語が共通に出現する関係（共起関係）を円と線で
 表示しています。

【ワードクラウド図】



抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
自然	162	緑	34
田園風景	108	海	33
やすらぎ堤	100	きれい	32
水辺	75	街	31
公園	70	里山	31
萬代橋	66	残す	29
のどか	53	周辺	28
鳥屋野潟	50	海岸	25
環境	49	豊か	25
角田山	45	整備	24
福島潟	44	信濃川	23
新潟	43	桜	21
海辺	41	良い	21
新津	38	じゅんさい池	20
松林	35	風景	20

【共起ネットワーク図】



③ 環境保全活動に取り組む学生団体

【学生団体が作成したまとめ資料】

